

目 次

| | |
|---|-----|
| I. はじめに..... | 1 |
| 1. 調査の目的と課題..... | 1 |
| 2. 調査方法..... | 2 |
| 3. これまでのシェルター調査レビュー..... | 4 |
| II. 全国の自治体・支援団体の状況 | 5 |
| 1. 自治体アンケート..... | 5 |
| 2. 民間支援団体アンケート | 21 |
| III. 自治体ヒアリング調査によるホームレス自立支援の現状..... | 32 |
| 1. 大都市のいくつかの事例 | 32 |
| 2. 大都市圏周辺・地方都市のいくつかの事例..... | 44 |
| IV. 広域支援の重要性 | 47 |
| 1. 使えるハウジング資源の限られた地方都市の状況と近年の変化 | 47 |
| 2. 広域支援の事例..... | 49 |
| 3. 広域支援の個別事例紹介..... | 51 |
| V. 新法との関連性から見たホームレス自立支援システムの再編成に関する提言 | 75 |
| 1. 大都市モデルの提唱 | 75 |
| 2. 大都市周辺・地方都市モデルの提唱 | 81 |
| 3. 新法で漏れ落ちている中間ハウジング施策の今後のあり方 | 82 |
| 付録 | 86 |
| 1. 調査票 | 86 |
| 2. 調査検討委員会メンバー | 102 |
| 3. 執筆者 | 102 |

I. はじめに

1. 調査の目的と課題

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークでは、2010 年度「**広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査**」として、全国規模で各地のホームレス支援団体、自治体等を対象とした調査を実施して以降、広義のホームレスに関する調査を継続実施し、その実態を明らかにしてきた。これらの調査を通じて「広義のホームレス」として位置付けた対象は、路上生活者だけでなく居住不安定層まで広がる広い意味でのホームレス状況にあるものである。そして、これは、2015 年 4 月に施行される生活困窮者自立支援法のなかで定義されている生活困窮者に限りなく近い層もあるといえるだろう。

これまで生活保護法とホームレス自立支援法というダブルトラックのなかで実施されてきた多様なホームレス支援は、生活困窮者自立支援法により、トリプルトラックのなかで運用していくこととなる。現在、生活困窮者自立支援モデル事業が全国の自治体で先行実施され、まさにトリプルトラック化の途上にあるともいえる。

ホームレス自立支援法関連の支援としては、2002(平成 14)年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が施行されて以降、各自治体において自立支援センターをはじめ、ホームレス総合相談推進事業(路上の巡回相談や住居移行後のアフターケア等)、緊急一時宿泊事業(シェルター事業)、能力活用推進事業、NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業などが実施してきた。2008(平成 20)年のリーマン・ショック以降は、経済雇用情勢の悪化に対する措置として国庫補助率を2分の1から 10 分の 10 へ引き上げたことにより、緊急一時宿泊事業のみならず、NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業のなかで、居住付の相談支援が広く実施してきた。加えてセーフティネット支援対策事業費補助金および緊急雇用創出基金(住まい対策拡充等支援事業分)も活用しながら、全国の自治体や民間支援団体が多様なホームレス関連施策を実施とともに、自治体と民間支援団体が支援を通じて良好な関係を構築してきた。この結果、厚生労働省が毎年1月に実施しているホームレス概数調査の結果をみると、路上生活するホームレスの実数は確実に減少傾向にある。

生活保護法関連の支援としては、第一種社会福祉施設として、救護施設、更生施設、宿所提供的施設が存在するほか、民間団体が生活保護の住宅扶助等を活用しながら居住付の支援を行う施設等が存在する。第二種社会福祉事業である無料低額宿泊所のほか、無料低額宿泊所の届け出をしていなくても同様に利用料をとる転貸型の施設、また福祉サービス付きのアパートなどであり、これらも居住セーフティネットとして機能している。

生活困窮者自立支援法のもとで居住にかかわる支援としては、一時生活支援事業および住居確保給付金が規定されているが、一時生活支援事業としてモデル事業を実施してきた団体は少なく、これまでホームレス対策として実施してきた居住支援を、今後同じ体制で維持していくことが可能であるか検証していくことが重要である。また住居確保給付金(現・住宅支援給付)には年齢制限や離職後 2 年以内などといった制約があることに加えて、一般不動産市場において、審査や保証人の問題で支援対象者が住居を確保できるのかも問題になるであろう。

このような流れの中で、これまでホームレス支援団体が培ってきた路上生活者および住居喪失の恐れのある生活困窮者の居住を含めた支援、ハウジングリソースの活用状況を把握したうえで必要な施策を検討していくことが本調査の目的である。

2. 調査方法

本調査は、既存の施策、調査のレビューに加えて、(1)自治体アンケート調査、(2)支援団体アンケート調査、(3)ヒアリング調査 の3つの調査から構成されている。なお、いずれの調査も、一般社団法人インクルーシブ・シティネットとの共同調査チームとして実施した。

(1) 自治体調査

モデル事業の実施状況、HL 関連施策の実施状況、今後の見込み等について調査

対象自治体 297 自治体

- 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施自治体
- ホームレス対策の緊急一時宿泊事業の実施自治体
- その他、政令指定都市および中核都市

回収数 218 票 (回収率 73.4%)

(2) 民間支援団体調査

ホームレス支援団体を中心に実施事業、支援の内容について入口から出口までの流れを調査

対象団体 108 団体

- ホームレス支援全国ネットワーク加盟団体
- 2010 年、2012 年 広義のホームレス調査の調査対象団体
- 2011 年 パーソナルサポート事業調査の調査対象団体(自治体直営は除く)
- その他ホームレスの支援活動を行っている団体

回収数 59 票 + 白票2票 (回収率 56.5%)

(3)ヒアリング調査

一時生活支援事業のモデル事業実施自治体、緊急一時宿泊事業実施自治体を中心に、大都市、地方都市、民間支援団体など幅広く訪問、聞き取り調査を実施した。

表 I-1 ヒアリング調査の一覧

| 日時 | ヒアリング先 | テーマ |
|-------------|--------------------------|---------------------------------|
| 2014年9月19日 | 山口市調査 | 一時生活支援事業について |
| 2014年10月3日 | 兵庫県調査 | 兵庫県の絆再生事業について |
| 2014年10月9日 | 大阪府社会福祉協議会、社会福祉士会 | 大阪府社協・社会福祉士会による巡回相談、シェルター事業について |
| 2014年10月16日 | NPO法人 神戸の冬を支える会 | 兵庫県の絆再生事業(シェルター事業他)について |
| 2014年10月17日 | 福岡市役所 | 福岡市のホームレス支援モデルについて |
| 2014年10月23日 | 京都市役所 | 京都市のホームレス支援のモデルについて |
| 2014年10月24日 | 京丹後市役所 | 一時生活支援事業について |
| 2014年11月6日 | 富士宮市役所 | 広域シェルターの事例 |
| 2014年11月25日 | 埼玉県庁 | 一時生活支援、ホームレス支援、アスポート事業について |
| 2014年12月2日 | 角川ヴィラ(自彌館) | 救護施設におけるホームレスの受け入れ |
| 2014年12月4日 | 名古屋市役所、愛知県庁 | 名古屋市、愛知県のホームレス支援モデルについて |
| 2014年12月8日 | 救護施設ジョイガーデン(姫路)、小鳴門荘(徳島) | 救護施設におけるホームレスの受け入れ |
| 2014年12月9日 | 横浜市役所 | 横浜市におけるホームレス支援モデルについて |
| 2014年12月15日 | 三徳寮、三徳ケアセンター | 大阪市におけるホームレス支援モデルについて |
| 2014年12月15日 | 神戸市役所 | 神戸市におけるホームレス支援モデルについて |
| 2014年12月18日 | 救護施設ホーリーホーム | 婦人保護施設、救護施設におけるホームレスの受け入れ |
| 2014年12月22日 | 沖縄県庁 | 沖縄県におけるホームレス支援モデルについて |
| 2015年1月19日 | 救護施設明啓院 | 救護施設におけるホームレスの受け入れ |
| 2015年1月20日 | 札幌市役所 | 札幌市におけるホームレス支援のモデルについて |
| 2015年2月2日 | 大阪府庁 | 大阪府におけるホームレス支援のモデルについて |
| 2015年2月20日 | 倉敷市役所 | 倉敷市におけるホームレス支援のモデルについて |

3. これまでのシェルター調査レビュー

既存の紓事業による、シェルター実態調査としては、平成25年度の三菱総研(MRI)の報告書が参考となる。『社会的包摶・「紓」再生事業実施要領』では、施設を設置する「施設方式」と、旅館やアパート等の一室を借り上げて実施する「借り上げ方式」の2つの方法を定めており、MRIの調査報告書でも同様の分類を用いて、次の施設に関する分析を行っている。

- シェルター（借り上げ方式） 54自治体、151施設
 - 簡易宿泊所、ホテル、無料低額宿泊所等
- シェルター（施設方式） 2自治体 4施設
 - あいりん（今宮）シェルター、三徳生活ケアセンター
 - 熱田荘一時保護所、名城公園宿泊所
- 自立支援センター 9自治体 22施設
 - 仙台、東京、大阪、川崎、名古屋、北九州等の自立支援センター

分析の中で、シェルターには次の3つの役割があるとされている。

1. 生活保護や障害手帳の受給までのつなぎとして利用するもの。
2. 十分なケアが必要な方のためのアセスメント機能をもつもの
3. 自立に向けた手厚い支援を実施するもの（自立支援センターモデル）

しかしながら、MRI調査においては3の自立支援センターの運営および支援のあり方に重きが置かれており、特に1と2に相当する役割を担う多様な借り上げ型のシェルターの実態に関する詳細な分析が不十分である。

借り上げ方式のなかには、直営、委託、通年での借り上げ、一泊単位での手配など様々な形態が存在する。また借り上げる施設も賃貸住宅であったりホテルである場合、旅館のケース、簡易宿泊所を利用するケースなど多様である。施設方式（自立支援センター含む）は大都市にしか存在せず、大都市以外では、借り上げ方式が唯一の居住に関するセーフティネットであり、住居のない、もしくは失う恐れのある生活困窮者の支援を考えた場合に最も重要になってくる。また、生活保護受給まで利用するシェルターと、時間をかけてアセスメントを行うことを目的としたシェルターでは利用期間や支援内容、職員配置まで大きく異なることは容易に想像できる。

そのため、本調査では借り上げ方式のシェルターを中心に分析を行う。

II. 全国の自治体・支援団体の状況

本章では、全国の自治体においてホームレス自立支援法等に基づいて実施してきた、緊急一時宿泊事業、自治体独自のシェルター事業、そして、ホームレス支援団体が培ってきた路上生活者および住居喪失の恐れのある生活困窮者の居住を含めた支援、ハウジングリソースの活用状況を把握するため、自治体アンケートおよび支援団体アンケートを実施した。またシェルターの利用状況について各地の動向について情報の整理を行う。

1. 自治体アンケート

厚生労働省の資料および、今回のアンケート結果によると、生活困窮者支援モデル事業として一時生活支援事業を実施している自治体は、埼玉県、山口県、京丹後市、草津市、周南市、山口市の6自治体のみである。その一方で、多くの自治体では、ホームレス対策事業としての緊急一時宿泊事業、NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業のほか、住まい対策基金などを活用してシェルター事業を実施している。

これらの実施状況を明らかにし、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業に移行した場合にどのような影響が考えられるかを検討する。なお、ホームレス自立支援センターについては昨年のMRI報告書が詳しいため本調査では詳細な検討は行っていない。

調査名：生活困窮者支援における「一時生活支援事業」のあり方に関するアンケート調査

対象自治体 297 自治体

- 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施自治体
- ホームレス対策の緊急一時宿泊事業の実施自治体
- その他、政令指定都市および中核都市

実施時期：2014年9月

回収数 218 票 (回収率 73.4%)

1) 実施事業の種類

今回、回答のあった自治体の中で緊急一時宿泊事業を実施しているのは、47自治体である。これに一時生活支援事業を実施しているとの回答が5自治体であった。なお、厚労省の資料にこれに加えて、緊急一時宿泊事業としては実施していないものの、自治体独自事業およびNPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業としてシェルター機能をもつ自治体は5自治体（静岡県、神奈川県、新潟県、宮城県、沖縄県）である。アンケート結果からシェルター機能をもつ57自治体(21. 6%)の状況が確認できる。

なお、市町村としては実施していないても、都道府県が実施している緊急一時宿泊支援事業を利用と回答した自治体もあった。

それぞれの実施自治体は次の表の通りである。

表 II-1 一時生活支援事業(モデル事業)、緊急一時宿泊支援事業、NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業としてのシェルター一覧

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 一時生活支援事業(モデル事業) | 京都府京丹後市 | 山口県山口市 |
| | 滋賀県草津市 | 山口県周南市 |
| | 山口県 | |
| 緊急一時宿泊支援事業 | 北海道旭川市 | 福井県敦賀市 |
| | 青森県 | 福井県福井市 |
| | 青森県黒石市 | 滋賀県彦根市 |
| | 青森県板柳町 | 京都府 |
| | 埼玉県川越市 | 京都府京都市 |
| | 群馬県前橋市 | 大阪府 |
| | 新潟県新潟市 | 大阪府茨木市 |
| | 千葉県我孫子市 | 大阪府堺市 |
| | 東京都葛飾区 | 大阪府泉大津市 |
| | 東京都港区 | 大阪府東大阪市 |
| | 東京都世田谷区 | 大阪府柏原市 |
| | 東京都豊島区 | 大阪府門真市 |
| | 東京都練馬区 | 兵庫県 |
| | 神奈川県横浜市 | 岡山県岡山市 |
| | 愛知県 | 岡山県倉敷市 |
| | 愛知県安城市 | 島根県松江市 |
| | 愛知県一宮市 | 山口県下関市 |
| | 愛知県岡崎市 | 愛媛県今治市 |
| | 愛知県西尾市 | 愛媛県松山市 |
| | 愛知県碧南市 | 福岡県福岡市 |
| | 愛知県豊橋市 | 熊本県 |
| | 愛知県名古屋市 | 熊本県熊本市 |
| | 長野県 | 沖縄県糸満市 |
| | 福井県 | 沖縄県 |
| | 福井県大野市 | |
| 上記以外のシェルター事業 | 宮城県 | 神奈川県 |
| | 新潟県 | 静岡県 |

なお、緊急一時宿泊事業を実施していても、NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業の枠でのシェルター事業をあわせて実施している自治体の事業内容として回答があったのは以下の通り。シェルターと明記がなくても、委託先の団体や事業内容からシェルター事業を実施している自治体を列挙した。

なお、宮城県は「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」（＝住まい対策基金）を利用して県内の NPO にシェルター事業を委託している。

表 II-2 NPO等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業等の詳細(シェルター関連)

| | |
|------|---|
| 兵庫県 | 事業名：貧困困窮者サポート事務所。実施形態：委託。委託先：神戸の冬を支える会。事業内容：ホームレスやネットカフェ難民などの生活困窮者を対象に、生活相談、食事の提供、一維持宿泊所の提供、就労訓練など総合的な支援を実施する。 |
| 静岡県 | ホームレス等貧困・困窮者の絆再生事業。ホームレス等が地域社会で自立し安定した生活を営めるよう支援するため NPO 等団体に対し補助金を交付する。委託先：NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡、NPO 法人 POPOL |
| 神奈川県 | 生活困窮者支援事業。委託先：NPO 湘南ライフ・サポートきずな、(公社)神奈川県社会福祉会 |
| 大阪府 | 事業名：NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業。実施形態：NPO 等民間団体に委託。委託先：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、一般社団法人困窮者総合相談支援室 Hippo、一般社団法人大阪希望館、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝。事業内容：生活相談・支援、就労相談・支援、宿泊提供・ <u>シェルター</u> 、衣類・日用品・寝袋等提供、集いの場サロン |
| 新潟県 | NPO 法人 2 団体への委託 |
| 宮城県 | ①実施主体・補助先：NPO 法人 POSSE 仙台市内 7 か所の仮設住宅を中心に病院やスーパー、運動施設等への送迎支援業務を実施。被災者の生活再建に向けた就労支援事業を実施。仙台市生活再建推進室等の団体と連携し、関係者間の会議を開催。 ②実施主体・補助先：NPO 法人冒険あそび場せんだい・みやぎネットワーク 仮設住宅敷地や集会所、学校などを利用し子供たちに遊びの場を提供。イベントを実施。 ③実施主体・補助先：一般社団法人産直市場ぐるぐる 仮設住宅を中心とした交流イベント・サロン等の開催。同地域内での地産地消ショップの経営。 |
| 沖縄県 | 事業名：NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業。実施形態：補助事業。補助先：NPO 法人等 8 団体（平成 26 年度）。事業内容：生活困窮者に対して自立支援の観点から総合相談、緊急一時宿泊場所の提供、生活支援、就労支援等を実施する。 |

2) 緊急一時宿泊支援事業の運営実態

ここからは、緊急一時宿泊支援事業についての回答を確認していく。

緊急一時宿泊事業の運営方式としては、自治体直営が最も多く 31 自治体(66%)あるほか、外部委託が 13 自治体(27.7%)である。直営でも行いつつ委託しているケースも 3 自治体から回答があった。

委託先としては、都内の各区の回答が特別区人事厚生事務組合となっているほか、社会福祉法人が6自治体、NPO 法人が 2 自治体、旅館業組合、労働組合への委託がそれぞれ 1 自治体あるほか、旅館・ホテルそのものへの委託が複数あった。

表 II-3 緊急一時宿泊事業の運営方式

| | 度数 | 有効% |
|-------|----|--------|
| 自治体直営 | 31 | 66.0% |
| 外部委託 | 13 | 27.7% |
| 直営+委託 | 3 | 6.4% |
| 合計 | 47 | 100.0% |

設置している宿泊場所としては、ホテルが最も多く 27 自治体(69.2%)、次に民間賃貸住宅が 12 自治体(30.8%)、無料低額宿泊所利用、専用シェルター利用がそれぞれ1ずつとなっている。その他の 1 ケースは京都市の中央保護所である。

表 II-4 設置している宿泊場所

| | 度数 | 割合 |
|----------------|----|--------|
| ホテル | 27 | 69.2% |
| 民間賃貸住宅 | 12 | 30.8% |
| 公営賃貸住宅 | 0 | 0.0% |
| 無料低額宿泊所 | 1 | 2.6% |
| 専用シェルター（プレハブ等） | 1 | 2.6% |
| その他 | 1 | 2.6% |
| 合計 | 39 | 123.1% |

運営方式と宿泊場所の関係性をみると、自治体直営の場合はホテル・旅館の都度借り上げを行うケースがもっとも多く、外部委託の場合は、民間賃貸住宅を借り上げて支援を行っている割合のほうが高い。

しかしながら、アンケートから読み取れる以上に実際の運営形態は多様である。ヒアリングなどを通じてわかつたこととして、民間賃貸住宅という回答であっても、民間賃貸住宅を家主との契約によって日払いアパート的に活用しているケース、逆に旅館の部屋を年間で借り上げてしまっている自治体などある。委託している場合でも、特定のホテル・旅館へ委託しているケースもあれば、その時々で空き室のあるホテル・旅館の手配そのものを委託しているケースも存在した。

民間賃貸住宅のなかには、支援団体が持つ無届宿泊所をシェルター利用として、借り上げているケースが存在するほか、自治体直営でホテル・旅館を利用している借り上げの場合は、旅館組合などに協力を仰いでいる自治体が多い。

表Ⅱ-5 運営形態別にみた宿泊場所の違い

| | 自治体直営 | 外部委託 | 直営+委託 |
|----------------|-------|------|-------|
| ホテル | 22 | 3 | 2 |
| 民間賃貸住宅 | 7 | 4 | 1 |
| 公営賃貸住宅 | 0 | 0 | 0 |
| 無料低額宿泊所 | 0 | 1 | 0 |
| 専用シェルター（プレハブ等） | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 1 |

3) 受け入れ対象・人数

一般的にシェルターとしては単身男性の受け入れを想定することが多いが、自治体の多くはホテルを利用している。緊急一時宿泊事業を実施している48自治体のうち、女性の受け入れ可能なシェルターをもつ自治体は34自治体(70.8%)であり、家族の受け入れが可能なシェルターを持つ自治体は30自治体(62.5%)となった。

それぞれ、各年度に受け入れた利用者数(男性、女性、家族)および、1ケースあたりの平均入所日数を回答してもらった。

2013年度の男性の利用者は各自治体の平均で47.79人、中央値が6人であり、最大値が575人となっており、一部の大規模施設の影響で平均値を高くなっている。女性の利用者についても平均で6.35人、中央値が1人であり、最大値が92人である。女性の利用は全体の11.7%となっている。また家族の受け入れは、平均で1.17世帯であるが、中央値は0世帯、最大値は5世帯となっており、受け入れている自治体はかなり少ないとわかる。2014年度の数値も同様の傾向を示すが、調査時点が年度途中であるため参考とするにとどめたい。

その一方で、緊急一時宿泊事業を実施している48自治体のうち、2013年度では10自治体、2014年度については、9月時点のデータであるが14自治体が、利用者がいないという回答になっている。

また、90日超の入所者がいるシェルターは28自治体(58.3%)に存在する。平均入所日数は21.49日、中央値は14日であり、標準偏差が17.90と自治体ごとに大きな開きがみられる。

表Ⅱ-6 2013年度の緊急一時宿泊事業利用者数

| 2013年度 | | 男性 | 女性 | うち家族 | 平均入所日数 | 90日超入所 |
|--------|-----|--------|-------|------|--------|--------|
| 度数 | 有効 | 38 | 37 | 29 | 31 | 28 |
| | 欠損値 | 180 | 181 | 189 | 187 | 190 |
| 平均値 | | 47.79 | 6.35 | 1.17 | 21.49 | 3.86 |
| 中央値 | | 6 | 1 | 0 | 14 | 0 |
| 標準偏差 | | 123.05 | 16.68 | 1.56 | 17.90 | 10.87 |
| 最小値 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 最大値 | | 575 | 92 | 5 | 71 | 54 |

表II-7 2014年度の緊急一時宿泊事業利用者数(参考、2014年9月時点)

| 2014年度 | | 男性 | 女性 | うち家族 | 平均入所日数 | 90日超入所 |
|--------|-----|-------|------|------|--------|--------|
| 度数 | 有効 | 34 | 33 | 23 | 23 | 21 |
| | 欠損値 | 184 | 185 | 195 | 195 | 197 |
| 平均値 | | 26.79 | 3.18 | 0.57 | 21.24 | 1.48 |
| 中央値 | | 3 | 1 | 0 | 14 | 0 |
| 標準偏差 | | 65.45 | 8.95 | 0.84 | 19.74 | 4.56 |
| 最小値 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 最大値 | | 281 | 51 | 2 | 65 | 21 |

4) 平均入居日数の比較

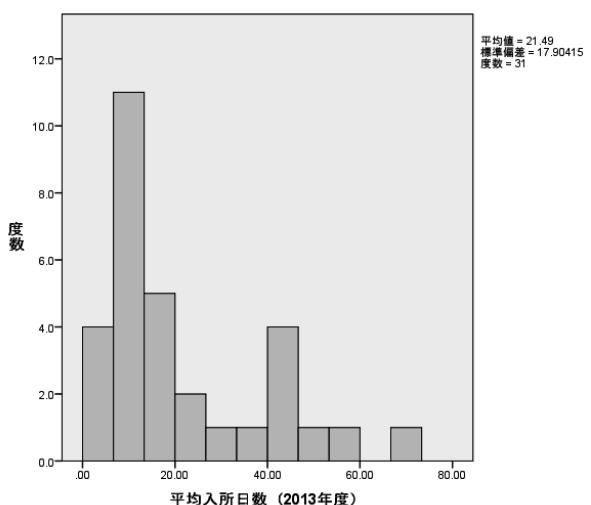
2013年度の各自治体の平均入所日数を整理したのが次の表である。

平均入居日数の回答があった31自治体のうち、7日以内が7自治体(22.6%)である一方で、30日を超える自治体も9自治体(29.0%)、平均入居日数が46日を超える自治体も4自治体(12.9%)にのぼった。

表II-8 入居平均日数

| 平均入所日数 | 度数 | 割合 |
|----------|----|--------|
| 1~7日以内 | 7 | 22.6% |
| 8~14日以内 | 10 | 32.3% |
| 15~30日以内 | 5 | 16.1% |
| 31~45日以内 | 5 | 16.1% |
| 46日以上 | 4 | 12.9% |
| 合計 | 31 | 100.0% |

図II-9 入居平均日数



5) 入居者の面接・相談を行う場所・頻度

入居者の面接相談については、26自治体(66.7%)が自治体の窓口で実施、6自治体(15.4%)が委託先の窓口で実施と回答した。緊急一時の施設へ自治体職員や委託先職員が訪問するケースは少ない。

また相談頻度は、週に1回が最も多くて、12自治体(38.7%)、次に、週2-3回と毎日という回答がそれぞれ、8自治体(25.8%)となっている。

表II-10 入居者の面接・相談を行う場所

| | 度数 | 割合 |
|------------------|----|-------|
| 自治体の窓口で実施 | 26 | 66.7 |
| 委託先の相談室で実施 | 6 | 15.4 |
| 緊急一時宿泊所へ自治体職員が訪問 | 2 | 5.1 |
| 緊急一時宿泊所へ委託先職員が訪問 | 2 | 5.1 |
| その他 | 3 | 7.7 |
| 合計 | 39 | 100.0 |

表II-11 相談頻度

| | 度数 | 割合 |
|-------|----|-------|
| 毎日 | 8 | 25.8 |
| 週4-6回 | 2 | 6.5 |
| 2-3回 | 8 | 25.8 |
| 週1回 | 12 | 38.7 |
| 月2-3回 | 1 | 3.2 |
| 合計 | 31 | 100.0 |

6) 宿泊以外に提供しているサービス

宿泊以外に提供しているサービスとして、支援内容を記入してもらった。最も多いのは生活保護申請となっており、76.3%である。次に食事提供が73.7%、「生活相談」、「定期的な対面・訪問」がそれぞれ6割強となっている。

表II-12 宿泊以外に提供しているサービス

| | 度数 | 割合 |
|-----------------------------|----|---------|
| 1. 安否確認 | 21 | 55.3% |
| 2. 健康診断・医療相談 | 16 | 42.1% |
| 3. アルコール依存対策 | 6 | 15.8% |
| 4. ギャンブル依存対策 | 6 | 15.8% |
| 5. 薬物依存対策 | 5 | 13.2% |
| 6. 生活用品提供 | 14 | 36.8% |
| 7. 食事提供 | 28 | 73.7% |
| 8. 金銭管理 | 8 | 21.1% |
| 9. 服薬管理 | 6 | 15.8% |
| 10. 債務処理 | 5 | 13.2% |
| 11. 法律相談 | 9 | 23.7% |
| 12. 生活相談 | 24 | 63.2% |
| 13. 生活保護申請支援 | 29 | 76.3% |
| 14. 行政窓口への付添 | 17 | 44.7% |
| 15. 住民票回復支援 | 13 | 34.2% |
| 16. 介護保険申請支援 | 12 | 31.6% |
| 17. 年金受給支援 | 14 | 36.8% |
| 18. 障害者・療育手帳取得支援 | 12 | 31.6% |
| 19. 家族との調整 | 11 | 28.9% |
| 20. 身辺支援（入浴・排泄・着替え・衛生管理等） | 6 | 15.8% |
| 21. 日常生活支援（掃除・洗濯・調理・代読・代筆等） | 7 | 18.4% |
| 22. 生活資金貸付 | 5 | 13.2% |
| 23. 話し相手 | 14 | 36.8% |
| 24. 入所者との定期的な対面・訪問 | 23 | 60.5% |
| 25. 相談記録の作成、生活状況を把握 | 20 | 52.6% |
| 26. 自立までの個人支援プラン作成 | 8 | 21.1% |
| 27. 就労先の情報提供 | 15 | 39.5% |
| 28. 資格取得支援 | 5 | 13.2% |
| 29. 就業訓練（無償） | 2 | 5.3% |
| 30. 仕事の提供（時給が最低賃金未満） | 1 | 2.6% |
| 31. 仕事の提供（時給が最低賃金以上） | 1 | 2.6% |
| 32. 就業の保証人提供 | 2 | 5.3% |
| 33. 他の支援団体・施設へ紹介 | 17 | 44.7% |
| 34. 居宅探し支援 | 20 | 52.6% |
| 35. 就労後の継続支援 | 9 | 23.7% |
| 36. 通院付添 | 12 | 31.6% |
| 37. 入退院時の支援 | 10 | 26.3% |
| 38. 入院見舞 | 7 | 18.4% |
| 39. 交流会・食事会等の開催 | 4 | 10.5% |
| 40. 支援対象者間の交流の場所・仕組み | 6 | 15.8% |
| 41. 地域住民との交流の場所・仕組み | 4 | 10.5% |
| 42. その他 | 1 | 2.6% |
| 合計 | 38 | 1197.4% |

7) 連携機関

入所経路となる機関は、福祉事務所が最も多く87.2%、次に本人からの問い合わせが30.8%である。社会福祉協議会、自立相談支援事業の窓口、地域包括支援センターという順になっている。一方で、民生委員や医療機関、ハローワークなどからの紹介も一定数存在する。

表II-13 入所経路となる機関等(紹介、問い合わせ元)

| | 度数 | 割合 |
|------------------------------|----|--------|
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 8 | 20.5% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 3 | 7.7% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 7 | 17.9% |
| 4. 福祉事務所 | 34 | 87.2% |
| 5. 保健所 | 4 | 10.3% |
| 6. 不動産業者 | 4 | 10.3% |
| 7. 社会福祉協議会 | 11 | 28.2% |
| 8. 地域包括支援センター | 8 | 20.5% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 2 | 5.1% |
| 10. 精神保健福祉センター | 5 | 12.8% |
| 11. 民生委員 | 6 | 15.4% |
| 12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体 | 5 | 12.8% |
| 13. 更生保護施設 | 4 | 10.3% |
| 14. 弁護士(法テラス) | 3 | 7.7% |
| 15. 年金事務所(社会保険事務所) | 3 | 7.7% |
| 16. 医療機関 | 5 | 12.8% |
| 17. ハローワーク | 6 | 15.4% |
| 18. 家族・親族 | 5 | 12.8% |
| 19. 本人 | 12 | 30.8% |
| 20. その他 | 5 | 12.8% |
| 合計 | 39 | 359.0% |

入居後の連携先としては平均 4.7 機関と連携している。福祉事務所が最も多く、89.5%となっている。次に社会福祉協議会が 34.2%となっているが、その後の連携機関として、不動産業者、医療機関、ハローワーク、家族・親族、民間支援団体、などが 2 割を超えていている。

表 II-14 入所後の連携先(紹介、問い合わせ先)

| | 度数 | 割合 |
|------------------------------|----|--------|
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 6 | 15.8% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 1 | 2.6% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 7 | 18.4% |
| 4. 福祉事務所 | 34 | 89.5% |
| 5. 保健所 | 6 | 15.8% |
| 6. 不動産業者 | 10 | 26.3% |
| 7. 社会福祉協議会 | 13 | 34.2% |
| 8. 地域包括支援センター | 7 | 18.4% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 4 | 10.5% |
| 10. 精神保健福祉センター | 5 | 13.2% |
| 11. 民生委員 | 5 | 13.2% |
| 12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体 | 8 | 21.1% |
| 13. 更生保護施設 | 4 | 10.5% |
| 14. 弁護士（法テラス） | 4 | 10.5% |
| 15. 年金事務所（社会保険事務所） | 4 | 10.5% |
| 16. 老人福祉施設（特養・老健施設等） | 7 | 18.4% |
| 17. 無料低額宿泊所 | 6 | 15.8% |
| 18. 簡易宿泊所 | 2 | 5.3% |
| 19. ホームレス自立支援センター | 6 | 15.8% |
| 20. 救護・更生施設 | 9 | 23.7% |
| 21. 医療機関 | 9 | 23.7% |
| 22. ハローワーク | 11 | 28.9% |
| 23. 家族・親族 | 11 | 28.9% |
| 24. その他 | 2 | 5.3% |
| 合計 | 38 | 476.3% |

また、運営方式の違いによって、連携機関に違いがみられる。母数はやや少ないものの、入所経路、入所後の連携先いずれも、外部委託のほうが官民間わずかずつ多くの機関と連携していることがわかる。自立相談支援事業の窓口との連携、本人からの直接の問い合わせも外部委託のほうが多くなっている。

表 II-15 運営方式からみた、入所経路となる機関等

| | 自治体直営 | | 外部委託 | |
|------------------------------|-------|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 6 | 21.4% | 2 | 25.0% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 1 | 3.6% | 2 | 25.0% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 5 | 17.9% | 1 | 12.5% |
| 4. 福祉事務所 | 23 | 82.1% | 8 | 100.0% |
| 5. 保健所 | 2 | 7.1% | 2 | 25.0% |
| 6. 不動産業者 | 2 | 7.1% | 2 | 25.0% |
| 7. 社会福祉協議会 | 8 | 28.6% | 3 | 37.5% |
| 8. 地域包括支援センター | 5 | 17.9% | 3 | 37.5% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 1 | 3.6% | 1 | 12.5% |
| 10. 精神保健福祉センター | 2 | 7.1% | 3 | 37.5% |
| 11. 民生委員 | 4 | 14.3% | 2 | 25.0% |
| 12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体 | 3 | 10.7% | 2 | 25.0% |
| 13. 更生保護施設 | 2 | 7.1% | 2 | 25.0% |
| 14. 弁護士（法テラス） | 1 | 3.6% | 2 | 25.0% |
| 15. 年金事務所（社会保険事務所） | 2 | 7.1% | 1 | 12.5% |
| 16. 医療機関 | 2 | 7.1% | 3 | 37.5% |
| 17. ハローワーク | 4 | 14.3% | 2 | 25.0% |
| 18. 家族・親族 | 2 | 7.1% | 3 | 37.5% |
| 19. 本人 | 8 | 28.6% | 3 | 37.5% |
| 20. その他 | 2 | 7.1% | 2 | 25.0% |
| 合計 | 28 | 303.6% | 8 | 612.5% |

表 II-16 運営方式からみた、入所後の連携先

| | 自治体直営 | | 外部委託 | |
|------------------------------|-------|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 5 | 18.5% | 1 | 12.5% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 1 | 3.7% | 0 | 0.0% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 4 | 14.8% | 1 | 12.5% |
| 4. 福祉事務所 | 23 | 85.2% | 8 | 100.0% |
| 5. 保健所 | 3 | 11.1% | 2 | 25.0% |
| 6. 不動産業者 | 5 | 18.5% | 3 | 37.5% |
| 7. 社会福祉協議会 | 8 | 29.6% | 4 | 50.0% |
| 8. 地域包括支援センター | 3 | 11.1% | 3 | 37.5% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 1 | 3.7% | 2 | 25.0% |
| 10. 精神保健福祉センター | 1 | 3.7% | 3 | 37.5% |
| 11. 民生委員 | 2 | 7.4% | 2 | 25.0% |
| 12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体 | 4 | 14.8% | 2 | 25.0% |
| 13. 更生保護施設 | 2 | 7.4% | 2 | 25.0% |
| 14. 弁護士（法テラス） | 1 | 3.7% | 2 | 25.0% |
| 15. 年金事務所（社会保険事務所） | 1 | 3.7% | 2 | 25.0% |
| 16. 老人福祉施設（特養・老健施設等） | 2 | 7.4% | 3 | 37.5% |
| 17. 無料低額宿泊所 | 3 | 11.1% | 2 | 25.0% |
| 18. 簡易宿泊所 | 1 | 3.7% | 1 | 12.5% |
| 19. ホームレス自立支援センター | 1 | 3.7% | 4 | 50.0% |
| 20. 救護・更生施設 | 4 | 14.8% | 4 | 50.0% |
| 21. 医療機関 | 4 | 14.8% | 4 | 50.0% |
| 22. ハローワーク | 7 | 25.9% | 3 | 37.5% |
| 23. 家族・親族 | 6 | 22.2% | 4 | 50.0% |
| 24. その他 | 0 | 0.0% | 2 | 25.0% |
| 合計 | 27 | 340.7% | 8 | 800.0% |

8) 対象者

一度でも受け入れたことのある利用者の属性としては、ホームレスが最も多く 94.4%である。次に住まい不安定 66.7%、経済的困窮 61.1%と続く。また、家族関係・家族の問題が 36.1%、刑余者が 33.3%あるほか、病気、障害、メンタルヘルスなど多くの課題を抱えた層存在する。

表 II-17 対象者

| | 度数 | 割合 |
|---------------------------------------|----|--------|
| 1. 病気 | 10 | 27.8% |
| 2. けが | 6 | 16.7% |
| 3. 障害（手帳有） | 10 | 27.8% |
| 4. 障害（疑い） | 8 | 22.2% |
| 5. 自死企図 | 8 | 22.2% |
| 6. その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） | 10 | 27.8% |
| 7. 住まい不安定 | 24 | 66.7% |
| 8. ホームレス | 34 | 94.4% |
| 9. 経済的困窮 | 22 | 61.1% |
| 10.（多重・過重）債務 | 8 | 22.2% |
| 11. 家計管理の課題 | 6 | 16.7% |
| 12. 就職活動困難 | 8 | 22.2% |
| 13. 就職定着困難 | 8 | 22.2% |
| 14. 生活習慣の乱れ | 6 | 16.7% |
| 15. 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む） | 6 | 16.7% |
| 16. 家族関係・家族の問題 | 13 | 36.1% |
| 17. 不登校 | 3 | 8.3% |
| 18. 非行 | 3 | 8.3% |
| 19. 中卒・高校中退 | 5 | 13.9% |
| 20. ひとり親 | 6 | 16.7% |
| 21. DV・虐待 | 10 | 27.8% |
| 22. 外国籍 | 3 | 8.3% |
| 23. 刑余者 | 12 | 33.3% |
| 24. コミュニケーションが苦手 | 6 | 16.7% |
| 25. 本人の能力の課題（識字・言語・理解等） | 6 | 16.7% |
| 26. その他 | 2 | 5.6% |
| 合計 | 36 | 675.0% |

9) 近隣自治体からの受け入れ可能性

近隣自治体からのシェルターの利用要請があった場合に受け入れるかどうかという質問に対しては、64.1%と多くの自治体が受け入れないと回答となった。またその他の回答 23.1%の内訳として「状況による」「個別対応」との回答が多くを占めた。

表 II-18 近隣自治体からの受け入れ可能性

| | 度数 | 割合 |
|----------|----|-------|
| 無条件で受入れる | 1 | 2.6 |
| 条件付で受入れる | 4 | 10.3 |
| 受け入れない | 25 | 64.1 |
| その他 | 9 | 23.1 |
| 合計 | 39 | 100.0 |

また、条件付きで受け入れるとした 4 自治体の条件としては以下のような回答であった。

- 愛知県ホテル・旅館生活同業組合の協力ホテルなどを活用しており、各自治体が費用負担すれば利用可能
- 市内で生活を望んでおられる方
- 南大阪の自治体が担当市である当市に対し利用の要請があれば受け入れる
- 南大阪ブロック分科会を構成する自治体間において、契約している 7 か所の宿泊施設の空き状況に応じて、融通しあって利用している。

10) 緊急一時宿泊所の実施状況について

緊急一時宿泊所の状況について、複数選択での回答があつた 36 自治体の回答をみると、「シェルターだけでは包括的な支援ができない」という回答が最も多く、24 自治体(66.7%)ある一方で、「住居喪失不安定就労者および路上者等に適切な支援ができる」という回答も 22 自治体(61.1%)であった。また、「現状ではニーズがない・少ない」という回答も 11 自治体(30.6%)あり、緊急一時宿泊支援事業における支援の実態が自治体・施設・対象者によって多様であり、一概に見えてこないともいえるだろう。

表 II-19 実施状況についての評価や課題

| | 度数 | 割合 |
|----------------------------------|----|--------|
| 1. 無断退所者が多い | 6 | 16.7% |
| 2. 入退所を繰り返す人が多い | 4 | 11.1% |
| 3. シェルターだけでは包括的な支援ができない。 | 24 | 66.7% |
| 4. 宿泊場所に職員配置をしていないので利用者のケアが困難 | 14 | 38.9% |
| 5. 現状ではニーズがない・少ない | 11 | 30.6% |
| 6. 入所期間が短すぎ、困難ケースに対応ができない | 12 | 33.3% |
| 7. 女性や未成年には対応できない | 4 | 11.1% |
| 8. 住居喪失不安定就労者および路上生活者等に適切な支援ができる | 22 | 61.1% |
| 9. 地域の受け入れ先との連携が進んでいる | 8 | 22.2% |
| 合計 | 36 | 291.7% |

これを施設別(ホテル・簡易宿泊所および、民間賃貸)でみると、ニーズが少ない地域では、ホテル・簡易旅館で対応していることがはっきりわかる。また、「住居喪失不安定就労者および路上生活者等に適切な支援ができる」という割合は、民間賃貸住宅のほうが高く出ている。一方で、「入所期間が短かすぎ、困難ケースに対応ができない」というのはホテル・簡易旅館のほうが高くある傾向にある。

表II-20 施設別の実施状況についての評価や課題

| | ホテル・簡易宿泊所 | | 民間賃貸 | |
|------------------------------------|-----------|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 1. 無断退所者が多い | 3 | 13.0% | 3 | 27.3% |
| 2. 入退所を繰り返す人が多い | 2 | 8.7% | 2 | 18.2% |
| 3. シェルターだけでは包括的な支援ができない。 | 14 | 60.9% | 9 | 81.8% |
| 4. 宿泊場所に職員配置をしていないので利用者のケアが困難 | 10 | 43.5% | 4 | 36.4% |
| 5. 現状ではニーズがない・少ない | 9 | 39.1% | 1 | 9.1% |
| 6. 入所期間が短すぎ、困難ケースに対応ができない | 9 | 39.1% | 3 | 27.3% |
| 7. 女性や未成年には対応できない | 2 | 8.7% | 2 | 18.2% |
| 8. 住居喪失不安定就労者および路上生活者等に適切な支援ができている | 13 | 56.5% | 8 | 72.7% |
| 9. 地域の受け入れ先との連携が進んでいる | 4 | 17.4% | 3 | 27.3% |
| 合計 | 23 | 286.9% | 11 | 318.2% |

11) 退所後の居住場所および、退所時の状況

退所後の居住場所としては、「賃貸住宅」の利用が最も多く、91.2%、次に「住込み・社員寮」という回答が47.1%であった。また、「救護・更生施設」を利用するという回答も47.1%と高い割合である。そして無料低額宿泊所の利用も23.5%が多いことがわかる。その他の内訳としては、「実家に戻った」「失踪した(ホームレスにもどった)」というのが目立つ。

表 II-21 退所後の居住場所

| | 度数 | 割合 |
|------------------|----|--------|
| 1. 賃貸住宅 | 31 | 91.2% |
| 2. ケア付賃貸住宅 | 2 | 5.9% |
| 3. 救護・更生施設 | 16 | 47.1% |
| 4. 無料低額宿泊所 | 8 | 23.5% |
| 5. 高齢者向け施設 | 6 | 17.6% |
| 6. ホームレス自立支援センター | 6 | 17.6% |
| 7. 医療機関 | 10 | 29.4% |
| 8. 住込み・社員寮（飯場等） | 16 | 47.1% |
| 9. その他 | 9 | 26.5% |
| 合計 | 34 | 305.9% |

また、退所時に就労している割合は平均16.93%、中央値が13.0%生活保護受給の割合は平均が65.45%、中央値が67.0%である。住宅支援給付（住居確保給付金）については、0.3%の利用しか見られなかった。

表 II-22 退所時の状況

| | 度数 | 平均値 | 中央値 | 最小値 | 最大値 | 標準偏差 |
|--------|----|-------|------|-----|-----|--------|
| 就労 | 28 | 16.93 | 13.0 | 0 | 50 | 16.586 |
| 生活保護 | 31 | 65.45 | 67.0 | 0 | 100 | 30.387 |
| 住宅支援給付 | 27 | 0.30 | 0.0 | 0 | 8 | 1.540 |

2. 民間支援団体アンケート

ホームレス支援全国ネットワークの加盟団体を中心に、「広義のホームレス支援(アウトリーチ、居住支援アフターケア)の実態に関するアンケート調査」を実施した。

これは支援団体の実施事業、支援の状況を把握し、対象者へのコンタクトから、アフターケアまでのトータルの流れを俯瞰する調査票となっている。回収率は以下の通りである。

■ 対象団体 108 団体

- ホームレス支援全国ネットワーク加盟団体
- 2010 年、2012 年 広義のホームレス調査の調査対象団体
- 2011 年 パーソナルサポート事業調査の調査対象団体(自治体直営は除く)
- その他ホームレスの支援活動を行っている団体

■ 回収数 59 票 + 白票 2 票 (回収率 56.5%)

ここでは、民間支援団体のもつている、一時的居住場所(無償シェルター、ホテル等)および中間的居住施設(無料低額所を含む)における居住支援、生活支援の状況について、調査結果を紹介する。

1) 民間支援団体の事業内容

事業の中身として、ホームレス対策事業としての緊急一時宿泊事業および生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業に相当する、一時的居住場所提供(無償シェルター等)に相当する事業を実施している団体は 35 団体(60.3%)である。このうち、21 団体は独自事業として実施しているほか、行政からの委託として実施しているのが 13 団体、民間助成を活用して実施しているのが 4 団体となっている。

表 II-23 事業内容

| | 実施の有無 | 自主事業 | 民間助成 | 行政委託事業 | 外部連携 |
|---------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アウトリーチ(巡回支援・拠点相談支援等) | 51 | 37 | 5 | 22 | 11 |
| | 87.9% | 78.7% | 38.5% | 71.0% | 47.8% |
| 2. 一時的居住場所提供(無償シェルター等) | 35 | 21 | 4 | 13 | 6 |
| | 60.3% | 44.7% | 30.8% | 41.9% | 26.1% |
| 3. 中間的居住施設提供(無料低額宿泊所等) | 27 | 19 | 2 | 4 | 6 |
| | 46.6% | 40.4% | 15.4% | 12.9% | 26.1% |
| 4. 就労準備支援(就労に向けての支援) | 44 | 26 | 2 | 17 | 7 |
| | 75.9% | 55.3% | 15.4% | 54.8% | 30.4% |
| 5. 就労訓練、中間的就労事業(就労の場の提供) | 39 | 22 | 3 | 11 | 7 |
| | 67.2% | 46.8% | 23.1% | 35.5% | 30.4% |
| 6. アフターケア事業(個別訪問、居場所づくり等) | 51 | 37 | 5 | 17 | 3 |
| | 87.9% | 78.7% | 38.5% | 54.8% | 13.0% |
| 7. その他事業 | 31 | 20 | 3 | 6 | 5 |
| | 53.4% | 42.6% | 23.1% | 19.4% | 21.7% |
| 合計 | | 58 | 47 | 13 | 31 |
| | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

シェルターとは関連しないが、その他事業としては、次のような事業を実施している。

- 葬祭開催事業、生活困窮家庭の子ども教育支援事業、広報交流事業、介護事業、墓地運営事業
- 無料学習支援授業
- 居宅生活移行支援事業
- フードファーム（農場）
- 家計相談支援事業（法テラス）
- パーソナルサポーター養成講座：外部より講師を招へいし、支援に関わる方々のモチベーションとスキルを向上させる、年2回開催
- 子供の学習支援と居場所提供（夏休み中に4回）、越冬支援・餅つき大会
- ファーストコンタクト→相談→（シェルター）→生保申請支援→居宅確保（即日入居、保証人なし）→先行入居（生活必需品の提供・搬入等）→生活つなぎ資金貸付（無利子、受給日清算、上限5000円/回）→就労支援→居場所提供（当団体事務所を小さなコミュニティーとして日々開放）→隨時相談
- 入浴サービス事業：宿泊所の共用部を開放し、入浴、洗たく、食事、相談を行う。ホームレス予防ドロップインセンター：宿泊所の入所を前提とせずに、困窮者全般の相談を受け付ける事業
- 地域ネットワークづくり
- 療育手帳取得のサポート（関係行政・部署との連絡、手続き、打ち合わせ等）、要介護者の生活支援（関係福祉事業所等との連絡・手続き等）
- フードバンク事業、DV被害者支援事業、医療相談事業、共同墓地・位牌堂運営事業
- 主に生活困窮者を対象に、生活保護受給者としての自立の道を選ばず、直接の就労支援を中心に生活・自立支援を行っている。現在、二つの寮を運営し、約100名が就労している。中間的な支援は疑問をもっています。
- 見守り支援、買い物同行支援
- 近隣宿泊施設清掃支援事業
- アルコール又は、ギャンブル依存症の人たちの金銭管理、刑余者への入居斡旋、葬祭のお手伝い、受刑者の金銭管理、行政への陳情と要望、毎年1回の結核検診、毎年1回の実数調査
- 自主事業による「自立支援住宅」（グループホーム型5人定員、ワンルームマンション型21人収容可）を運営しているが、いずれも常駐職員はおらず、対象者と元ホームレスの有償ボランティアの参通で成立っている。
- 自立準備ホーム
- 高齢者（65歳以上）の支援管理。（株）アクア、支援対象者220人
- 自立支援センター、障害作業所（多機能）、デイサービス、子ども学習支援、北域生活停車区支援センター
- 障害者グループホーム、シェアハウス管理

職員の持つ資格としては、「社会福祉士」が最も多く59.6%の団体で有資格者が支援に携わっている。次いで「社会福祉主事」が50.0%、「訪問介護員(ホームヘルパー)」が48.1%と続く。「介護福祉士(ケアワーカー)」が32.7%、「精神保健福祉士」が30.8%など、福祉系の公的資格をもった職員を抱えている団体が多い事がわかる。

なお、2011年度よりホームレス支援全国ネットワークが困窮者支援に携わる方への人材育成プログラムとして実施している「伴走型支援士」の資格については、2級が21団体(40.4%)、1級が11団体(21.2%)が有資格者がいると回答している。

表II-24 職員の資格

| | 度数 | 割合 |
|----------------------|----|--------|
| 1. 医師 | 5 | 9.6% |
| 2. 保健師 | 3 | 5.8% |
| 3. 看護師 | 12 | 23.1% |
| 4. 社会福祉士 | 31 | 59.6% |
| 5. 精神保健福祉士 | 16 | 30.8% |
| 6. 臨床心理士 | 6 | 11.5% |
| 7. 社会福祉主事 | 26 | 50.0% |
| 8. 訪問介護員(ホームヘルパー) | 25 | 48.1% |
| 9. 介護福祉士(ケアワーカー) | 17 | 32.7% |
| 10. 介護支援専門員(ケアマネジャー) | 14 | 26.9% |
| 11. 社会保険労務士 | 3 | 5.8% |
| 12. 弁護士 | 4 | 7.7% |
| 13. 司法書士 | 5 | 9.6% |
| 14. 調理師 | 6 | 11.5% |
| 15. 栄養士 | 3 | 5.8% |
| 16. 管理栄養士 | 1 | 1.9% |
| 17. 伴走型支援士1級 | 11 | 21.2% |
| 18. 伴走型支援士2級 | 21 | 40.4% |
| 19. キャリアコンサルタント等の資格 | 9 | 17.3% |
| 20. その他 | 16 | 30.8% |
| 合計 | 52 | 450.0% |

相談記録の状況としては、依然として手書きが最も多い結果になっているが、Salesforceなどのクラウドデータベースの利用が4団体あるなどケース記録の電子化が進んでいることがわかる。また、複数の手段を併用しているところが多い。

表II-25 相談記録の状況

| | 度数 | 割合 |
|----------------------------|----|--------|
| 1. 無し | 4 | 6.8% |
| 2. 手書き(ノート) | 19 | 32.2% |
| 3. 手書き(ケースファイル) | 28 | 47.5% |
| 4. ワード | 18 | 30.5% |
| 5. エクセル | 22 | 37.3% |
| 6. データベース(アクセス等) | 17 | 28.8% |
| 7. クラウドデータベース(Salesforce等) | 4 | 6.8% |
| 合計 | 59 | 189.8% |

2) 支援経路および直前の居住場所

コンタクト経路としては「行政・福祉事務所」からの紹介が最も多い84.2%である。次に「本人」からの相談が82.5%となっている。その他「家族・親族」からの相談が57.9%、「警察」からが52.6%となっている。「社会福祉協議会」および「保護観察所・保護司」、「弁護士」という回答はそれぞれ50.9%である。多様な入口があることがわかる。

表II-26 コンタクト経路

| | 度数 | 割合 |
|------------------------------|----|--------|
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 21 | 36.8% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 13 | 22.8% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 9 | 15.8% |
| 4. 行政・福祉事務所 | 48 | 84.2% |
| 5. 保健所 | 17 | 29.8% |
| 6. 不動産業者 | 23 | 40.4% |
| 7. 社会福祉協議会 | 29 | 50.9% |
| 8. 地域包括支援センター | 22 | 38.6% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 16 | 28.1% |
| 10. 精神保健福祉センター | 12 | 21.1% |
| 11. 民生・児童委員 | 18 | 31.6% |
| 12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体 | 28 | 49.1% |
| 13. 更生保護施設 | 22 | 38.6% |
| 14. 保護観察所・保護司 | 29 | 50.9% |
| 15. 地域定着支援センター | 22 | 38.6% |
| 16. 弁護士（法テラス） | 29 | 50.9% |
| 17. 年金事務所（社会保険事務所） | 5 | 8.8% |
| 18. 医療機関（病気・けが） | 26 | 45.6% |
| 19. 医療機関（精神） | 25 | 43.9% |
| 20. ハローワーク | 24 | 42.1% |
| 21. 警察 | 30 | 52.6% |
| 22. 家族・親族 | 33 | 57.9% |
| 23. 本人 | 47 | 82.5% |
| 24. その他 | 15 | 26.3% |
| 合計 | 57 | 987.7% |

直前の居住場所としては最も多いのは、「路上」であり41.8%である。「ネットカフェ・サウナ等」という回答は10.8%あり、50%が何らかの形で住居を失っていることがわかる。その一方で、「本人・家族名義の住宅」との回答が23.6%となっており、住宅を持ちながら相談に訪れるケースも多い。「刑務所等」が12.7%という点について留意が必要であろう。

表II-27 直前の居住場所(最も多いもの)

| | 度数 | 割合 |
|-------------------|----|--------|
| 路上 | 23 | 41.8% |
| 医療施設 | 2 | 3.6% |
| 本人・家族名義の住宅(持家・賃貸) | 13 | 23.6% |
| 社宅・社員寮・飯場等 | 1 | 1.8% |
| ネットカフェ・サウナ等 | 5 | 9.1% |
| 雇用促進住宅等 | 1 | 1.8% |
| 他の支援団体提供の居住場所 | 1 | 1.8% |
| 知人・親族宅(居候) | 2 | 3.6% |
| 刑務所等 | 7 | 12.7% |
| 合計 | 55 | 100.0% |

3) 支援対象者像・連携先

支援対象者の属性としては、「経済的困窮」が91.4%と最も多く、「ホームレス」が87.9%と続く。「住まい不安定」という回答も79.3%と高いが、それ以上に、「メンタルヘルスの問題」(84.5%)、「病気」(82.8%)、「障害(疑い)」(81.0%)といった本人の状態に関する属性が高い割合を示している。また、「家族関係・家族の問題」、「DV 虐待」といった問題をかかえた対象者も多く受け入れている事がわかる。なお、「刑余者」も75.9%とかなり高い割合を示している。

表II-28 支援対象者の属性

| | 度数 | 割合 |
|---------------------------------------|----|---------|
| 1. 病気 | 48 | 82.8% |
| 2. けが | 29 | 50.0% |
| 3. 障害（手帳有） | 45 | 77.6% |
| 4. 障害（疑い） | 47 | 81.0% |
| 5. 自死企図 | 30 | 51.7% |
| 6. その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） | 49 | 84.5% |
| 7. 住まい不安定 | 46 | 79.3% |
| 8. ホームレス | 51 | 87.9% |
| 9. 経済的困窮 | 53 | 91.4% |
| 10. （多重・過重）債務 | 41 | 70.7% |
| 11. 家計管理の課題 | 38 | 65.5% |
| 12. 就職活動困難 | 41 | 70.7% |
| 13. 就職定着困難 | 37 | 63.8% |
| 14. 生活習慣の乱れ | 42 | 72.4% |
| 15. 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む） | 36 | 62.1% |
| 16. 家族関係・家族の問題 | 42 | 72.4% |
| 17. 不登校 | 10 | 17.2% |
| 18. 非行 | 6 | 10.3% |
| 19. 中卒・高校中退 | 22 | 37.9% |
| 20. ひとり親 | 21 | 36.2% |
| 21. DV・虐待 | 39 | 67.2% |
| 22. 外国籍 | 21 | 36.2% |
| 23. 刑余者 | 44 | 75.9% |
| 24. コミュニケーションが苦手 | 36 | 62.1% |
| 25. 本人の能力の課題（識字・言語・理解等） | 38 | 65.5% |
| 26. その他 | 7 | 12.1% |
| 合計 | 58 | 1584.5% |

支援後の連携先は次のとおりである。全体平均で13を超える機関と連携しており、なかでも「行政・福祉事務所」が最も多く96.6%である。次いで「医療機関(病気・けが)」が84.5%、「医療機関(精神)」72.4%、不動産業者72.4%はほとんどの団体が連携先として回答している。弁護士(法テラス)との連携も67.2%、ハローワーク(63.8%)も高い割合を示している。

表II-29 支援後の連携先

| | 度数 | 割合 |
|-----------------------------------|----|---------|
| 1. 自立相談支援事業の窓口 | 15 | 25.9% |
| 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体 | 13 | 22.4% |
| 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口 | 8 | 13.8% |
| 4. 行政・福祉事務所 | 56 | 96.6% |
| 5. 保健所 | 31 | 53.4% |
| 6. 不動産業者 | 42 | 72.4% |
| 7. 社会福祉協議会 | 36 | 62.1% |
| 8. 地域包括支援センター | 35 | 60.3% |
| 9. 地域・若者サポートステーション | 20 | 34.5% |
| 10. 精神保健福祉センター | 21 | 36.2% |
| 11. 民生・児童委員 | 28 | 48.3% |
| 12. 上記(1, 2, 3, 9)以外の民間支援団体(生活支援) | 30 | 51.7% |
| 13. 上記以外の民間支援団体(就労支援) | 25 | 43.1% |
| 14. 更生保護施設 | 22 | 37.9% |
| 15. 保護観察所・保護司 | 29 | 50.0% |
| 16. 地域定着支援センター | 28 | 48.3% |
| 17. 弁護士(法テラス) | 39 | 67.2% |
| 18. 自立準備ホーム | 13 | 22.4% |
| 19. 年金事務所(社会保険事務所) | 22 | 37.9% |
| 20. 医療機関(病気・けが) | 49 | 84.5% |
| 21. 医療機関(精神) | 42 | 72.4% |
| 22. ハローワーク | 37 | 63.8% |
| 23. 警察 | 32 | 55.2% |
| 24. 高齢者福祉施設(特養・老健施設等) | 26 | 44.8% |
| 25. 無料低額宿泊所 | 16 | 27.6% |
| 26. ホームレス自立支援センター | 11 | 19.0% |
| 27. 家族・親族 | 33 | 56.9% |
| 28. その他 | 5 | 8.6% |
| 合計 | 58 | 1317.2% |

4) 緊急時に利用できる一時的居住施設(シェルター)

緊急時に利用できるシェルター(この調査では利用者が無償で利用できるものとする)としては、「自団体運営の居住施設」が最も多く、78.1%となった。次に多かったのが「簡宿・日払いアパート等」で18.8%、緊急一時宿泊所(緊急一時支援事業)が12.5%となっている。

表 II-30 利用できるシェルターの種類

| | 度数 | 割合 |
|--------------------------|----|--------|
| A. ホテル・旅館 | 2 | 6.3% |
| B. 簡宿・日払いアパート等 | 6 | 18.8% |
| C. 自団体運営の居住施設(D、E、F、G除く) | 25 | 78.1% |
| D. 生活保護施設(救護・更生) | 1 | 3.1% |
| E. 緊急一時宿泊所(HL支援法) | 4 | 12.5% |
| F. 自立支援センター(HL支援法) | 2 | 6.3% |
| G. 一時生活支援(生活困窮者自立支援法) | 1 | 3.1% |
| 合計 | 32 | 128.1% |

また、ホテル・旅館、簡宿・日払いアパートを借りるための財源、自団体で居住施設の運営をするための財源としては、社会的包摂・「絆」再生事業が最も多く、10団体。行政からの委託が6団体である。また、民間助成金も2団体が活用している。法務省管轄の自立準備ホームという回答2件あり、これも自団体運営のシェルターを維持するための工夫の一つである。

表 II-31 シェルターの財源(自由記述)

| | 度数 |
|---------------|----|
| 社会的包摂・「絆」再生事業 | 10 |
| 行政委託(住まい対策基金) | 2 |
| 行政委託(その他) | 4 |
| 自立準備ホーム | 2 |
| 民間助成金 | 2 |
| 持ち出し | 4 |

一時的居住場所における支援内容としては、「居宅探し支援」が最もおおく88.6%、「就労先の情報提供が」80.0%と続く。また、「安否確認」「生活用品提供」「食事提供」「住民票回復支援」「通院付き添い」といった支援が7割を超える団体で実施されている。

表II-32 一時的居住場所における支援の実施内容

| | 度数 | 割合 |
|-------------------------|----|---------|
| 安否確認 | 25 | 71.4% |
| 健康診断・医療相談 | 19 | 54.3% |
| アルコール依存対策 | 17 | 48.6% |
| ギャンブル依存対策 | 15 | 42.9% |
| 薬物依存対策 | 15 | 42.9% |
| 生活用品提供 | 26 | 74.3% |
| 食事提供 | 25 | 71.4% |
| 金銭管理 | 18 | 51.4% |
| 服薬管理 | 16 | 45.7% |
| 債務処理 | 18 | 51.4% |
| 法律相談 | 18 | 51.4% |
| 生活相談 | 25 | 71.4% |
| 生活保護申請支援 | 24 | 68.6% |
| 行政窓口への付添 | 27 | 77.1% |
| 住民票回復支援 | 19 | 54.3% |
| 介護保険申請支援 | 15 | 42.9% |
| 年金受給支援 | 18 | 51.4% |
| 障害者・療育手帳取得支援 | 17 | 48.6% |
| 家族との調整 | 19 | 54.3% |
| 身辺支援（入浴・排泄・着替え・衛生管理等） | 12 | 34.3% |
| 日常生活支援（掃除・洗濯・調理・代読・代筆等） | 18 | 51.4% |
| 生活資金貸付 | 12 | 34.3% |
| 話し相手 | 23 | 65.7% |
| 入所者との定期的な対面・訪問 | 26 | 74.3% |
| 相談記録の作成、生活状況を把握 | 24 | 68.6% |
| 自立までの個人支援プラン作成 | 19 | 54.3% |
| 就労先の情報提供 | 28 | 80.0% |
| 資格取得支援 | 14 | 40.0% |
| 就業訓練（無償） | 12 | 34.3% |
| 仕事の提供（時給が最低賃金未満） | 8 | 22.9% |
| 仕事の提供（時給が最低賃金以上） | 15 | 42.9% |
| 就業の保証人提供 | 5 | 14.3% |
| 他の支援団体・施設へ紹介 | 23 | 65.7% |
| 居宅探し支援 | 31 | 88.6% |
| 住居の保証人提供 | 12 | 34.3% |
| 就労後の継続支援 | 15 | 42.9% |
| 通院付添 | 27 | 77.1% |
| 入退院時の支援 | 23 | 65.7% |
| 入院見舞 | 21 | 60.0% |
| 交流会・食事会等の開催 | 17 | 48.6% |
| 支援対象者間の交流の場所・仕組み | 15 | 42.9% |
| 地域住民との交流の場所・仕組み | 9 | 25.7% |
| その他 | 3 | 8.6% |
| 合計 | 35 | 2251.4% |

5) 中間的居住施設(借り上げアパート・無料低額宿泊所)

ここでとりあげる「中間的居住施設」は、4)の緊急一時的に利用するシェルター(無償で利用できる)とは違い、基本的には生活保護費や就労収入から入居者が家賃等もしくは利用料等を支払い、時間をかけて生活支援や就労支援といったケアを行いながら、自立に向けたアセスメント機能をもつという位置付けである。そして、生活自立もしくは就労自立後に一般のアパート等に移行することを前提した施設であり恒久的な住まいではない。これらは、一般にケア付き住宅と呼ばれる、支援団体による借り上げ住宅と、第二種福祉事業として届出を行っている無料低額宿泊所に分類できる。それぞれ建物全体を借りるもしくは所有しているケースと、部屋単位で支援団体が借りているケースがある。

27 団体が中間的居住施設を持っており、「借り上げ賃貸住宅(建物全体)」、「借り上げ賃貸住宅(部屋単位)」、「無料低額宿泊所(建物全体)」それぞれ、11団体ずつの回答があった。一方で「無料低額宿泊所(部屋単位)」は4団体とやや少ない結果となった。

その他と回答した5団体は、一般的アパートに入居してもらいながら、一定の支援を実施している団体である。なお、団体で借り上げている建物・部屋の空き室の一部を緊急一時的なシェルターとして活用している団体も多い。

表 II-33 提供している中間的居住施設

| | 度数 | 割合 |
|-------------------|----|--------|
| A. 借り上げ賃貸住宅（建物全体） | 11 | 40.7% |
| B. 借り上げ賃貸住宅（部屋単位） | 11 | 40.7% |
| C. 無料低額宿泊所（建物全体） | 11 | 40.7% |
| D. 無料低額宿泊所（部屋単位） | 4 | 14.8% |
| その他 | 5 | 18.5% |
| 合計 | 27 | 155.6% |

6) 支援団体の実施するケア付き支援と自治体のホテル借り上げなどのシェルター比較

自治体アンケートおよび民間支援団体アンケートの結果から、シェルターにおける支援の状況を比較したもののが次の表である。

総じて、民間支援団体の支援メニューが平均 20 を超えるのにたいし、自治体の実施している緊急一時支援事業では平均 12 弱の支援メニューの提供となっている。大きく差が出るのは、依存症対策、入院時の付き添い、金銭管理、服薬管理といった対象者に密接に影響する支援部分となっている。また仕事の提供についても民間支援団体が積極的に実施していることがわかる。

表 II-34 シェルターにおける支援内容の比較

| 支援内容 | 支援団体・独自(絆ほか) シェルターありのみ N=21 | | 自治体・緊急一時実施 N=38 | |
|-------------------------|--------------------------------|---------|--------------------|---------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 安否確認 | 15 | 71.4% | 21 | 55.3% |
| 健康診断・医療相談 | 11 | 52.4% | 16 | 42.1% |
| アルコール依存対策 | 9 | 42.9% | 6 | 15.8% |
| ギャンブル依存対策 | 8 | 38.1% | 6 | 15.8% |
| 薬物依存対策 | 7 | 33.3% | 5 | 13.2% |
| 生活用品提供 | 15 | 71.4% | 14 | 36.8% |
| 食事提供 | 16 | 76.2% | 28 | 73.7% |
| 金銭管理 | 10 | 47.6% | 8 | 21.1% |
| 服薬管理 | 8 | 38.1% | 6 | 15.8% |
| 債務処理 | 10 | 47.6% | 5 | 13.2% |
| 法律相談 | 11 | 52.4% | 9 | 23.7% |
| 生活相談 | 16 | 76.2% | 24 | 63.2% |
| 生活保護申請支援 | 15 | 71.4% | 29 | 76.3% |
| 行政窓口への付添 | 17 | 81.0% | 17 | 44.7% |
| 住民票回復支援 | 11 | 52.4% | 13 | 34.2% |
| 介護保険申請支援 | 6 | 28.6% | 12 | 31.6% |
| 年金受給支援 | 8 | 38.1% | 14 | 36.8% |
| 障害者・療育手帳取得支援 | 7 | 33.3% | 12 | 31.6% |
| 家族との調整 | 11 | 52.4% | 11 | 28.9% |
| 身辺支援（入浴・排泄・着替え・衛生管理等） | 4 | 19.0% | 6 | 15.8% |
| 日常生活支援（掃除・洗濯・調理・代読・代筆等） | 11 | 52.4% | 7 | 18.4% |
| 生活資金貸付 | 6 | 28.6% | 5 | 13.2% |
| 話し相手 | 15 | 71.4% | 14 | 36.8% |
| 入所者の定期的な対面・訪問 | 15 | 71.4% | 23 | 60.5% |
| 相談記録の作成、生活状況を把握 | 14 | 66.7% | 20 | 52.6% |
| 自立までの個人支援プラン作成 | 11 | 52.4% | 8 | 21.1% |
| 就労先の情報提供 | 16 | 76.2% | 15 | 39.5% |
| 資格取得支援 | 5 | 23.8% | 5 | 13.2% |
| 就業訓練（無償） | 6 | 28.6% | 2 | 5.3% |
| 仕事の提供（時給が最低賃金未満） | 4 | 19.0% | 1 | 2.6% |
| 仕事の提供（時給が最低賃金以上） | 8 | 38.1% | 1 | 2.6% |
| 就業の保証人提供 | 3 | 14.3% | 2 | 5.3% |
| 他の支援団体・施設へ紹介 | 13 | 61.9% | 17 | 44.7% |
| 居宅探し支援 | 18 | 85.7% | 20 | 52.6% |
| 住居の保証人提供 | 7 | 33.3% | | |
| 就労後の継続支援 | 7 | 33.3% | 9 | 23.7% |
| 通院付添 | 16 | 76.2% | 12 | 31.6% |
| 入退院時の支援 | 13 | 61.9% | 10 | 26.3% |
| 入院見舞 | 10 | 47.6% | 7 | 18.4% |
| 交流会・食事会等の開催 | 8 | 38.1% | 4 | 10.5% |
| 支援対象者間の交流の場所・仕組み | 8 | 38.1% | 6 | 15.8% |
| 地域住民との交流の場所・仕組み | 4 | 19.0% | 4 | 10.5% |
| その他 | 2 | 9.5% | 1 | 2.6% |
| 合計 | 435 | 2071.4% | 455 | 1197.4% |

III. 自治体ヒアリング調査によるホームレス自立支援の現状

ホームレス自立支援法に基づく緊急一時宿泊事業として現在運用しているシェルター等の実態・課題、また生活困窮者自立支援モデル事業の一時生活支援事業において運営しているシェルター等の実態についてヒアリング調査を実施した。大都市では自立支援センターをはじめとした多様な資源の使い分け、地方都市では少ない資源の中での支援の実態、また生活保護を財源とした支援付住宅や無料低額宿泊所の利用も福祉事務所等と連携が行われている実態がうかがえる。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、原則、シェルター事業が一時生活支援事業への移行していくこととなるが、ここでは、「紳」再生事業に基づいた各地のシェルターの状況(ある種の完成形)についての記録として各地の様子をまとめた。現実には短期シェルターから、中期シェルターを含みこんだホームレス自立支援センターを核とするシステム運用の具体例であり、本報告書ではフルセット型のホームレス自立支援システムとして位置付けている。そのモデル化については、V章で提示する。

1. 大都市のいくつかの事例

① 福岡市(2014年10月17日訪問)

●近年の傾向

- ・平成26年1月時点の人数：245人
- ・高齢化、長期化の傾向、定住型・長期のホームレスは巡回相談員が見守りをしている。
- ・移動型ホームレスの増加（30～40代が多い）
ネットカフェ、商業施設にいることが多い。雇用とのミスマッチが多い。
- ・刑余者の増加
- ・抱える問題の多重化（障害など）
- ・他地域からの流入が多い
福岡市に仕事を求めてやってくるが仕事が見つからないため、ホームレス相談の対象者となる。

表III-1 ホームレス概数調査の推移

| | | 移動型 | | | 定住型 | | | 合計 | | |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | H26.1 | H25.1 | H24.1 | H26.1 | H25.1 | H24.1 | H26.1 | H25.1 | H24.1 |
| 都市公園 | 市管理公園 | 39 | 28 | 23 | 31 | 41 | 45 | 70 | 69 | 68 |
| | 県管理公園 | 25 | 21 | 12 | 3 | 2 | 3 | 28 | 23 | 15 |
| | 計 | 64 | 49 | 35 | 34 | 43 | 48 | 98 | 92 | 83 |
| 河川 | | 5 | 10 | 5 | 10 | 13 | 11 | 15 | 23 | 16 |
| 道路 | | 44 | 29 | 35 | 7 | 6 | 7 | 51 | 35 | 42 |
| 駅舎 | 西鉄福岡(天神)駅 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | JR 博多駅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 4 | 6 | 15 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 15 |
| | 計 | 5 | 6 | 15 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 15 |
| その他施設 | 公共施設 | 22 | 37 | 31 | 0 | 0 | 0 | 22 | 37 | 31 |
| | 港湾地区 | 3 | 4 | 0 | 5 | 9 | 11 | 8 | 13 | 11 |
| | その他 | 43 | 11 | 28 | 3 | 0 | 0 | 46 | 11 | 28 |
| | 計 | 68 | 52 | 59 | 8 | 9 | 11 | 76 | 61 | 70 |
| 合計 | | 186 | 146 | 149 | 59 | 71 | 77 | 245 | 217 | 226 |

●博多区保護第3課におけるホームレス相談・対応状況

巡回相談、本人、他区の福祉事務所、生活困窮者自立支援窓口（住居がない者）制度や宿泊所の内容などは巡回相談員が説明を行う。

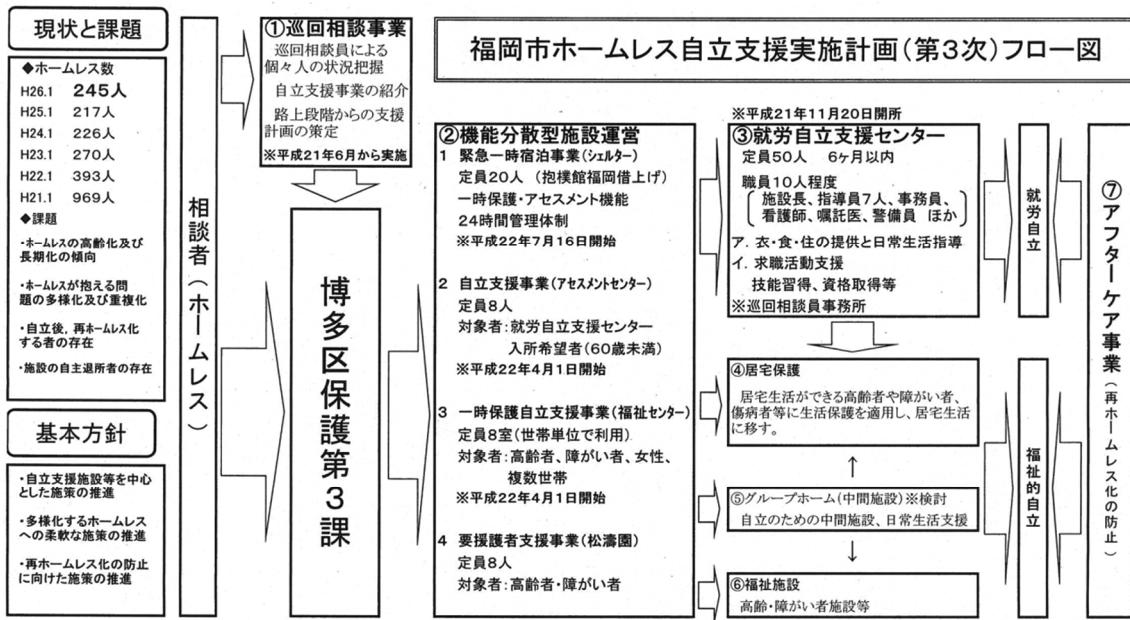
<相談件数（2014年度）>

相談件数：314件（内転入者：190件、刑余者：51件）

生活保護申請数：99件（内刑余者20件）

ホームレス対応件数：60件

図III-2 福岡市ホームレス自立支援の流れの概略



●緊急一時宿泊

シェルター入所前に健康診断が必要なため、3日間の待機（社協の貸付を利用してネットカフェなどに寝泊りをしてもらう）。健康診断で伝染病に罹患していなければ、宿泊所入所となる。

発達障害のホームレスは増加していると感じるが、アセスメントできる医師不足もあり不十分な面もある。

●宿泊所の種類

(1) 緊急一時宿泊事業（シェルター）

抱樸館福岡を20室年間契約し、賃貸料9万円/月

24時間管理体制、日用品と食事を提供

ほぼ満室

(2) 自立支援事業（アセスメントセンター）

自立支援センターから離れた場所で、8室を年間契約。1室3.5万円/月

土日、夜間は職員はいない。日用品と食事を提供

(3) 一時保護自立支援事業（福祉センター）

介護賃貸住宅NPOセンターが運営、土日、夜間は職員はいない。

日用品と食事を提供

居宅に移行の際には、NPOセンターが見守りすることを条件に保証人のいない高齢者でも入居できる物件のあっせんを行っている。

●相談員による面談後の流れ

(1) 就労可能、集団生活可能と判断された人

自立支援事業（アセスメントセンター）→自立就労支援センター

(2) 単身高齢者や就労が不可能な人、就労可能だがしばらく見守りが必要な人

・緊急一時宿泊事業（シェルター）→居宅生活、無料低額宿泊所入所、老人施設

・緊急一時宿泊事業（シェルター）→自立就労支援センター

(3) 高齢者世帯、障害者、女性など

・女性で就労可能な場合

一時保護自立支援事業（福祉センター）→就労自立支援センター

・就労不可能な場合

一時保護自立支援事業（福祉センター）→居宅生活、老人移設、障害者施設

(4) 高齢者、障害者で救護施設でのケアやアセスメントが必要な者

・要援護者支援事業（救護施設：松濤園）の活用

●就労自立支援センター

就労可能な者が入所。定員 50 名（女性定員 4 人）、6 ヶ月以内

マンションを借り上げ（巡回相談員事務所も入居）、賃料：1800 万円/年

24 時間職員は常駐している。

入所には必ずアセスメントを受けることが条件。

管理されることを嫌う者が多く退所するケースもある。また、雇用とのミスマッチ（現代の雇用に合わない人）も多いと感じる。

●その他

・民間シェルター（母子支援施設）も利用することがある。

・ホームレス関連事業は 5 年契約で、継続的に支援を行なうことができる体制としている。

・ホームレスやネットカフェで生活している者でも、条件に合えば住宅支援給付の支給は可能。

② 京都市(2014 年 10 月 23 日) 訪問

●近年の傾向

H15 年：約 560 人、H26 年：約 100 人と見かけ上は減少しているが、リーマンショック時に拡大した施策をフル活用しなければ対応ができない。国の概数調査では捉えることができないホームレスが増えている。旅館は年間約 800 人が新規入所。聞き取り時で旅館・ホテルは約 90 人、自立支援センターは約 10 人、中央保護所の緊急一時枠は約 25 人が入所中。無料低額宿泊所にも入所している。

野宿経験がない人、市外からの流入が増加している。生活保護を受給して再び路上に戻る人は少ないと認識している。

●緊急一時宿泊の利用

福祉事務所からの依頼に基づいて入所する。アウトリーチの受託団体も福祉事務所へのつなぎまでを行う。

(1) ホテル、旅館 (予算 : 1.6 億円)

- ・ ホワイトハウス、ゲストハウス、ホワイトホテル (女性利用可)
- ・ 定員 : 60 名 (冬期 95 名) (借り上げ方式)
- ・ 5000 円/泊、実宿泊者実績に応じて支払。
- ・ 通常の定員と冬期の定員があるが、予算上の積算のため冬期分の融通は可能。週末や祝日でも受け入れは可能。1 週間単位で延長可能
- ・ 相談支援には、ソーシャルホームサービス協会の職員が訪問して行い、通院支援や他の相談への同行、トラブルの解決も行う。 (予算 : 1580 万)
- ・ 住宅支援給付、生活福祉資金貸付の決定待ちの人も入所している。期間は 1 ヶ月半程度。
- ・ 女性の場合は直接居宅移行を目指す。

(2) 中央保護所 (緊急一時宿泊枠、建物の 3F を使用)

- ・ (予算 : 宿泊 3650 万、相談支援 500 万円)
- ・ 定員 : 20 名 (年間契約)
- ・ 人員配置は生活保護法に基づいて配置。24 時間体制。
- ・ 医療福祉訪問相談事業も合わせて委託している
- ・ 個室ではなく、2 段ベットを使用し更生施設の基準よりは狭い。生活上問題があるケースは中央保護所に入所。
- ・ 基本的には生活保護で居宅移行を目指す。
- ・ 緊急枠から更生施設へ移動するケースもある。(生活訓練が必要で、すぐに居宅生活ができないと判断した場合)

●自立支援センター

- ・ 定員 : 30 名 (女性不可)
- ・ 最近は定員には余裕がある。
- ・ 入所には中央保護所の職員によるアセスメントが必須。
- ・ ホテル→中央保護所のアセスメント→自立支援センターの流れが原則。
- ・ 生活保護に頼らず、完全な就労自立 (正社員) をを目指す人を受け入れる。

●無料低額宿泊所

ソーシャルホーム、サポートホームの2ヶ所がある。施設ごとに支援員、指導員を配置し、それぞれの施設で居宅生活移行支援事業を行っている。

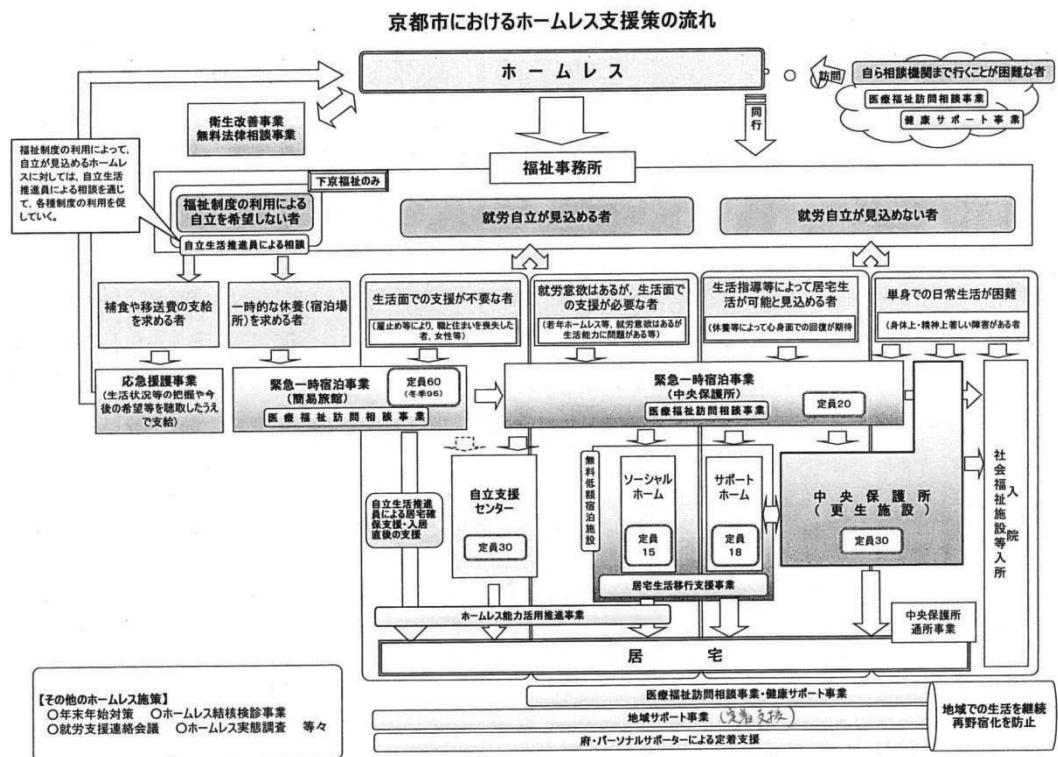
(1) ソーシャルホーム（ソーシャルホームサービス協会）

- ・ 利用料：72000円、家賃：42500円、3食付
- ・ 旅館や中央保護所に入所している人で、さらに就労訓練や生活訓練が必要な人が入所。
- ・ 高齢のため生活保護を受けながら就労を行うことが可能な人が、入所しながら就労を行う。その後、居宅生活へ移行。

(2) サポートホーム（カリヤス）

- ・ 利用料：50000円、家賃：42000円、2食付
- ・ ソーシャルホームの入所者よりも、基礎からの生活訓練が必要な人が入所する。
- ・ 金銭管理、掃除洗濯、料理が出来ない人に対する訓練施設。中央保護所の更生施設と基本的に同じような人が入所している。

図III-3 京都市ホームレス自立支援の流れの概略



③ 名古屋市(2014年12月 4日)

● 支援の流れ

福祉事務所で自立支援制度の説明をし、本人の希望とアセスメントの結果をもとに入所先を決定

(1) 自立支援事業 (自立支援センター)

- ・ なかむら (86名) あつた (77名)
- ・ 入所期間は原則6ヶ月で就職活動を行い、居宅生活を目指す
- ・ 稼働率 なかむら : 62.8%、あつた : 44.9%
- ・ 就労自立の割合 なかむら : 46.5%、あつた 37.8

(2) 緊急宿泊援護事業 (新型)

- ・ 就労自立を目指すのか居宅保護を受けるのか、本人が自身の行く先を決め切れない場合に利用。旧名城シェルターの代替措置、緊急宿泊援護事業（従来型）と同じホテルや旅館を使用。
※ 名城シェルター（個室）：H25年度末で廃止。有鱗協会が管理運営を受託していた。公園でテント生活者や、自身の行き先を決め切れない人が入所していた。土木枠と福祉事務所枠がありそれだから入所していた。

(3) 緊急宿泊援護事業（従来型）

- ・ 要保護者の宿泊（一時保護事業までのつなぎ）や、自立支援事業の入所健診の待機場所。中村区内に3ヶ所のホテルや旅館に設けている（福屋、松竹梅、おいせ）。内、福屋は3部屋を通年借り上げ。残り2ヶ所は、実績払い。
- ・ 原則1泊（延長可能）

(4) 一時保護事業

- ・ 保護決定に時間を要する者や施設入所希望者の待機、居宅保護希望者のアセスメント施設（50名、原則2週間）。あつた内に設置。
- ・ H25年度の退所者の状況

退所者数：632名

主な内訳／居宅保護：331名（52.4%）

入院：26名（4.1%）、更生施設：植田52名、 笹島12名、宿所提供的あつた2人、保護施設入所小計66名（10.4%）

自立支援事業：68名（10.8%）

老人ホーム等その他施設保護：21名（3.3%）

途中退所：40名（6.3%）

(5) 生活保護施設

1：更生施設

- ・ 植田寮（112名）、 笹島寮（60名）原則6ヶ月
- ・ 穫働率 約50%
- ・ 運用上は、 笹島寮は就労が前提となり就労指導がある。植田寮は6ヶ月以上の入所も可能。
- ・ 更生施設は就労すると、収入認定があり転宅費用を貯めることができないかわりに、転宅費用が保護費から支給される。

2：宿所提供的施設

- ・ あつた内に設置。27世帯、原則6ヶ月
- ・ 居宅保護に近い扱い。女性の利用も可能。

●各事業や施設からの出口

居宅保護の場合は、他市町村の場合はケース移管になるため名古屋市内で家を探すようお願いをしている。基本的には本人が不動産屋で見積を取るなどして住居を探す。また、無料低額宿泊所は各事業の出口として、行政として紹介はしていない。

・市内の宿泊施設

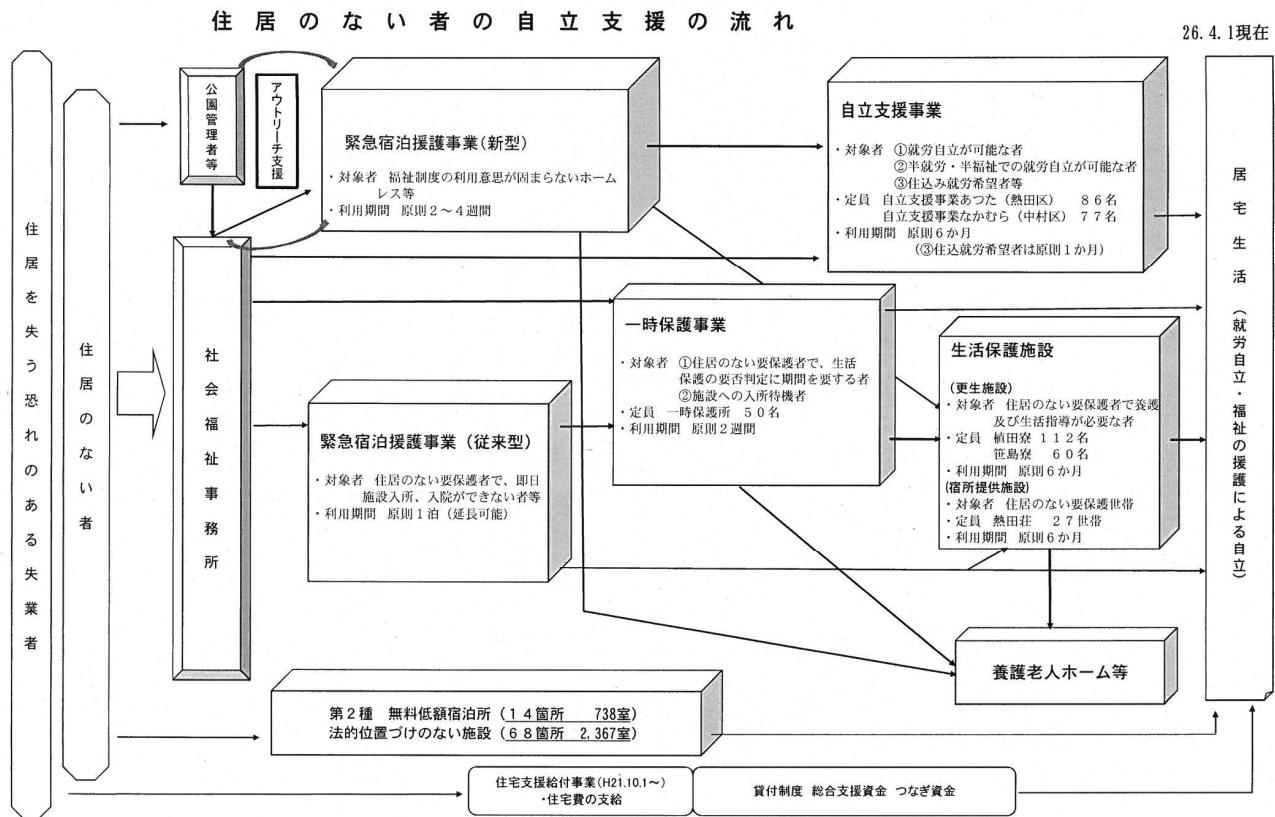
二種施設：14ヶ所 738室

無届施設：68施設 2367室

毎年6月末で、無届施設含めて、各福祉事務所を通じて調査を行っている。二種施設については、市のガイドラインに従い、年1回の現地査察、研修会を行っている。

無届施設について市で条例を制定することは考えていない。名古屋市で規制強化をしても周辺市町に移る可能性があるため、国における法整備を求めている。

図III-4 名古屋市ホームレス自立支援の流れの概略



④ 横浜市

●巡回相談

日中の定期的アウトリーチ、基本的に見守り、関係性づくりと困ったときへの対応。

つなぐ場合には日中に一緒に福祉事務所に行く 他都市と状況は変わらない

月1回の夜間街頭相談（ホームレス施策以前からの伝統） 関内（中区）と横浜駅（西区）で集中的にやっている。これは相談人数が大変多い。夜間相談は効果が高い。

福祉事務所につないだ時点で基本的に、巡回相談員の手を離れる。

●ファーストコンタクト

区役所の保護課に相談、そこでふるい分け。巡回相談は福祉事務所まで。そこからは区役所にバトンタッチ、面接相談で対応。施設入所の場合にはまず「はまかぜ」で対処、面談、そこで処遇を福祉事務所と協議。この流れは特に中区で強い。ご本人が来る傾向が高くなっている。

●施設入所（事実上「はまかぜ」入所、横浜の独特的の流れの状況をさしている表現）

30日から最大1年間 短期から長期に柔軟に「はまかぜ」（匡済会）で対応。これも横浜方式。「はまかぜ」は、ホームレス自立支援センターと一般的な緊急一時宿泊をかねている。

●簡宿借り上げシェルター

<http://www.kyosaikai.jp/business/h-shelter.html>

ただ集団生活に向かない場合（薬物が多い、感染症）は、借り上げ型（簡宿）の緊泊を使う（これも「はまかぜ」が担当、実績払い、かつての仮設一時避難所 中村橋シェルター）。この場合の出口はほぼ100%、簡宿へ。簡宿を使うことに抵抗感がない。アパートへというより簡易宿所へという流れがまだまだ強い（家賃は本人払い）。ここからの出口は、市営住宅に当たらないとなかなか次がない。若干安いアパートに入る人もいる。年間で常に入れるように空き室は確保してもらいつつ、一泊単位での清算支払い。匡済会に委託だがはまかぜとは連携しない前提。はまかぜへのクッション的な使い方はされない。

●はまかぜ入所後

居宅である率がもっとも多いが、この出口もやはり簡宿が多い。他都市では、これは緊急宿泊を使うという流れに相当するが、横浜では、「はまかぜ」の出口としてカウントされている。この回転でぐるぐる回る人もたいへん多い。逆に路上にもどりやすくなる要因をつくっていることにもなっている。

就労自立もそこそこあり、アパートへの移行が中心。借り上げ住宅も用意している。

<http://www.kyosaikai.jp/business/afterfollow.html>

シェルター枠と自立支援センター枠は部屋などは同じである。出口は約半数が居宅保護へ（ほとんどが簡易宿所保護）、25%が就労自立。他施設入所として、養護老人ホームや更生、救護への移行もある。100%就労自立を目指すというより、生活自立も含めたシェルター的な要素も多く含んでいる。

●無料低額宿泊所と簡易宿所

施設入所以外は無低、原則は使わないが、実際のところ郊外の区は無低を使うことが多い。アパート居宅への「直」という流れは少ないが、支援団体のバックアップがあると居宅保護を打って対応することも多い。はまかぜをシェルターとして使って、簡宿に行く場合が多い。理由としては集団生活がなじまないことになるが、たびたび往還する人も多い。郊外の無低はいろんな人を幅広く受けてしまう傾向がある。流れ的には居宅というよりワンクッションを無低ではさむという流れが実際存在している。

居宅保護の手前で生活能力の見極めが必要なため。支援団体が連れてくるなどの例外はある。

無低への抵抗感は現場にはあるようで、積極的に利用していこうというスタンスは取っていない。もちろん面倒見のいいところも出てきているが、簡宿との違いは支払う金額であることが大きい。特に炊き出しで入居のルートもあると思われる。下記のリストを用意している。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/entai/muryoteigaku/jigyosyabetsuichiran.pdf>

簡宿保護は1.3倍の69,800円。基本は中間ハウジングという認識であり、ただ家賃だけとはいえ、介護と配食サービスが充実しているので、とるものはとっているというところであろうか。

中心部は簡宿、周辺部は無低 立地に規定される部分も多い。ケースワーカーは発生地が面倒をみるので、近いところを利用する。

同じケースでも中区であればはまかぜを使い、青葉区では無低を使うことがあるなど立地がかなり施設選択要因として機能している

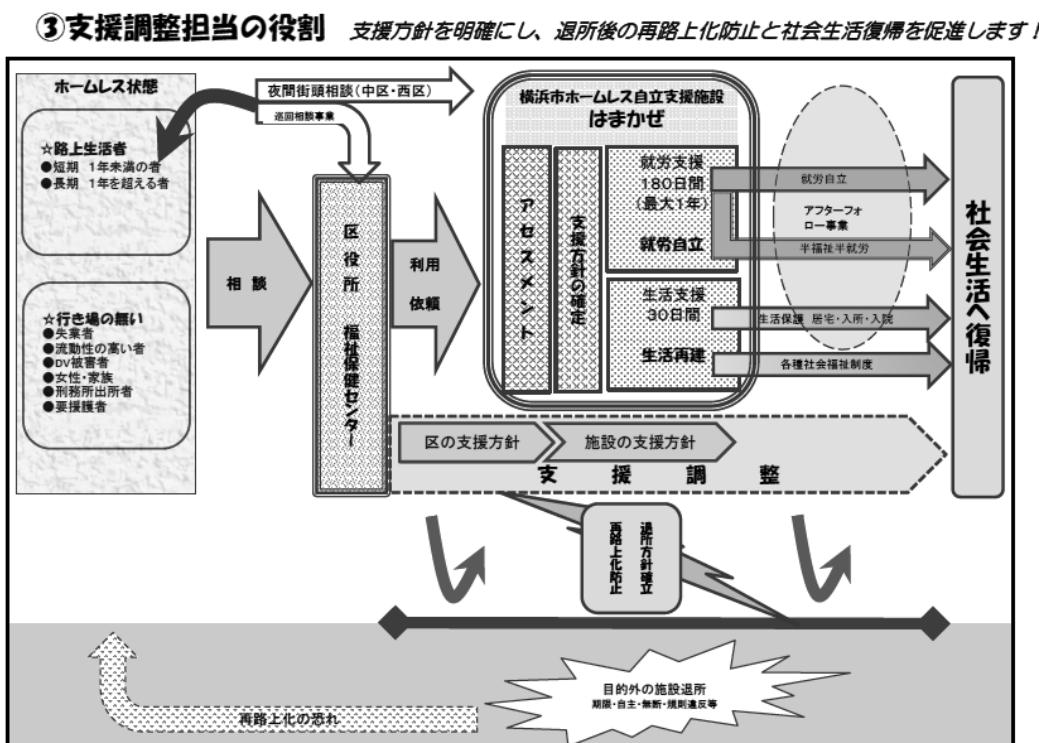
●更生施設

はまかぜの出口で使用することはあるが、ほぼアルコール依存の人。更生施設としてはあとは病院退院後の行き場のない方。ホームレス支援の最初の入り口にはならない。救護施設はほぼない。養護老人ホームへの流れもある。

●新法への対応

指定管理でもあり、必要な事業なので、新法にかかるわらず横浜市でやってゆく。PS やモデル事業からの流れはほとんどない感じ。チャレンジネット利用の有無については、事例を遡及しないとわからない。モデル事業の相談窓口に繋がる前にはまかぜや簡宿シェルターにつながる仕組みになっている。

図III-5 横浜市ホームレス自立支援の流れの概略



⑤ 神戸市

●巡回相談

2種類ある。更生センターの直営の巡回と、市の嘱託職員による巡回である。役割と機能は他都市とあまり変わらない。要支援になると福祉事務所に引き継ぐバトンタッチ型である。

●市の巡回相談員は日中4日間／週で、全市を巡回。ケースワーカーOB2名で全部まわっている。

他大都市ではすでになくなった3つの宿泊所、更生援護相談所(直営)、磯上荘(直営、嘱託)、兵庫荘(市社協への指定管理)。前者は結構固定客のいる1泊シェルターである。後者は生保を受給していない中高年の人の宿泊所、ほとんど回転がない。

●低年金でやりくりする高齢者も含まれる。生活保護施設ではないので食事は自炊、医療対応もできない。また更生センターと更生援護相談所、の間での行き来はある。市社協への補助は2000万程度。

相談所のほうは緊急宿泊事業としてのシェルターとして利用可能であるが、供食がないのでその意味では使いにくい。いずれにしても少々古典的と思われる存在。アウトカムやパフォーマンスからして、使いようによっては機能を発揮するといつても、畳の大部屋や2段ベッドの多人数部屋とフィジカルな環境が少々古風である。

●女性の受入については、北区にある女性向けの救護施設を婦人相談と連携して実施していたが、紛が使えるようになって、世帯、単身女性の受入が可能になった。

流れとしては、ホームレス支援施策を巡回相談以外に使っていないので、すべて生活保護前提に、3つに分けているのが特徴であろう。福祉事務所で住居がない困窮者への相談において生活保護受給への流れとしては、(1)自身で確保できる簡易宿所をすすめる(2)更生センター(3)紛事業の3択が基本となっている。

①特に更生施設（完全直営）をつかっているところが特徴。ホームレス施策がなければこうなる感じであろうし、横浜市や名古屋市の更生施設はもう少し特化しているのに対して、就労への復帰も出口にあり（生保の就労支援員が配置）、年に3回転ほどしてそこそこの出入りがある。畳での2人である（囲いでは4人部屋になる）。自主、無断退所も多いようである。長期型の人への対応は意識的には作られていないし、無料低額宿泊所も意識的には使っていないようである。

②簡易宿所保護は、①や③を繰り返す人（往還層）に打つ手でもあるし、そちらに向いている人が利用するある種使いやすい資源であり続けているようである（初期費用のいらない一般アパート物件利用もあり）。

③緊急一時宿泊の導入は明らかに新しい流れを神戸にもたらしたこと、よく読みとれたのではないか。良い点として相談の受け皿が広がったこと、悪い点は居宅に移行して失踪やうまくいかなくなる事例が多いことが指摘されていた。中長期型への流れをつくっていないので、往還層がうまれやすい構造になっていると思われる。

●紛事業と保護申請は原則セット。行政として不動産屋との連携はなく、本人およびNPOに依存している。そのためアパート物件が見つからない場合は簡易宿所保護という選択肢になるのかもしれない（簡易宿所のオーナーの認定さえもらえればOKなので、2~3日で申請可能）。簡易宿所保護でも一ヶ月分の家賃がでる。

2. 大都市圏周辺・地方都市のいくつかの事例

ここまで大都市圏周辺、地方都市の実態について、触れておきたい。ホームレス自立支援において、大都市以外については、核となるホームレス自立支援センターを有しておらず、少なくとも「就労自立」をシステムとして達成できる形にはなっていない。しかしながら、2009年度からの絆再生事業などによる、緊急一時宿泊事業や生活困窮者の支援事業における補助金において、地方都市モデルが曲がりなりにも整備されてくるようになった。その課題については、次のⅢ章で述べるが、実態について、アンケート調査で述べたところであり、下記で少々詳しくそのシステムの運用実態と、効果についてヒアリング結果を紹介しておきたい。

① 京丹後市

京丹後市寄り添い支援総合サポートセンターにおいて生活困窮者自立支援モデル事業を実施している。相談者の入り口としては、社会福祉協議会、ハローワーク、地域の民生委員、庁内の他部署、丹後圏域の他の市町村など。サポートセンターと同じ建物に市民相談室、多重債務相談支援室、消費生活センターがあるため、生活困窮に関する相談は、サポートセンターにリファーしてもらい、サポートセンターで交通整理をする体制を取っている。また生活保護受給者の就労支援も同じスキームで実施している。

●一時生活支援事業

- 市役所近くの旅館の借り上げ、3食付きの部屋を提供してもらっている。
- 宿泊実績に応じて旅館に支払を行う。6480円/泊。年間予算は12万円のみ計上しており、件数がおおければ相談事業等の他の事業から予算をまわすことになる。
- 宿泊期間は長くて2週間程度。生活保護までのつなぎで利用することが多い。旅館に泊まっているまでは次のステップ(就職、医療、居宅確保)に進めない、費用面でも厳しいので早期に保護決定を行い、生活保護を受給してもらいながら就労支援を実施していく。

② 富士宮市

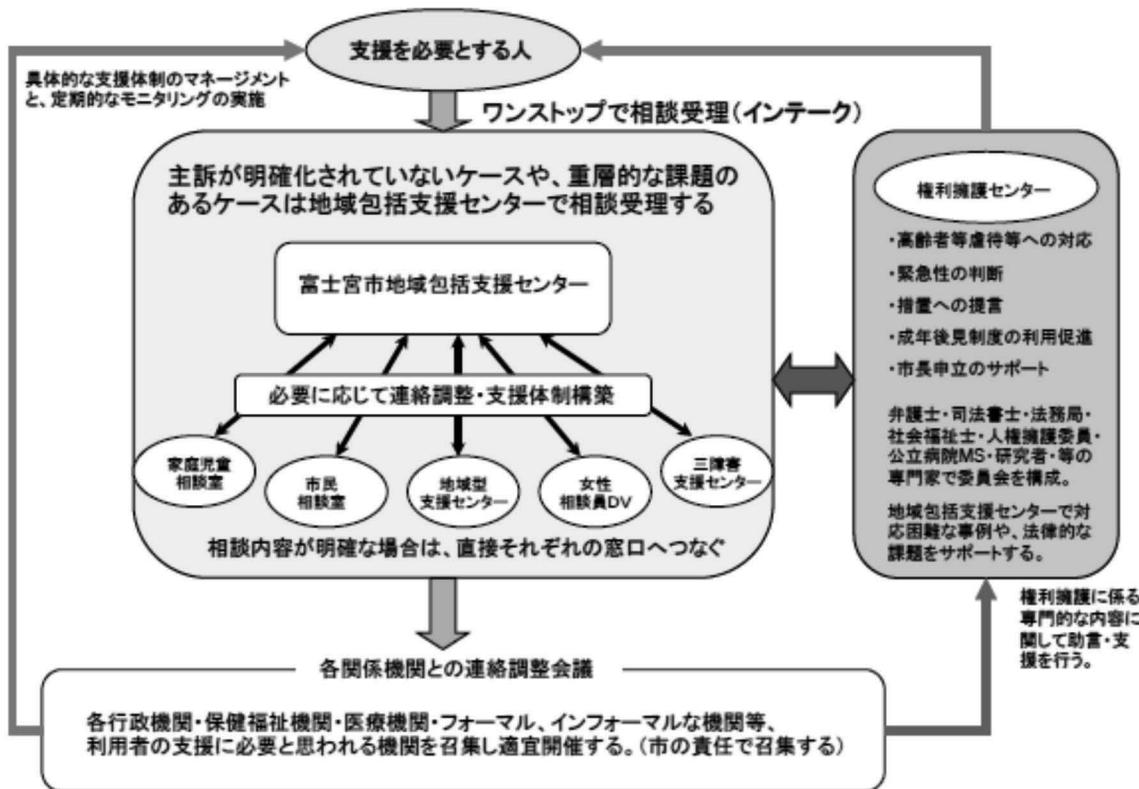
- 富士宮市では平成18年に地域包括支援センター(市直営)を設置。高齢者に限らず、富士宮市における支援を必要とする人のための総合的な窓口と位置づけた。この方針は市長のトップダウンによるもので、平成17年に策定された地域福祉計画の中に位置づけられている。
- 地域包括支援センターの総合相談機能のみを切り離し、地域型相談センターを事業者に委託し、市内10箇所に設置している。生活圏域における総合的な相談窓口となっている。
- 地域型相談センターへの相談件数は、周知徹底を進めるなかで着実に増え、平成18年の1724件から、平成25年には17922件と10倍に増えた。
- 自立相談支援事業(モデル事業)の窓口は、富士宮市役所に設置しており、担当は福祉総合相談課である。地域型相談センターと自立相談支援事業を密接に連携させ、相談が生活困窮等の場合は福祉総合相談課がまずスクリーニングを行い、ケースの状況にもとづいて、生活保護で対応するか、自立相談支援のケースとして対応するなどを判断する。
- 人員配置は自立相談支援事業2名、家計相談支援事業1名、就労準備支援事業1.5名
- 毎週支援調整会議を開いている。

●シェルター

平成 26 年度は、静岡県が絆予算を活用し、NPO 法人 POPOLO に委託している。NPO 法人 POPOLO は近くの富士市にある POPOLO ハウスにてホームレス対策事業の緊急一時宿泊事業を行っており、富士宮市でもこれまで、数名／年のペースで利用している。

次年度以降は、静岡県として一時生活支援事業を行わないため、静岡県内のなかで 7 つの市がそれぞれ 1 ベッド単位で NPO 法人 POPOLO への委託を維持していく方向で調整を進めている。

図 III-5 富士宮市における総合相談支援システムフロー



16

③ 花巻市

平成 25 年 10 月より花巻市社会福祉協議会に委託して、自立相談支援事業、家計相談事業、就労準備支援事業を実施している。スタッフは 4 人体制である。自立相談支援事業の窓口は花巻市役所内にあり、社会福祉協議会の職員が市役所内に常駐する形をとっている。

●住まいのないケースへの対応

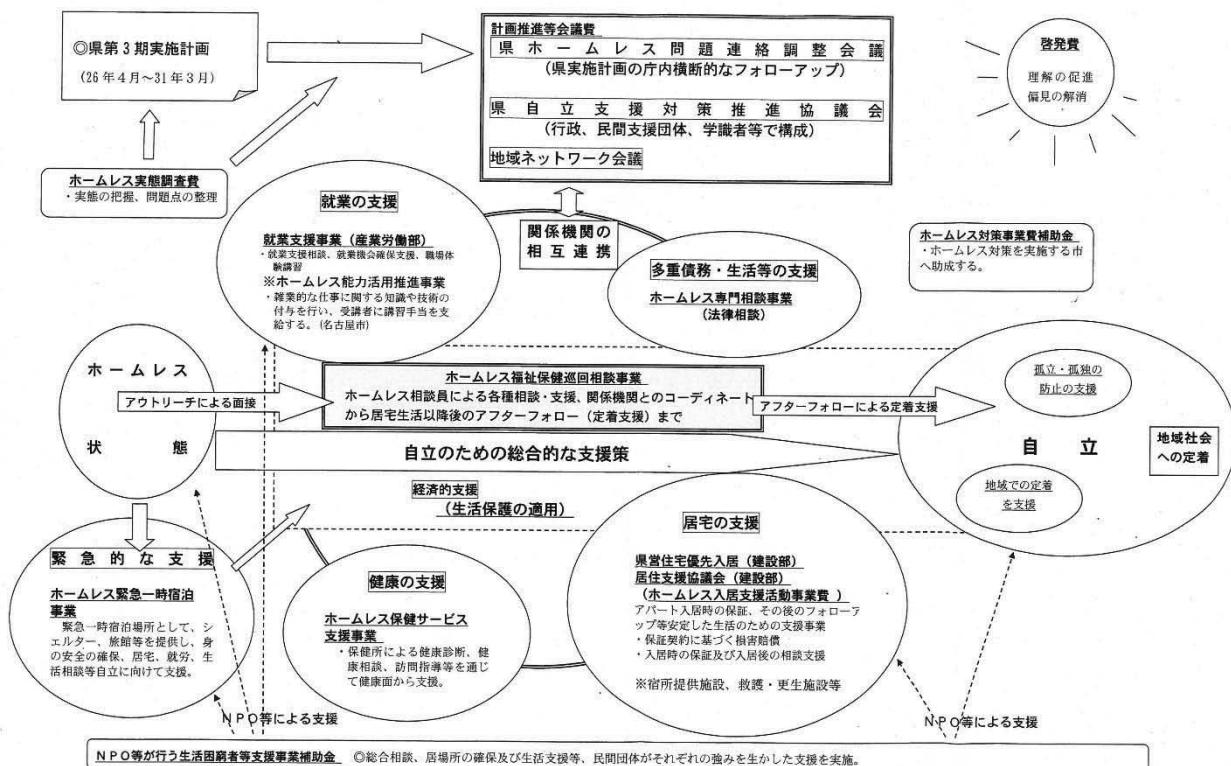
シェルター事業は実施していないが、秋田刑務所より出所後、駅で 2~3 日寝泊まりしていた人、北関東出身の人で花巻周辺寝泊まりしていた人、車中生活の人、気仙沼で働いていて花巻市に立ち寄った人などのケースがあった。対応としては、急迫保護し、生活保護の住宅扶助 25000 円の範囲内で即日旅館などの宿泊をあてがうことが多い。その後、生活保護申請し居宅保護とする。救護施設でのショートステイで対応するケースもある。

④ 愛知県

県が管轄している福祉事務所(16町村)で緊急一時宿泊支援事業を実施している。町村部以外は各市の判断で実施することとなっている。県では、愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合と連携し、27ヶ所のホテルや旅館を借り上げシェルターとして利用できる契約しており、利用実績に応じて支払いをする(6000円+税)。

図III-6 愛知県におけるホームレス自立支援施策の流れの概要

平成26年度において愛知県が実施するホームレス自立支援対策の概要（概念図）



・利用実績

H24年 宿泊日数:52日、利用者:14名、延べ利用日数:68日

H25年 宿泊日数:114日、利用者:10名、延べ利用日数:126日

緊急一時宿泊支援事業を実施していない市では、無料低額宿泊所を利用するケースがある。宿泊所に入所した場合は、宿泊所のある自治体ではなく入所させた自治体が保護費を負担するルールである。

ただし、名古屋市だけは別途、ケース移管となってしまうため名古屋市内の宿泊所に入所させることはない。各市に県が借り上げシェルターとして利用できるホテル・旅館の一覧を渡して、費用負担をすれば利用可能であることは伝えているが、利用は多くない。

・愛知県管轄の第二種宿泊所(名古屋以外)の施設数と定員数

中核市:2施設 79名

市町村(中核市以外):12施設 294名

IV. 広域支援の重要性

1. 使えるハウジング資源の限られた地方都市の状況と近年の変化

本節では、少々数年前に振り返る。地方都市では、使える中間ハウジングは、どのような支援内容であれ支援団体が存在することを前提に提供されるケア付支援住宅しかない状況であった。しかし 2008 年のリーマン・ショック後の、反貧困の流れが派遣村の登場により一気に強くなり、地方都市においても、緊急雇用創出基金の利用によって、緊急一時宿泊事業(シェルター事業)が動き始めたことは、脱ホームレス支援に新たな段階をもたらした。端的にいようとシェルター事業が、国の 100%負担によって都道府県、政令指定都市によって動かすことができ、非政令指定都市は、都道府県からこの基金の利用を申請することによって使うことができるようになったのである。この事業により地方都市には選択肢が増えることとなった。この流れを整理することにより、宿泊所やケア付支援住宅の機能や果たすべき役割が明確化された。この点は後述するとして、このシェルター事業の特徴について概観しておきたい。

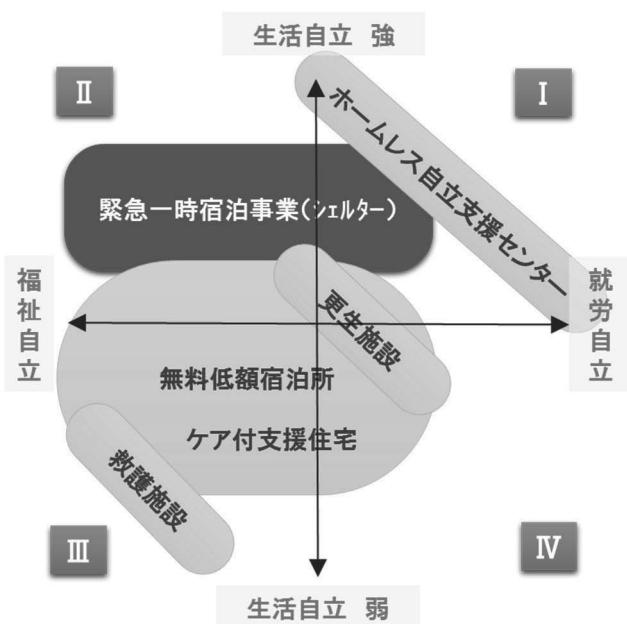
2009 年度に全国一斉にこの緊急一時宿泊事業が始まり、34 自治体、42 の宿泊施設を利用して、663 人分の居室が確保され、まさしくシェルター事業として、利用者は短期間(最長 3 ヶ月まで)無料で食事つきで一人当たり 5700 円前後の額で事業が補助されたのである。2012 年度末で、54 自治体、156 施設、2,752 人の定員規模までに増強してきた。

この事業の導入の特徴は、政令指定都市や単独の自治体が始めただけでなく、都府県もその県域全体でカバーするという、埼玉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、熊本県のような事例も登場し、これらの都府県では、県域のどこかでホームレス状況の人が SOS を発し、近隣の福祉事務所に駆け込んだときに、シェルター利用が可能となったのである。予算的にはホームレス対策の範疇に位置づけられ、これによってホームレス対策の予算是、2008 年度までは全国 30 億円規模で動いていたものが、一気に 100 億円規模に増加することになった。その財源は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)のうち、「社会的包摶・「絆」再生事業」として賄われたものである。

大都市自治体、正確には仙台市、東京都 23 区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、大阪府(2010 年度で終了)、北九州市、福岡市、熊本市のみで動いていた直営のホームレス自立支援センターの運営がホームレス対策の中心であった(2012 年度末では 10 自治体、22 センター、1,832 定員)。それ以外の都市では札幌市や岡山市で民間団体に補助事業として行うホームレス自立支援センターの機能を付加する取り組みが整備されていた。上記の都市では、ホームレス支援におけるフルセットの対応が可能になった。その中身は評価については V 章にて後述する。図 IV-1 のように、中間ハウジングの選択肢がいくつか用意され、I : 就労自立+生活自立強、II : 福祉自立+生活自立強、III : 福祉自立+生活自立強、IV : 就労自立+生活自立弱などの、さまざまな状況におかれた人々をまがりなりにもカバーできる体制で臨んでいる。

注目しておかねばならない点は、図 IV-1 において強調している緊急一時宿泊事業、いわゆるシェルター事業の導入で、I 、 II を少しでもカバーできる体制が導入されたのである。中間ハウジングを利用しての地方都市に打たれたホームレス対策としては初めての、かつ効果的な施策となったのである。ここで効果的という意味合いは、生活保護法の枠組みでしか動けなかった大都市圏、地方の自治体にとって、生活保護費を使わない脱ホームレス支援の道が始めて切り開かれたということをさしている。

図IV-1 就労・福祉自立、生活自立からみた中間ハウジングの位置取り



この事業は各自治体によって個性が生じている。

この個性は当該自治体が有する社会資源のありよう、具体的にはそのような社会資源を動かしている民間団体の存在、生活保護費の裁量的な使用に比較的慣れていっているというような福祉事務所のカラー、自治体トップの強力なガバナンスといった要因に規定され現れています。その結果として次の3つの特色を指摘することができる。この3つの特色はエム・アール・アイリサーチアソシエイツによるホームレス緊急一時宿泊事業の調査(2013年度厚労省社会福祉推進事業)で指摘されている点をもとに、本調査によって得られた知見を付加している。

エム・アール・アイリサーチアソシエイツの調査結果では、シェルター事業に3つの特色をあげているが、

特色1については、1日シェルターや越年、越冬シェルター事業であるため大都市固有の施策として除外する。特色2の生活保護や障がい者手帳などが取れるまでの待機として使っている事例、特色3のホームレス自立支援センターなど先進の無料低額宿泊所並みのケア、支援を行っている事例をあげている点に注目したい。

図IV-1の模式図でも描いているように、このシェルター事業が入ったことによって次のような流れが新たに生まれたといえる。すなわちホームレス状況の人々のアパート自立に向けて生活保護を打つその前段階にこのシェルターを利用し、生活保護へのスムーズな移行の道をつけたことである。大部分はあまり支障なく生活保護に移行できるIIのタイプの人々である。この道は福祉事務所段階において、生活保護を措置すれば居宅保護、そして何人かの人はしばらく後に就労への道が開けるといった(Iのタイプ)、出口がはっきりした人を対象としたものといってよい。これは上述した特色2のパターンであり、IやIIの層を対象にしてのこの道は、福祉事務所的には比較的処遇しやすいものとなっている。

しかしながら出口が見えにくい事例においては、この特色2のシステムでは、シェルター退所後のアフターケアが相当ないと再度生活困窮に、そしてホームレス状況に陥る可能性がある。図IV-1で示している、生活自立弱のIII、IVの層である。特色3の場合には、シェルター入所時点において出口の見えにくい層に対しても相当なケアを投下し、支援団体に地力があるため、退所後もアフターケアや場合によっては自団体による無料低額宿泊所やケア付支援住宅につなぐケースも見られるが、これは少数事例である。

現実において大部分は特色2のケースとなるために、このルートにスムーズに乗れるI、IIの層は別にして、なかなかすぐには出口の見えないIII、IVの層に対しては、シェルターの次につながる中間ハウジングとして、本来ならば生活保護施設(地方都市の場合には救護施設)が機能すればよいが、こうした事例は一部であり、無料低額宿泊所やケア付支援住宅を頼りにするしかない。特色3を有さない多くの地域においては、こうした中間ハウジングの資源も存在していない。ただ量的にこうした事例の発生がそれほど多くないこともあり、ケースワーカーのアフターケアで対応しているのが実態である。

このシェルター事業の知見からして、シェルター事業がなかった2009年以前において、スムーズに移行できる人も、出口がなかなか見えない人も、ケア付支援住宅が引き受けていることが、改めて確認できる。すなわち事業を行っている団体は、シェルター的機能、ホームレス自立支援センター的機能、無料低額宿泊所的機能と、さまざまな機能を一手に無我夢中で動かしてきたことが明らかにされたといえる。IからIVまでの全象限のさまざ

まなタイプの層を引き受けていたということである。

これは 2015 年度から全国で施行される生活困窮者自立支援法下において、シェルター事業が一時生活支援事業に移ったところで、出口はこの新法では少なくとも中間ハウジングの観点からは考慮されていない。地方都市においては出口として、ケア付支援住宅が存在しないところには、より中長期の対応を必要とする人々の行き場がないという、次の課題が出てくるが、これはV章にて後述する。ここでの問題はせっかく一部の地域で整備されたシェルター事業が、新法においてなかなか運用しにくい制度となってしまったことである。

2. 広域支援の事例

生活困窮者自立支援法が施行されることによって、絆関連予算のなかでは都道府県単位など広域で実施されることの多かった緊急一時宿泊事業が、福祉事務所設置自治体単位での一時生活支援事業として実施となる予定とされており、これまで効果をあげてきた現在の体制とはまた違った運用となる。

絆関連予算で多くの自治体が広域でシェルター運営を実施してきたのは、ホームレス概数調査で路上生活者が確認されていない地域においても、DV 被害等で住居にいられなくなったケース、派遣切り等で仕事と住まいを同時に失うといったケースが多く存在しているほか、シェルターのある都市部へ移動するケースもみられるといった、支援現場の実態やニーズをふまえたものである。

しかしながら、ホームレス支援全国ネットワークが実施した自治体アンケートによると平成 27 年度に一時生活支援事業を実施予定と回答したのは 31 自治体(14.3%)、検討中との回答は 46 自治体(21.2%)となっており、6 割以上の自治体は検討すらできていない状況となっている。そのため、今年度シェルター運営を実施し利用実績があるにもかかわらず、次年度実施しない自治体が出てくる可能性も高い。また絆関連予算のなかで都道府県単位など広域を対象に実施されることの多かった緊急一時宿泊事業が、生活困窮者自立支援法においては福祉事務所設置自治体単位での実施となる予定となっており、これまでノウハウのない自治体が担うこととなってしまい、このままでは継続実施される可能性はかなり低いといえるだろう。また、当事者の状況、意向によってはシェルター以外の施策が利用できないケースも存在する。

ここでは、絆関連予算でシェルター事業を広域で実施して効果をあげてきた取り組み事例として、北海道、宮城県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、沖縄県の7道府県の状況を紹介する。なお、これらはあくまで代表的な事例の一部であり、東京都や神奈川県、愛知県など主要な都市の状況についてふれていない点を断つておく。

<北海道>

2013(平成 25)年度「絆再生事業」実績報告書によると、北海道が実施する絆再生の予算に基づき、札幌市内では4つの民間支援団体がシェルター事業を実施し、2013(平成 25)年度に 441 名が利用している。このうち、他機関からの紹介を受けての利用者は 242 名となっており、そのうち 34 名(14%)が少なくとも、周辺の他自治体の警察や福祉事務所、自立相談支援機関からの紹介となっている。

また、411 名のうち、直近居住地が札幌市となっているのは 250 名(57%)のみである。道内出身者が 111 名、札幌市外の道外出身者が 72 名であるなど札幌市民以外が多く、実際に地方で生活困窮状態に陥り、ごくわずかな所持金で札幌に仕事を求めて流入してきたケースが多い。仮に札幌市において次年度に一時生活支援事業を実施したとしても、市外の福祉事務所等からの紹介者を受け入れることは困難になる可能性が高い。

<宮城県>

宮城県では、住まい対策基金を財源として、仙台市内の NPO 法人等にシェルター運営を委託している。この

うちワンファミリー仙台が運営する2施設の2013年度の実績は114名、1,301泊となっている。

2014(平成26)年度から県北地域、仙南地域および、仙台市内で生活困窮者支援モデル事業を実施しているが、県北地域、仙南地域の相談窓口から仙台市内のシェルター利用を要請されるケースが存在している。

しかしながら、次年度以降、県としての実施ではなく、仙台市としての実施になるため、利用に制限がかかる可能性がある。

<静岡県>

静岡県ではNPO法人POPOLOと、シェルター運営の契約をしているが、次年度は実施の目処が立っていないのが現状である。その結果、沼津市、三島市、掛川市、藤枝市、富士宮市、富士市など、シェルターの存在する富士市を中心に静岡県内的一部の関心のある自治体が集まって、NPO法人POPOLOと按分契約を実施する方向で調整中である。

<大阪府>

大阪市が独自にシェルター事業等を実施しているため、大阪市を除く府内の市町村が連携し、広域での緊急一時宿泊事業(ホテル借り上げ)を実施している。

大阪府においてはリーマン・ショック以前からホームレス対策事業としてシェルター事業が行われてきたため、府内の市町村間の連携体制が構築されており生活困窮者自立支援法下においても各府市で負担を按分する方向で調整しているところである。しかしながら各市によって利用者数は様々であり、調整のための事務負担はかなり大きいものと想定される。

<京都府>

京都府では緊急一時宿泊事業として、京都府全域(京丹後市、京都市をのぞく)で3つの旅館(南丹市、宇治市、福知山市)の年間借り上げを実施している。また京都市でも緊急一時宿泊事業を別途実施している。府内(京都市を除く)の利用実績は年間1,345泊。府内の各福祉事務所から京都府に連絡が入り、空いているかどうかを確認したのちに差配という体制をとっており、次年度以降も同じ体制での実施を検討しているが、各市町村から府が一括で予算のとりまとめなどを行う必要があり実施方法については調整中となっている。

<兵庫県>

兵庫県ではNPO等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業(事業名:ホームレス等貧困・困窮者サポート事業)として、県内全域において、NPO法人神戸の冬を支える会が相談事業、食事・宿泊場所提供等の業務を受託している。

2013(平成25)年度の宿泊提供は668人、15,570泊である。神戸市、姫路市、尼崎市の3箇所に事務所を設置しており、神戸市(246人、6,582泊)、姫路市(166人、4,008泊)、尼崎市(115人、1,746泊)となっている一方で、周辺の都市からも多数受け入れている。

仮に3市が独自に一時生活支援事業を実施して受け入れたとしても、次年度に県の管轄となる郡部からは12名、320泊、それ以外の市部から依頼された129人、2,914泊を合わせるとかなりの人数が中に浮くこととなる可能性が高い。

<沖縄県>

沖縄県ではNPO等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業として、県内のNPO法人等8団体に総合相談、緊急一時宿泊、生活支援、就労支援等を実施している。しかし次年度は同じ形での実施は、現状では不可能となる。

那覇市においては、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業が実施される見込みであるが、那覇市の単独実施となることが予想され、当然ながら現行の事業規模を縮小せざるを得ず、かつ、那覇市外からの受け入れは不可能となる。

那覇市の周辺自治体の宜野湾市、浦添市、糸満市などは、一時生活支援事業の実施見込みはなく、那覇市外の福祉事務所等からの住居喪失者を那覇市が受け入れることは困難になる可能性が高い。

3. 広域支援の個別事例紹介

ここまで都道府県別に広域支援の事例をみてきたきたように、シェルター事業は広域での実施が効果を發揮することが多いが、これまで通りの運用がなされない可能性が非常に高くなっている。しかしながらシェルター事業が実施されない地域においてもシェルターがあつたほうがよりよい支援が実施できるケースが多い。

たとえば、仕事を求めて、大都市間を移動途中に金銭がなくなり住まいを確保できない者、車中生活を行っている者、DV等で家庭にいられなくなり路上に出てくるも者などが一定数存在する。こういったケースについてはそれぞれの自治体でホテルを利用する場合、シェルターをもつ近隣自治体への協力を依頼する場合など、一泊シェルター費用を確保ための対応が必要であろう。

そこで各自治体が具体的な対応の必要性を想定しやすくするため、地方都市におけるシェルター利用、もしくはシェルターがあつたほうが対応しやすかったであろう個別の具体事例として20事例を収集した。それぞれ、以下の点について簡単にまとめている。

- 1) 地域の特徴
- 2) 事例の概要
 - 2-1 : 基本状態、相談年月、性別、年齢、相談経路、
 - 2-2 : 住居喪失経緯
 - 2-3 : 相談時の状況（就労、預貯金、身体・精神状態などなど）
 - 2-4 : シェルターの適用状況、期間
 - 2-5 : シェルターからの退所先（支援中の場合はその旨）
 - 2-6 : その後の状況、アフターケア
- 3) 住宅支援給付の適用有無、適用されない場合の理由
- 4) 生活福祉資金貸付の適用の有無、適用されない場合の理由
- 5) その他、福祉資源（生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等）の適用の有無、適用されない場合の理由

今回の事例収集には全国の5地域の5団体に協力を得ているが、一部で個人が特定される可能性もあるため、地域の特徴については、団体名を含めて記載は省略する。

収集した20事例のうち、失業等で住居喪失の恐れがあるケースが6事例、またDV・家庭内不和、犯罪被害等によって家を出なければならなかつたケースが4ケースである。また路上生活に限りなく近い、車中生活、住居不安定者、意図的に放浪して住居喪失状態になっているパターンが10ケース存在した。

① 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(1)

事例の概要

| | | | |
|---|-----------------|-----|------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 5 月 6 日 | 入所日 | 平成 26 年 5 月 15 日 |
| 年齢 | 52 歳 | 性別 | 男性 |
| 県内の他地域で生活保護を受給していたが、生活費を使い果たしてしまい、県内の中心地にあり、シェルター（絆再生事業）をもつ支援団体へ本人から相談があった。しかし距離がありなかなか支援が進まず、最終的には警察からの依頼で、支援団体スタッフが本人を迎えに行きシェルターに入所させる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|---|------|-------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良 | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | 発達障害の傾向がある。 |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-----|
| 入所期間 | 9 日 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 発達障害の傾向があり一般就労に向かないため、協力関係のある NPO で中間就労することになった。シェルターから中間就労に通い収入を得る。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|--|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | アパート |
| 退所後の様子 、アフターケア | シェルター退去後は、支援付アパートをもつ団体に引き継ぐこととなった。 支援付きアパートで生活保護を申請し受給するが、最終的にはもともと居住していた県内の他地域に帰ることになった。 |

住宅支援給付

生活保護申請のため利用せず

生活福祉資金貸付

生活保護申請のため利用せず

② 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(2)

事例の概要

| | | | |
|--|------------------|-----|------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 7 月 30 日 | 入所日 | 平成 26 年 7 月 30 日 |
| 年齢 | 24 歳 | 性別 | 男性 |
| A 市で働いていたがトラブルに巻き込まれたため退職せざるを得なくなった。6 月に同一県内の都市部に出てきて約 1 ヶ月半カプセルホテルに滞在。その後、所持金がなくなったため警察に相談に行き、警察の紹介で民間支援団体のもつシェルター(絆再生事業)に入所した。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|--|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---|-----------|
| 入所期間 | 入居中、6 か月目 |
| 生活保護申請 | 無 |
| シェルター入所後、建築の仕事に就いた。就労開始から 3 ヶ月たった時点で就労の状況、金銭管理に問題ないと判断し、居宅移行支援用に支援団体が提供するワンルームアパートで 1 人暮らしを開始した。半年間の 1 人暮らしを経て一般賃貸住宅に移行する予定である。 | |
| 月 2 回、近況報告書を提出し面談を行い、就労や生活、貯蓄状況などの確認を行っている。 | |

※ワンルーム型のシェルターも家賃不要。ただし、食事はつかない

※ワンルーム型の入所者は基本的に月給の就労をしている。(生活が安定しないと生活できないため)

シェルターからの退所先、退所後の様子

入所中

住宅支援給付

シェルターから仕事に通い、お金を貯めて住居確保させる方針のため、申請していない。

生活福祉資金貸付

基本的に、食事と住居(シェルター)は支援団体が提供して生活可能なため申請していない。

③ 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(3)

事例の概要

| | | | |
|---|------------------|-----|------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 11 月 9 日 | 入所日 | 平成 26 年 11 月 9 日 |
| 年齢 | 49 歳 | 性別 | 男性 |
| もともとは関西地方で土木関係の仕事をしていた。結婚していたが離婚た。しばらくは仕事を続けていたが、仕事がなくなり生活ができなくなつたため、離婚後も連絡は取り合っていた妻子を頼って A 市まで来た。しかし A 市に着いたものの途端連絡が取れなくなつてしまふ。しかたなく A 市内で住み込みの土木作業をはじめた。しかし環境がよくなかつたため、逃げ出し路上を彷徨う。路上で知り合つた他のホームレスからシェルターを運営している支援団体（糸再生事業）のことを聞き相談に訪れる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|-----------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 最後の所持金で支援団体まで来た |
| 健康状態 | 良い | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-------------|
| 入所期間 | 現在入所中、3 か月目 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 市内の派遣会社（送迎有り）に就職しシェルターから通っている。入所期限まで入所し、その後社員寮に移る予定。 | |

住宅支援給付

シェルター利用後は、就労して社員寮へ転居予定であるため申請していない。

生活福祉資金貸付

住居、食事は支援団体が提供していることに加え、すぐに就労も開始したために申請していない。

④ 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(4)

事例の概要

| | | | |
|--|-------------------|-----|-------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 11 月 13 日 | 入所日 | 平成 26 年 11 月 13 日 |
| 年齢 | 50 代 | 性別 | 男性 |
| 20 年ぐらいパチンコ店の店員をしながら各地を転々としていたが、3 年前に A 市内の建設会社に就職した。建設会社の食事つきの寮で生活をしていたが、人間関係が原因で離職した。離職後もしばらくは寮に住み続けていたが、食事の提供がなくなり、寮費の支払いも発生したためお金がなくなった。離職後 1 か月で寮費が払えなくなり、ライフラインも止められ退去を求められた。そこで、A 市役所に自分で相談に訪れ、一時生活支援事業を実施している自立相談支援機関を紹介される。なお、以前にも A 市において保護の相談歴はあるが受給はしていない。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|----------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良い | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 就労意欲は高い。 |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|------|
| 入所期間 | 9 日間 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 数日間食事もとつていなかったため食糧支援を行った。その後、いったん寮に帰らせ荷物をまとめてもらい、翌日、相談員が迎えに行った。当初は生活保護を検討したが、就労意欲も高いため、面談の結果、新たに寮付の就労先を探すこととなった。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|---|
| 支援継続 | 支援終了 |
| 退所先 | 市外の派遣会社の寮 |
| 退所後の様子 、アフターケア | 製造工場で就労している。派遣会社の採用担当と連絡を取り合い、生活や就労の様子を確認している。職場では元気に就労している様子である。 |

住宅支援給付

寮付きの就労を探したため申請していない。

生活福祉資金貸付

寮付きの就労を探したため申請していない。

⑤ 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(5)

事例の概要

| | | | |
|---|--------------|-----|----|
| 相談日 | 平成 26 年 11 月 | 入所日 | |
| 年齢 | 40 代半ば | 性別 | 男性 |
| 自営業を営んでいたが廃業したため、収入がなくなる。兄弟がいるが、これまで自営業の時代にお金を工面してもらっていたため、これ以上頼ることはできなかった。自殺も考えたができず、生まれ故郷の町役場に相談、生活保護を申請した。しかし住居がないため、住宅探しのため自立相談支援機関(モデル事業)を紹介される。 住居を探すのにも時間がかかり、この町には利用できるシェルターがないため、他都市の無料低額宿泊所を紹介される。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|-----|------|---------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | うつ病 | 特記事項 | 相談の直前に自殺をしようと考えていた。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|--------------------|
| 入所期間 | 3日(1か所目)、3週間(2か所目) |
| 生活保護申請 | 相談前に役場で申請済み |
| 他都市の無料低額宿泊所に入所。初めに入所した施設は次の入所者が決まっていたため長く使えず、再び別の無料低額宿泊所に入所した。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|--|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | アパート |
| 退所後の様子 、アフターケア | 最初に入所した無料低額宿泊所と同じ都市内で居宅移行をした。生活保護受給のためアフターケアはケースワーカーの担当となる。 うつ病の治療中。治療が進み、医師の許可が出てから就職活動をする予定である。 |

住宅支援給付

住居だけでなく、生活費もないため申請していない。

生活福祉資金貸付

要件に該当しないため申請していない。

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

貸付制度(社協以外):アパートの初期費用、無料低額宿泊所

⑥ 失業等で住居喪失の恐れがあるケース(6)

事例の概要

| | | | |
|--|------------------|-----|----|
| 相談日 | 平成 25 年 5 月 28 日 | 入所日 | |
| 年齢 | 58 歳 | 性別 | 男性 |
| 東北地方で就労していたが、平成 24 年 5 月に土木作業に従事中に高所から転落してあばら骨と鎖骨を骨折し、病院に約 2 ヶ月入院。その後、ハローワークに相談したが労災が出ないことになり、貯金を切り崩して 1 年ほど生活をしていた。平成 25 年 5 月初旬に仕事を探して、兄のいる A 市に来たが仕事が見つからなかった。本人がハローワークで仕事探しをしようと思い、支援団体の就労支援相談窓口に来所した。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|---|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 貯金を切り崩していたが、仕事にも就けずなくなった。 |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 糖尿病、高血圧、難聴。お金がなく治療していない。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 健康状態に加え、これまで求職活動経験もないため、求職活動はするものの、高齢のため就職できなかった。 |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---|------|
| 入所期間 | 1 週間 |
| 生活保護申請 | 有 |
| 相談に同行していた義姉に支援計画を伝え、義姉宅に一時的に宿泊させてもらうよう調整を行った（兄が認知症のため長期滞在は不可能）。その後は、支援団体が貸付たお金でドミトリーに宿泊をしてもらい、同時に生活保護の申請を行う。糖尿病と高血圧の治療を優先し、住居探しや家電購入の際の支援を実施。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|--|
| 支援継続 | 有 |
| 退所先 | 一般賃貸住宅 |
| 退所後の様子 、アフターケア | 義姉が保証人となり賃貸住宅に転居。難聴が就労の阻害要因になるため、耳鼻科へ同行し補聴器の調整を行った。その後、継続して個別での就労支援を行った。就労準備セミナー（パソコン・イプロ・調理等）の参加提供などの継続支援の結果、本人の就労意欲を継続することができ、郵便局の夜間アルバイト（長期）が決定した。 現在は、生活保護は医療扶助のみである。 |

住宅支援給付

病気治療が優先だったため、就労能力や対象要件に合致せず、利用していない。

生活福祉資金貸付

病気治療が優先だったため、就労能力や対象要件に合致せず、利用していない。

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

医療生協の無料低額診療制度:適用(2か月間)

⑦ DV・家庭内暴力、犯罪被害等によって家を出たケース(1)

事例の概要

| | | | |
|--|--------------|-----|--------------|
| 相談日 | 平成 25 年 11 月 | 入所日 | 平成 25 年 11 月 |
| 年齢 | 42 歳 | 性別 | 男性 |
| 支援団体のある A 市内で生活保護を受給していたが、知人による金銭搾取、暴力を受けていた。暴力被害によるけがで、歩行困難になり病院へ行き、そこで状況を相談し、家には戻らず、病院より支援団体につながる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|---|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 貯金もない。 |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 暴力によるけがで歩行に支障がある。精神的な弱さも感じられるが診断としては不明。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|------|
| 入所期間 | 20 日 |
| 生活保護申請 | 有 |
| 元の住居には戻りたくないと意思表示したため緊急一時宿泊事業を利用し、A 市内の簡易宿泊所に宿泊。 | |
| B 市への転居を提案し生活保護の申請と住居探しの支援を行った。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|---|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | 一般賃貸住宅 |
| 退所後の様子 、アフターケア | 転居後は保護課で対応している。また物件を紹介した不動産業者も定期的に声掛けを行つてくれている。 |

住宅支援給付

| |
|--------------------------------|
| 就職する意思もなくその能力も認められないため申請していない。 |
|--------------------------------|

生活福祉資金貸付

| |
|-----------------------|
| 返済の見通しがたたないため、申請していない |
|-----------------------|

⑧ DV・家庭内不和、犯罪被害等によって家を出たケース(2)

事例の概要

| | | | |
|--|-----------------|-----|-----------------|
| 相談日 | 平成 26 年 5 月 9 日 | 入所日 | 平成 26 年 6 月 2 日 |
| 年齢 | 50 代 | 性別 | 男性 |
| 自立相談支援のある A 市内に自宅を所有していたが、自宅から遠く離れた関西地方の工場で機器メンテナンスの仕事をしていた。しかし平成 19 年に会社をやめて、妻とも離婚している。その後は他の地域で友人が経営する会社でエアコンのメンテナンスの仕事に就くが、ほどなくその会社が倒産。それからは仕事を転々とし、直前は大型トラック運転手をしていたが、それも、免許取り消しとなってしまい、自宅のローンが払えなくなる。 | | | |
| 平成 26 年 3 月に自宅が差押えられたため、持家を売却したが、それでも負債が残ったため法テラスで自己破産手続きを行う。 | | | |
| 家も仕事もなくなり実家に戻ったが、両親との折り合いが悪くなり、自宅のあった A 市役所に自ら相談に行き自立相談支援機関を紹介される。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|---|------|--------------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良 | 特記事項 | 身体的な問題はないが、メンタル面が弱いと感じる。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-----|
| 入所期間 | 3 日 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 相談時にシェルターを紹介するも、本人は検討するとの事で、本人希望で支援が後日となる。食糧支援を行い、生活の安定を図ると共に求職活動を行う。本人との面談の結果、寮付きの仕事を探すこととなった。面談時にメンタル面が弱いと感じたため、臨床心理士によるカウンセリングを検討したが実施はしなかった。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|--|
| 支援継続 | 支援終了 |
| 退所先 | 市外の派遣会社の寮 |
| 退所後の様子 、アフターケア | 就労と同時に住所設定ができたため、中断していた法テラスでの自己破産手続きを再開する。(平成 27 年 2 月に裁判所に出頭予定) しかし、就労中に腰を痛めたため配置転換をしてもらったが離職した。離職後、本人が相談のため再度来所。面談の結果、C 市の実家に戻っている。 |

住宅支援給付

寮付きの仕事で求職活動を行ったため申請していない

生活福祉資金貸付

自己破産手続き中のため申請できないため。

⑨ DV・家庭内不和、犯罪被害等によって家を出たケース(3)

事例の概要

| | | | |
|---|-------------------|-----|-------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 11 月 17 日 | 入所日 | 平成 26 年 11 月 17 日 |
| 年齢 | 40 代 | 性別 | 女性 |
| 県内の B 市出身で、近くの A 市で寮付きの派遣会社で 9 月ぐらいまで就労をしていた。結婚相談所で紹介された人と再婚するつもりで仕事を辞め離職し、寮を出て男性と同居したが、うまくいかず、男性へ暴力をふるい傷害事件となった。警察が介入し、その後相手側は訴訟を取り下げたが、男性の家から出していくこととなった。 その後、本人名義の車に布団と身の回りの物を積み数日間車上生活。生活困窮状態になり父親(県外在住)に相談するが、父親の状況も複雑で援助は難しいと言われた。最終的に同居生活をしていた C 市の市役所に相談に行き自立相談支援機関を紹介された。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|--------------------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 生活保護申請の際に預金を確かめると、父親からの入金があった。 |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 精神疾患、既往歴有、服薬中 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---|-------------------------------|
| 入所期間 | 7 日(父親からの振込が判明してから 3 日間は自己負担) |
| 生活保護申請 | 有 |
| 自立相談支援機関の運営するシェルターは女性の入居ができないため、市内の安ビジネスホテル素泊まり(食料は現物支給)を提供した。車は自立相談支援機関で預かり、男性宅においてあった家財道具も事務所に運搬し保管した。自転車を貸し出している。 体調面に不安があつたが、本人が就労を希望したため、求職活動を支援。市外で寮付の就労先を見つけるが、友人の助言や自分の体調不安を考えて就労前日に取りやめてしまう。その後、支援計画を変更して生活保護を申請する。本人と自立相談支援機関でアパート(敷金なし)を探して入居できる物件を見つける。また、雇用保険をかけていたこともわかつたため、失業保険を申請するためにハローワークに同行した。(自己都合退職のため給付は 3 か月後となる。) | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|---|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | 賃貸住宅(居宅保護) |
| 退所後の様子 、アフターケア | 保護受給後はケースワーカーによる支援となる。 生活保護を受け生活が安定してきたため、ハローワークで求職活動中。一時期、持病の悪化で服薬量も増えたが現在は安定している。車はケースワーカーが一旦あづかっており、今後保護期間が長引けば処分する予定である。 |

住宅支援給付

当初は住込み就労を検討し、その後は生活保護申請に変わったため利用していない。

生活福祉資金貸付

当初は住込み就労を検討し、その後は生活保護申請に変わったため利用していない。

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

当初は、男性からのDVを訴えたため、男女共同参画センターにも相談をしたが、最後に暴力をふるったのが、本人であるためDV案件とみなされなかった。(男性が警察に通報し、被害者は同居の男性)

⑩ DV・家庭内不和、犯罪被害等によって家を出たケース(4)

事例の概要

| | | | |
|--|------------------|-----|------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 6 月 25 日 | 入所日 | 平成 26 年 6 月 25 日 |
| 年齢 | 19 歳 | 性別 | 男性 |
| 九州出身。ネットで知り合った女性が住む、九州から遠く離れた A 市へ来て一緒に住み始めたが、女性の両親から出ていくよう言われ、行くあてもないため A 市役所に相談をした。A 市役所からほど近い B 市の支援団体を紹介されシェルターに入所した。仕事が定着しないため、シェルターと寮付きの職場を行き来する生活になっている。最初の入所は平成 25 年 8 月に3ヶ月ほどで土木作業員の仕事を見つけて退所した。その後、遠方の現場に長期の出張を行ったのちに、平成 25 年 12 月末にふたたびシェルターに帰ってきて平成 26 年 5 月まで入所継続している。その後、ふたたび仕事を見つけ、建設会社の寮に入ったが、同年夏に再び支援団体に相談に訪れた。現在、3 回目のシェルター入所。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|---|------|--|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良 | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---|---------------------------------|
| 入所期間 | 36 日(今回)。1 回目、2 回目を合算すると 1 年程度。 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 本人が了承しなかったため両親に連絡は取らず、就労先を探すこととなった。しかし未成年であり、親の同意なしで賃貸借契約は結べないため、寮付きの仕事を探す必要があった。今回は支援団体と懇意にしている派遣会社が寮を作ってくれたため、しばらくシェルターから仕事に通い、仕事に慣れたころ社員寮に入って退所。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|--------|-----------------|
| 支援継続 | なし |
| 退所先 | 就労先の寮 |
| 退所後の様子 | 本人から電話で近況報告がある。 |
| アフターケア | |

住宅支援給付

基本的に、と住居(シェルター)は支援団体が提供して生活可能なため申請していない。

生活福祉資金貸付

基本的に、食事と住居(シェルター)は支援団体が提供して生活可能なため申請していない。

(11) 住居不安定・放浪等(1)

事例の概要

| | | | |
|---|------------------|-----|----|
| 相談日 | 平成 26 年 6 月 25 日 | 入所日 | |
| 年齢 | 40 代 | 性別 | 男性 |
| 自立相談支援機関のある市内で、路上生活を送っていた。本人は生活保護を希望するものの同一市内に実家があるため最終的には実家に戻ることとなった。 | | | |
| 実家に戻るまで 23 日間路上で相談支援を実施した。就労意欲が強く、住み込みの働く仕事を探していた。また、頭皮のカビもひどくなり、足もひきずるようになった事より、医療ソーシャルワーカーと相談し、無料低額診療事業を適用し診療を行った。頭皮のカビ以外は異常なし。 | | | |
| その後、就労支援を行い警備会社(寮付き)採用となり、現在就労中。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|-----------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 車上生活 |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 飲まず食わずの状態。頭皮に白いカビがある。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無職 | 特記事項 | 仕事を探したい |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|--------------------------------------|
| 入所期間 | シェルターは利用していない。 |
| 生活保護申請 | 生活保護課にて相談を行うも、実家が市内にある為、実家に戻るよう促される。 |
| 実家に戻る事を本人が強く拒否していた為、自立支援機関が関わってから実家に戻るまでには 23 日間かかるています。 | |

住宅支援給付

申請はしたが、入居するにあたってもお金が必要となり、0 円状態であった為、入居先を決める事が出来なかった。

生活福祉資金貸付

実家での生活が可能となった為、申請していない

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

- ・医療ソーシャルワーカーと相談し、無料低額診療事業を利用した。
- ・フードバンクの協力を得て食糧物資の提供を数回行った。

⑫ 住居不安定・放浪等(2)

事例の概要

| | | | |
|---|-------------|-----|----|
| 相談日 | 平成 26 年 1 月 | 入所日 | |
| 年齢 | 31 歳 | 性別 | 男性 |
| 過去 10 年間に何度かこの街に来ているが、仕事をするわけではなく、その都度簡易宿泊所を利用したり、所持金がなくなると野宿したり、母親名義でホテル宿泊するなどしていた。 今回も簡易宿泊所に宿泊していたが、所持金がなくなり、市内の支援団体に本人が相談し、支援機関つながった。本人の希望は一時的な住居と食糧支援であったが、これまでの経過からまた同じ状況に陥る可能性を本人に指摘し、帰郷するか、県内で腰を据えて生活を組み立てるかの 2 択を提案した。県内で生活していくとの意志確認をし、簡易宿泊所(シェルター)に入所した。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|--|------|------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 預貯金はなし。障害者年金は受給。 |
| 健康状態 | 精神疾患を抱えており、措置対応での精神科への入院経験もある。客観的に妄想状態や不眠の状態を確認できなかった。 | | |
| 障害者手帳 | 有 | 特記事項 | 統合失調症 |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 就労意欲がない |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|------|
| 入所期間 | 10 日 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 簡易宿泊所(シェルター)に入所後、生活保護の申請などの手続きを勧めていたが、生活保護申請を拒否し、無断退所。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|------------------|---|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | 無断退所 |
| 退所後の様子 アフターケア | 無断退所した後、野宿をしながら近隣都市にある支援団体の事務所に来所した。事務所間で事例を共有しており、経過を把握していたため、一時的な対応はできない旨を伝える。 本人の意志が決まらず、時間をあけて再度面接することも本人が拒否。 支援団体としては電話の利用のみ許可する。 本人拒否による連絡途絶のため、支援団体側から連絡はしていない。最近、市内の路上で見かけるが、別件対応中だったため、声掛けはできなかった。現在は行方不明である。 |

住宅支援給付

離職から 2 年以上経過し、就労の意志もなくその能力も認められないため申請していない。

生活福祉資金貸付

返済の見通しがたたないため申請していない。

⑬ 住居不安定・放浪等(3)

事例の概要

| | | | |
|--|--------------|-----|--------------|
| 相談日 | 平成 26 年 12 月 | 入所日 | 平成 26 年 12 月 |
| 年齢 | 61 歳 | 性別 | 男性 |
| 住居喪失の経緯は不明である。本人によると、支援団体のある A 県内に家を買ったがなくしてしまったことだが、実在しない地域、地番である。A 県へ来た経緯を確認しても、9 月頃に来たこと以外は、事実として確認がとれない。A 県内の B 市で他団体の緊急一時宿泊(絆再生事業)を利用した後、道の駅で野宿していた。その後、巡回相談員が 2 週間ほど声掛けし、ようやく生活再建の意志を示したため、再びシェルター入所となる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|------------------------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 預貯金もない |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 体のふらつきを訴えている。精神的には幻聴や誇大妄想があると思われる。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 就労意欲なし |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|-----------------------|----------------|
| 入所期間 | 入所中(1 ヶ月以内を目安) |
| 生活保護申請 | 有 |
| 食料支援と生活保護の申請支援を行っている。 | |

住宅支援給付

就職する意思もなく、その能力も認められないため申請していない。

生活福祉資金貸付

返済の見通しがたたないため申請していない。

(14) 住居不安定・放浪等(4)

事例の概要

| | | | |
|---|-------------------|-----|-------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 11 月 18 日 | 入所日 | 平成 26 年 11 月 18 日 |
| 年齢 | 25 歳 | 性別 | 男性 |
| 東京でハウスキーパーの自営業を経営していたが、繁忙期に手伝ってもらっていた女性の妊娠に伴い、オーバーワークからうつ状態になり、すべてを投げ出したいという衝動にかられて、東京を離れる。 その後、支援団体のある A 県内で預金を切り崩しながら生活していた。その後、県内の離島で食事つきの住み込みのアルバイト(ペットメイキング)やステーキハウス(オープン前の開業手伝い)、農業の手伝いなどの就労をしていた。しかし、給与が 2 ヶ月で約 2 万円程度しかなく生活困窮状態に陥った。うつ状態の悪化もあり精神科に 20 日間入院し、退院にむけて、東京の家族との関係修復を試みるが、家族から支援を拒否され、退院後に住むところがなくなった。東京までの渡航費の相談に島内の A 市福祉事務所へ行くが、社会福祉協議会での貸付対応を求められる。また同時に、県内の B 市にある支援団体を紹介された。本人が B 市での生活の立て直しを希望したため、社会福祉協議会が島から B 市への渡航費と宿泊費 2 万円を貸し付ける。A 市の社会福祉協議会のスタッフ同行のもと本人が支援団体の事務所に相談に訪れる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|------------------------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | うつ状態の悪化と自殺企図があり精神科に 20 日間入院。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|------|
| 入所期間 | 3 日間 |
| 生活保護申請 | 有 |
| シェルター入所後、改めて本人は東京に戻って家族関係を修復したいと希望したため、B 市社会福祉協議会へ東京への渡航費を借りられないか相談をしたが、都内での住居もないため断られる。 | |
| B 市で生活保護の申請支援をするなかで、東京都内の NPO で受け入れられることになり、B 市社会福祉協議会から渡航費を借りて都内に帰った。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|--|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | 東京都内の NPO 法人 |
| 退所後の様子 、アフターケア | ドミトリーに宿泊。1500 円 × 3 日間。 受け入れ先が確定したため渡航費が認められ、帰郷した。 その後、NPO 法人の面接を経て、職員が同行し生活保護を申請済み。 |

住宅支援給付

東京へ帰ることを希望し、市内での住宅確保を望んでいないため、利用していない。

⑯ 住居不安定・放浪等(5)

事例の概要

| | | | |
|---|-----------------|-----|-----------------|
| 相談日 | 平成 26 年 4 月 7 日 | 入所日 | 平成 26 年 4 月 7 日 |
| 年齢 | 50 代 | 性別 | 男性 |
| 中国地方の A 県に自宅があり生活していたが、年齢制限等が原因で失業してしまう。その後、九州地方の B 県で建築関係の仕事に就いたものの条件が合わないと感じて、すぐに離職した。 A 県に自宅(賃貸)を残してきたため、徒歩にて路上生活をしながら戻ることにしたが、その途中に自立相談支援機関のある C 市で所持金がなくなり警察署に支援を求めた。警察署から C 市役所へ連絡があり、その後自立相談支援機関を紹介され来所、シェルターに入居した。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|--|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良い | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---|------|
| 入所期間 | 5 日間 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 就労希望のため、食糧支援(現物支給)を行いながらシェルターで生活を整えてもらいつつ就労支援を行う。本人は体力にも問題がないと早期の仕事を希望したため、結果的にハローワークで求職活動をするより、NPO 法人(無料低額宿泊所、就労支援、高齢者生活支援等)で軽作業を行いながら NPO 法人の運営する無料低額宿泊所で生活することを希望した。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|------------------|--|
| 支援継続 | 支援終了 |
| 退所先 | NPO 法人の無料低額宿泊所(D 市) |
| 退所後の様子 アフターケア | 生活保護を受けずに軽作業等(1000 円／日)を行いながら生活をしていた。支援終了後、就労状況の確認のため NPO 法人に問い合わせを行ったところ、5 月 30 日時点で行方不明との回答を得た。真面目に就労をしていたが、他県に出張した後に行方不明。 |

住宅支援給付

受給条件には合致するが、市外で寮付の仕事が決定したため申請していない。

生活福祉資金貸付

シェルター入所中に就労が決定し、収入見込みがあるため。

⑯ 住居不安定・放浪等(6)

事例の概要

| | | | |
|---|---------|-----|----|
| 相談日 | 平成26年6月 | 入所日 | |
| 年齢 | 50代後半 | 性別 | 男性 |
| ある都市で飲食店の店長(雇われ)として勤務していたが、給与の未払いが続き、車中生活をしていた。その後、車中生活を続けながら別の仕事(スーパーの店員)を見つける。同時に知人宅で生活するようになった。しかし知人が部屋を引き払ったため、車中生活に戻ることになった。車のローンや携帯代金、税金滞納などの負債もある。公営住宅を申し込みもうと考え役場に行つたが、住宅の募集時期ではなく、住居がないことから、自立相談支援機関を紹介された。また、地域には利用できるシェルターがないため、他都市の無料低額宿泊所を紹介される。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|-----------------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良好 | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 就労 | 特記事項 | 就労中のスーパー駐車場で車中泊 |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 入所期間 | 1ヶ月 |
| 生活保護申請 | なし。車も収入もあり、最低生活費を上回っていたため。 |
| 他都市の無料低額宿泊所に入所。生活保護申請と居宅さがしを行う。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|--------|---|
| 支援継続 | 有 |
| 退所先 | アパート |
| 退所後の様子 | 無料低額宿泊所があるのと、同じ都市で居宅設定をした。現在は順調に仕事ができている。 |
| アフターケア | 無料低額宿泊所がアフターケアを行っている |

住宅支援給付

就労中のため該当しない

生活福祉資金貸付

住居がないため、貸付が受けられない。

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

無料低額宿泊所を利用

⑯ 住居不安定・放浪等(7)

事例の概要

| | | | |
|---|---------|-----|----|
| 相談日 | 平成26年4月 | 入所日 | |
| 年齢 | 60代半ば | 性別 | 男性 |
| 3~4年間、年金で車中生活をしていた。支給日に年金が入金されていなかったため年金事務所に問い合わせたところ、住民票の住所に通知をしていたが、更新確認がされていないために入金を止めたとのことだった。2か月後に入金する旨を伝えられたが、お金や食料もなくガソリンも残り少なかったため、図書館に置いてあったチラシを見て自立相談支援機関に来所した。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 所持金 | 500 円 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 良好 | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|---------------------------------|-----------------|
| 入所期間 | 1ヶ月半 |
| 生活保護申請 | 無料低額宿泊所に入ってから申請 |
| 他都市の無料低額宿泊所に入所。生活保護申請と居宅さがしを行う。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 支援継続 | 有 |
| 退所先 | アパート |
| 退所後の様子 | アフターケアは無料低額宿泊所とケースワーカーが担当している。 |
| アフターケア | 無料低額宿泊所の近隣のアパートで居宅設定し、年金と生活保護で生活している。 |

住宅支援給付

3~4年間、年金生活のことなので、要件にあわないと利用できない。

生活福祉資金貸付

無料低額宿泊所で生活できるようになったため、貸付の必要がないため利用していない

8 その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

緊急小口:5000 円

無料低額宿泊所

⑯ 住居不安定・放浪等(8)

事例の概要

| | | | |
|--|---------|-----|----|
| 相談日 | 平成27年2月 | 入所日 | |
| 年齢 | 60代半ば | 性別 | 男性 |
| 生活保護を受給していたが、なるべく生活保護には頼りたくないと思い、生活保護を辞退してアルミ缶や鍋などの廃品回収をして暮らしていた。しかし、家賃が払えなくなり車中生活（他人名義の車）となった。さらに、けがのため廃品回収ができなくなり、役場に相談に行つたが、生活保護受給の意思はないため、社会福祉協議会を紹介された。社会福祉協議会でも生活福祉資金貸付に該当しないため自立相談支援機関を紹介された。本人が車中生活を希望したため、自立相談支援機関では食料援助などを実施。信頼関係を築いたのちに生活保護を勧め生活保護を申請することとなる。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|-------|------|---------------------|
| 所持金 | 200 円 | 特記事項 | |
| 健康状態 | けが | 特記事項 | けがのためアルミ缶回収ができなくなった |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 廃品回収をしていた |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-------------|
| 入所期間 | 車中生活を継続 |
| 生活保護申請 | 野宿状態で生活保護申請 |
| 本人が車中生活の継続を希望したため、シェルターは利用していない。 | |
| 保護受給開始後は、現在使用している車は、返却するか処分する予定。アパート探しの支援。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|---|
| 支援継続 | 支援中 |
| 退所先 | アパート（入居に向けて手続き中） |
| 退所後の様子 、アフターケア | 車中生活をしていた自治体で生活保護を申請し、居宅移行予定。 保護受給後は、ケースワーカーが担当予定。 |

住宅支援給付

仕事は廃品回収のため該当しない。

生活福祉資金貸付

緊急小口の貸付のみ受ける。

その他、福祉資源（生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等）

食糧支援（社協・自立相談支援機関）

(19) 住居不安定・放浪等(9)

事例の概要

| | | | |
|---|------------------|-----|------------------|
| 相談日 | 平成 26 年 4 月 10 日 | 入所日 | 平成 26 年 4 月 14 日 |
| 年齢 | 65 歳 | 性別 | 男性 |
| 支援団体のある A 市に近い B 市において、自営業を営んでいたが廃業、妻とも離婚。その後ホームレスとなる。B 市で、軽犯罪を犯し警察に逮捕されたが、身元引受人がいないため、警察からシェルターをもつ A 市の支援団体に支援依頼が来た。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | 年金なし |
| 健康状態 | 良 | 特記事項 | |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-----|
| 入所期間 | 4 日 |
| 生活保護申請 | 無 |
| 稼働年齢ではないため、本人との相談のうえ、生活保護受給を選択。支援付アパートを運営する団体に依頼し、生活保護申請および入居手続きを開始した。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 支援継続 | 無 |
| 退所先 | アパート |
| 退所後の様子 、アフターケア | 退所後の様子は不明。たまに顔を見ることはある。 |

住宅支援給付

生活保護申請のため住宅支援給付は利用していない。

生活福祉資金貸付

生活保護申請のため生活福祉資金貸付は利用していない。

㉚ 住居不安定・放浪等(10)

事例の概要

| | | | |
|--|-------------------|-----|--------------|
| 相談日 | 平成 24 年 11 月 28 日 | 入所日 | 平成 26 年 6 月末 |
| 年齢 | 46 歳 | 性別 | 女性 |
| シェルター入居の 1 年以上前から民生委員経由で自立相談支援機関に相談に訪れていた。 | | | |
| 当時、住んでいた家は、大家の母親と相談者の祖母が口約束で賃貸をしていたという状況。両者はすでに他界している。相談者は母親と 2 人で暮らしているが、10 年以上前から家賃を滞納しているうえに、家はゴミ屋敷となり老朽化も激しくなっていた。そんな中、家賃の支払いについて話し合いを行っていたが解決はできなかった。また、生活保護の申請も考えたが書類作成で挫折した。最終的に警察が介入する事態となり、大家側の相続問題もあり退去命令が出され、平成 26 年 6 月末の強制執行で住居を喪失する。 | | | |
| 仕事は郊外のスーパーで約 10 年間就労(深夜の倉庫・品出し)していたが、同年 2 月頃、職場の人間関係がうまくいかず最終的には一方的な解雇通知が出され退職している。 | | | |

相談時の状況

| | | | |
|-------|----|------|---|
| 所持金 | 無 | 特記事項 | |
| 健康状態 | 悪い | 特記事項 | 不正出血あり。しかし病院受診はかたくなに拒否。最終的には自分で行きたい時にに行くといい、受診はしなかった。 |
| 障害者手帳 | 無 | 特記事項 | |
| 就労 | 無 | 特記事項 | 強制執行の 4 か月前に退職 |

シェルター利用・入居中の支援について

| | |
|--|-------------|
| 入所期間 | 現在入所中、3か月目。 |
| 生活保護申請 | すでに受給中 |
| 強制執行後、一旦はシェルター(簡易宿泊所)に入所。しかし、警察を巻き込んだ母親と保護課、支援団体(紛事業の受託団体)との話し合いが決裂し、母親は知人をたよって退所。相談者である娘だけが残っている。生活保護を受給できたため、紛事業を使っての支援は一旦終了となつたが、引き続きシェルターと同じドミトリーを住所として、物件探しを継続している。もともとあった荷物はレンタルのコンテナに入れている。 | |

シェルターからの退所先、退所後の様子

| | |
|-------------------|---|
| 支援継続 | 支援終了 |
| 退所先 | ドミトリーのまま |
| 退所後の様子 、アフターケア | 介入のきっかけとなりそうな病院同行、アパート探しの同行をした。問題解決を阻んでいると思われる母子の関係に周囲が介入することを強固に拒む印象がある。担当ケースワーカーより支援機関での支援を終了しても良いことを告げられ、支援終了となっている。 |

住宅支援給付

生活保護受給中であることと、新たな就労につながる基盤が整わないために利用していない。

生活福祉資金貸付

生活保護受給中であることと、母子それぞれ債務を抱えており自己破産を検討していたため利用していない。

その他、福祉資源(生活保護施設、婦人保護施設、その他貸付等)

住居喪失以前から母親を地域包括センターにつないで、カンファレンスを行ったが、母親が高齢者関係の支援を拒否したため機能しなかった。

V. 新法との関連性から見たホームレス自立支援システムの再編成に関する提言

広域支援の重要性を、個別事例をもとにして指摘したが、本章では、広域支援の模範事例となる大都市のホームレス自立支援の事例の一般化を試み、そして現状で新法とどのような連携が実現しているのか、また課題は何かを指摘したい。そして大都市周辺・地方都市ではまだそうした連携がはかられていないが、その現状と課題について、一般モデルを提示しながら指摘したい。こそしてさらにあぶりだされてくる課題は、新法で視野に入れられていない、中長期にわたる利用が中心となっている中間ハウジングの運営の制度基盤の未整備状態である。この点については、論点の整理を行い、今後の制度設計の基礎情報を提示する。

1. 大都市モデルの提唱

1) 大都市のホームレス支援のフローの概略

ホームレス自立支援法の骨格となる、アウトリーチ、シェルター、ホームレス自立支援センター、そして一部で制度化されているアフターケアの効能は、就労自立という点で一定の成果を収めてきている。今回の生活困窮者自立支援法への組み込みの現状については後述するとして、本報告書では、このホームレス自立支援のシステムについて、この制度設計と具体的な事業のセットについては、大都市圏周辺や地方都市においても、現在における到達点のエッセンスは継承されるべきものと考えている。ではどのような形のシステムを継承すべきであるかを、大都市モデルの一般化を通じて提唱してみたい。

図V-1は、自立支援センターを有する9つの大都市自治体および、それに近い形で生活保護施設を運用している札幌市、神戸市の事例を加えて、自立支援のシステムの概略をまとめたものである。前節でも紹介した概略図を大部分の自治体は用意しており、その概略図に記されているシステム内容を参考に図V-1は作成されている。この大都市型の特色は、ホームレス自立支援法下のホームレス自立支援センターを有し、大都市自治体の長らくの社会福祉施策のなかで、生活保護施設、特に更生施設等の社会資源を有していることが、大都市型のアドバンテージになっていることは言うまでもない。比較的豊富な社会資源を、ホームレス支援においてどのように位置付けているかを確認することが重要な観点となっている。

ホームレス自立支援システムの最も根幹をなすサービスとして、この図V-1でも指摘しているように、「就労自立」と「福祉自立」のふたつのコースを大部分の自治体は組み込んでいる。「現状維持」というあり方も明示している自治体も存在するが、「就労自立」という求められている結果に達するためにそれに最も適合した事例から、なかなかそのゴールに達しないなかで、「就労自立」から「福祉自立」の幅の中で、いくつかの対処の方向性＝「仕分け」を打ち出して、それにふさわしいサービスを提供する体制をとっていることを指摘したい。

特徴としては、どの自治体も「就労自立」という表現、あるいはそれに近い「就労意欲はあるが失業状態」、「就労自立が見込め、生活面での支援が不要」などのカテゴリーを設けている。この層はストレートにホームレス自立支援センターの対象となっている。しかしながら現実として、この「就労自立」の方向性を打ち出せるまでに巡回相談や福祉事務所によるアセスメントが、ファーストコンタクトの後に行われており、ここで図V-1にあるようなさまざまな対応が取られることになる。

「就労自立」のコースに乗る前のアセスメントの結果として、いくつかのカテゴリーがそれぞれの自治体で編み出されている。「福祉自立」との中間領域の設定である。

- 札幌：「福祉就労」
- 横浜：「生活再建／半福祉・半就労」
- 名古屋：「自立支援事業／半福祉半就労、住み込み就労」

がその例である。

図V-1 ホームレス自立支援施策をおこなう自治体別の自立に向けた取り組みの方向性

| | 就労自立 | 福祉自立 | 現状維持 |
|--------|---|---|---|
| 札幌市 | 就労自立 | 福祉就労 | 生活保護 |
| 仙台市 | 巡回相談 ↑ 就労による自立 | 福祉事務所 | 福祉施策活用による自立 |
| 東京都23区 | 巡回相談 ↑ 自立支援センター利用者 緊急一時保護事業 自立支援事業 自立支援住宅 地域生活継続支援事業 | 福祉事務所 | 就労困難等 更生施設、宿泊所、医療機関 生活保護居宅 |
| 川崎市 | 巡回相談 ↑ 見極め ↑ 福祉事務所の面接で一定の自立阻害要因の可能性があると判断されたもの 就労自立 就労意欲がありかつ自立阻害要因がないまたは軽微なもの 生活支援 疾病、高齢、障害等のために、短期間での自立は困難で、まずはこうした自立阻害要因の解決が必要なもの 緊急避難 生活保護申請後、居所が見つかるまで居場所がない者 | 福祉事務所 | |
| 横浜市 | 夜間巡回相談 ↑ 就労自立 半福祉・半就労 | 巡回相談 ↑ 就労自立 | 生活保護(居宅、入所、入院) 各種社会福祉制度 |
| 名古屋市 | 巡回相談 ↑ 従来型緊泊利用者 住居のない要保護者で即日施設入所、入院ができない者 自立支援事業 就労自立が可能、半福祉半就労可能、住み込み就労希望 一時保護事業 生活保護の要否認定に期間を要するもの、施設への入所待機者 居宅生活 就労自立・福祉の援護による自立 無料低額宿泊所、法的位置付けのない施設利用 | 巡回相談 ↑ 従来型緊泊利用者 住居のない要保護者で即日施設入所、入院ができない者 自立支援事業 就労自立が可能、半福祉半就労可能、住み込み就労希望 一時保護事業 生活保護の要否認定に期間を要するもの、施設への入所待機者 居宅生活 就労自立・福祉の援護による自立 無料低額宿泊所、法的位置付けのない施設利用 | 新型緊泊利用者 福祉制度の利用意思が定まらない |
| 京都市 | 巡回相談 ↑ 就労自立が見込め生活面での支援が不要 就労自立が見込めるが生活面での支援が必要な者 | 巡回相談 ↑ 就労自立が見込め生活面での支援が不要 就労自立が見込めるが生活面での支援が必要な者 | 巡回相談 ↑ 就労自立が見込めないが居宅生活が可能 就労自立が見込めないが居宅生活が可能 就労自立が見込めず日常での生活が困難 |
| 大阪市 | 巡回相談 ↑ 就労を意欲はあるが失業状態 | 巡回相談 ↑ 就労を意欲はあるが失業状態 | 巡回相談 ↑ 現状の生活を望む 医療・福祉等の援護が必要 医療機関への入院 社会福祉施設への入所 生活保護居宅 |
| 神戸市 | 巡回相談 ↑ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援 | 巡回相談 ↑ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援 | 巡回相談 ↑ 野宿生活から脱却する意欲が低下した人に対する支援 医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援 女性のホームレスに対する支援 その他様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人 |
| 北九州市 | 巡回相談 ↑ 自立支援センターにおける自立支援 生活保護法による保護の実施 巡回相談、退所相談、アフターケア 就労自立 | 巡回相談 ↑ 就労自立 | 巡回相談 ↑ 入所、入院 シェルター 炊き出し 地域で取り組むホームレス支援 |
| 福岡市 | 巡回相談 ↑ 就労自立 | 巡回相談 ↑ 就労自立 | 巡回相談 ↑ 居宅保護による福祉的自立 グループホーム(中間施設)を利用した福祉的自立 福祉施設での福祉的自立 |

そして「就労自立」に対する一方の出口として「福祉自立」に関して、いくつかのカテゴリーの呼称がみられる。

- 札幌：「生活保護」（札幌）
- 仙台：「福祉施策の活用による自立」（仙台）
- 23 区：「就労困難等」（23 区）

- 川崎：「生活支援／疾病、高齢、障害等のために、短期間での自立は困難で、まずはこうした自立阻害要因の解決が必要なもの」・「緊急保護／生活保護申請後、居所が見つかるまで居場所がない者」（川崎）
- 横浜：「生活再建／生活保護（居宅、入所、入院）」、「生活再建／各種社会福祉制度」（横浜）
- 名古屋：「一時保護事業／生活保護の要否認定に期間を要するもの、施設への入所待機者」・「生活保護施設／住居のない要保護者で養護および生活指導が必要な者」・「居宅生活／就労自立・福祉の援護による自立」・「無料低額宿泊所、法的位置付けのない施設利用」（名古屋）
- 京都：「就労自立が見込めないが居宅生活が可能」、「就労自立が見込めず日常での生活が困難」
- 大阪：「医療・福祉等の援護が必要」、「医療機関への入院」、「社会福祉施設への入所」、「生活保護居宅」
- 神戸：「医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援」、「その他様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人」
- 北九州：「生活保護法による保護の実施」、「入所、入院」
- 福岡：「居宅保護による福祉的自立」、「グループホーム（中間施設）を利用した福祉的自立」、「福祉施設での福祉的自立」

そして特に現に路上生活を継続しているホームレス層への対処については、

- 「福祉制度の利用意思が定まらない」（名古屋）
- 「福祉制度の利用による自立を希望せず一時的宿泊希望」（京都）
- 「福祉制度の利用による自立を希望せず捕食や移送費の支給を求める」（京都）
- 「現状の生活を望む」（大阪）
- 「野宿生活から脱却する意欲が低下した人に対する支援」（神戸）

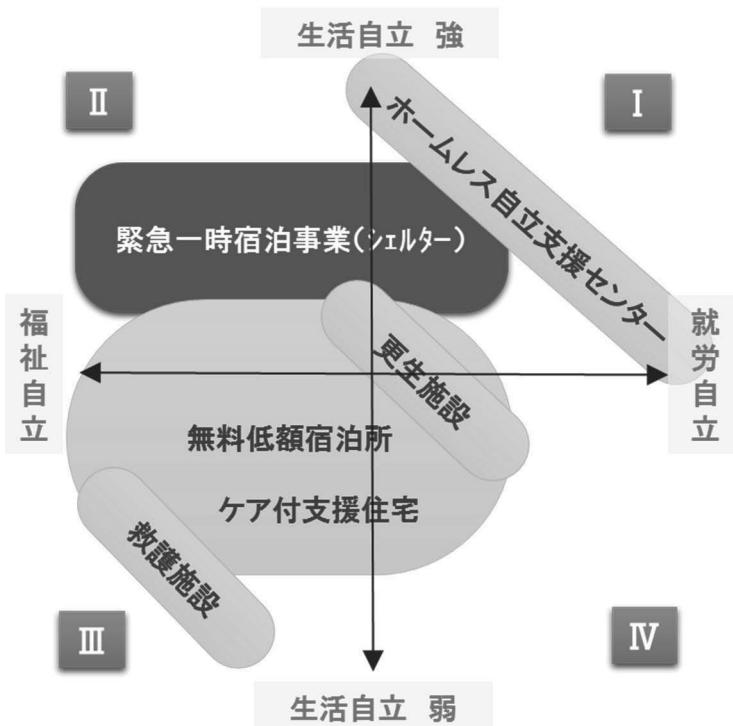
「就労自立」の流れでスタートして「福祉自立」に近づく流れで、半福祉・半就労の流れは当然生まられてくるとして、ホームレス支援において当初より「福祉自立」がすべての自治体で用意されていることも注目しておかねばならない。上述したように、生活保護や福祉施設の利用、入院という形での記述から、より細かく、居宅保護、生活保護施設を利用した自立、グループホームを利用した自立、無料低額宿泊所の利用などの流れが書き込まれていることである。

2) 多様な対象者に対する支援のプラットフォーム

この流れを予めホームレス自立支援センターの中に組み込んでいる自治体も存在する。論点としては、ホームレス自立支援の大都市のフルセットモデルは、生活保護法との連携で成り立っていることにあるを強調しておきたい。また最もホームレス状況をよく表している路上生活者、野宿生活者に対する本来の施策については、「現状維持」という形でのアウトリーチでの見守りがもっとも大きな流れであり、現実の施策のアウトカムであることも指摘しておきたい。

重要なことは、対象者の多様性に応じた施策が編み出されてきたのであるが、その対象者の位置づけを、就労自立と福祉自立の2軸で整理したものが図III-7である。I :就労自立+生活自立強、II :福祉自立+生活自立強、III :福祉自立+生活自立弱、IV :就労自立+生活自立弱などの、さまざまな状況におかれた人々を、上述でネイミングされた類型により、それぞれの施策がホームレス自立支援の名のもとに行われ、その資源として、図III-7のような形で、社会資源が大都市にはほぼ用意されているのである。理想的には、こうした社会資源が、利用者のそれぞれの状況に応じてうまく機能してゆけば、それぞれの中間施設から、地域でのアパート生活に移行してゆくその一時通過のプラットフォームとなる。そのプラットフォームがこの図V-2となっている。

図V-2 就労・福祉自立、生活自立からみた中間ハウジングの位置取り(再掲)



さらにこうした利用者の分布に対して、現実の自立支援システムはどのように機能しているかを図式化したものが、図V-3となる。生活困窮者自立支援法の枠組みを意識しつつ、左縦軸にホームレス自立支援の資源や手法を並べている。アウトリーチは、新法の自立相談支援窓口として位置づけられるが、ホームレス自立支援の流れの系譜を生かす点から、既存の手法、巡回相談と福祉事務所の連携からなる独自の窓口を用意することになる。もちろん生活困窮者の流れから、このホームレス支援の流れに接続する事例も予想されるために、そうした流れでホームレス部門の「相談窓口」に至るケースを想定している。ここでもア

セスメントは、その多くが図V-3上部の①の流れの中で行われることとなり、個別の事例をまとめ上げれば、4種の流れで一般化できる。

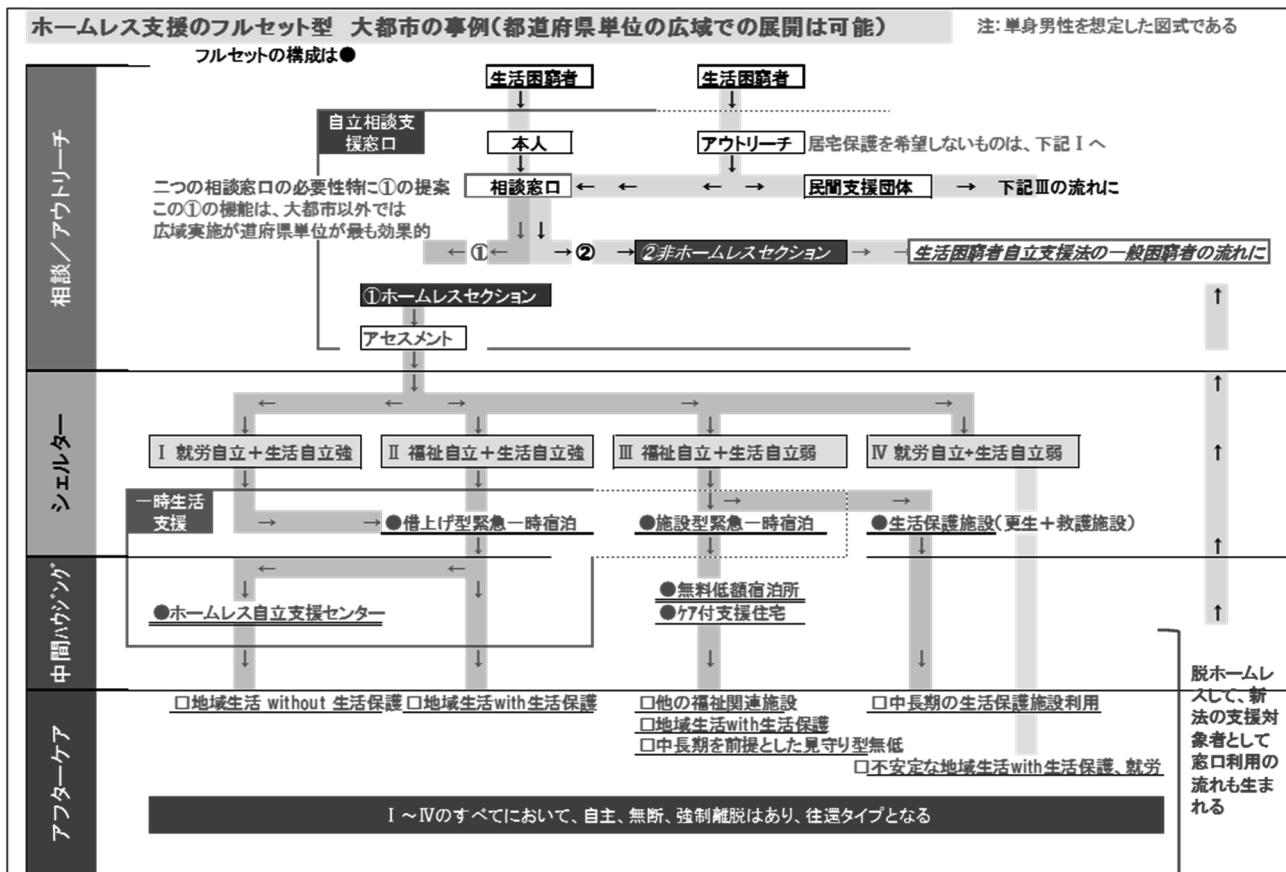
3) 大都市におけるホームレス支援システムの模式図

まずシェルターの段階は、新法の一時生活支援の運用として機能してゆくが、図V-3に描いている流れで「I 就労自立+生活自立」では、ホームレス自立支援センターにまでつながる流れとして、新法で確定しておく必要がある。そして出口は、「地域生活 withOUT 生活保護」という段階に至る。ホームレス自立支援では本流であり、新法で必ず捕捉しておかねばならない流れのシステムである。「II 福祉自立+生活自立強」では、多くの自治体において、一時生活支援の短期のシェルター利用を挟んで、地域のアパート居住に至る流れであり、「地域生活 with 生活保護」とゴールははっきりしている。言い換えれば、ホームレス自立支援において、大部分の自治体において短期に居宅保護に移行する流れも含みこんでいるのである。

一方、「III 福祉自立+生活自立弱」になると、短期の一時生活支援だけでは凌ぐことができず、生活保護受給を前提とした、無料低額宿泊所やケア付き支援住宅を必要としてくる。本来であれば生活保護施設の出番であり、自治体によればこうした流れの受け皿となっている。生活保護施設も無料低額宿泊所やケア付き支援住宅は、新法の社会資源としては想定されず、アフターケアのあり方も図示しているように、「他の福祉関連施設」、「地域生活 with 生活保護」、「中長期を前提とした見守り型無低」、「中長期の生活保護施設利用」というような形で、支援が継続されてゆく。

「IV 就労自立+生活自立弱」については、なかなか定型の処遇の流れは描きにくい。アフターケアのところで、「不安定な地域生活 with 生活保護 or 就労」という想定も予想される。そしてハウジングを確保し地域生活を始めてから、再度自立相談支援窓口の利用という形で、新法利用者として支援を求める事例も登場してこよう。

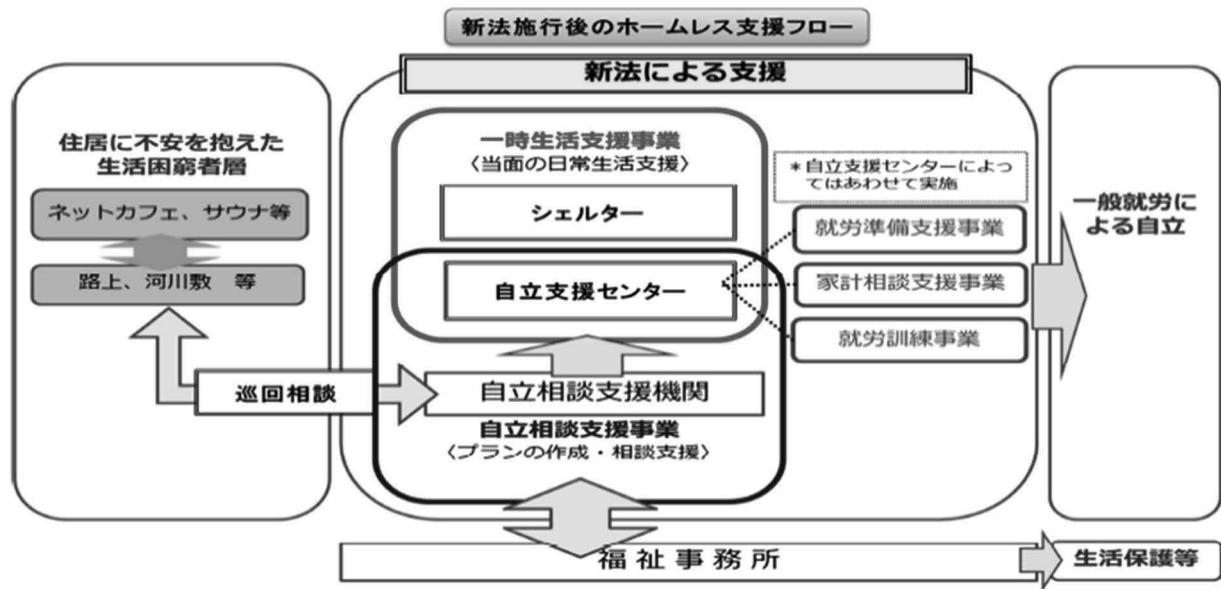
図V-3 ホームレス支援のフルセット型の大都市モデル



処遇の時間の中長期化とその投下されるケアの多さはV章でふれるが、ホームレス支援の流れでファーストコンタクトがあり、途中より、あるいは早い段階で生活保護へのルートに移行している流れを、新法は範疇外とし、ホームレス支援法においてもその入り口までは誘導しているが、それ以上のケアやハウジングのあり方については、無料低額宿泊所や生活保護施設のあり方とも絡んでくる。別制度設計の精緻化が望まれる。

本調査を通じた提案も考慮され、生活困窮者自立支援法における、ホームレス自立支援システムとの連携については、現段階では下記の図V-4のような形で、厚生労働省によって整理がなされている。基本的に大都市モデルの図V-3で、新法との関係を書き込んだ部分が反映される形となっている。しかし上述した通り、ホームレス支援と深く連携する生活保護を利用した中間ハウジングの運営に関しては、下図では、「福祉事務所」→「生活保護」と示されているだけで、制度設計外となっている。ホームレス支援の立場からすると、ここの設計も合わせて必要であるが、この点は本章3節で再度触れる。

図V-4 新法施行後のホームレス支援フロー(厚労省作成 平成27年3月9日)



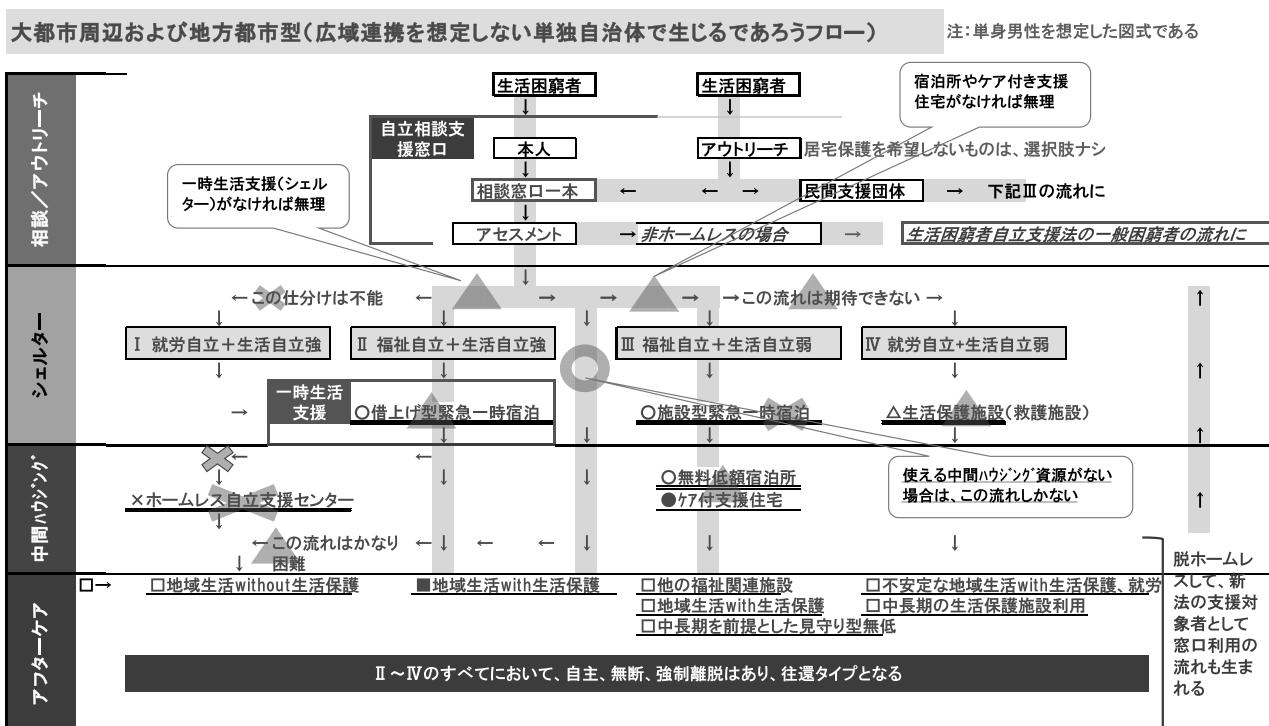
2. 大都市周辺・地方都市モデルの提唱

あえて一般化する必要性は、施策形成の上で今のところは時期尚早であり、ないといってよい。大都市周辺・地方都市に対するホームレス支援施策の提言という観点からは、IV章で提唱した広域支援システムの導入が必要である。とはいえた大都市とは異なり、社会資源が少ない中、絆再生事業などの利用により、ホームレス支援の流れがこの近年形成されたことは総括しておかねばならない。それを簡単にまとめたものが、図V-5になる。

大都市モデル図を想定した配置としているので、構成は同じであるが、シェルターと中間ハウジングの存在のありよう、そしてそれに連携する行政やNPOなどの関わりが、大都市に比べかなり弱くなるため、「I 就労自立+生活自立強」の流れは、ホームレス自立支援の流れを制度的に用意した岡山市や熊本市の事例をのぞいて生まれてこない。したがって図V-5では×と表示している。

新しい動きは、新法における一時生活支援の枠組みに転用できる、緊急一時宿泊事業である。この流れは特に「II 福祉自立+生活自立強」でもっとも効果を発揮し、一部「I 就労自立+生活自立強」の流れも取り込み、「地域生活 with 生活保護」、そして「地域生活 with OUT 生活保護」を実現する流れをつくった。図V-5では△で記しているが、これはこうした事業を導入した自治体で部分的に実現していることを意味している。

図V-5 ホームレス支援の大都市周辺・地方都市モデル



また「III 福祉自立+生活自立弱」については、無料低額宿泊所やケア付支援住宅が存在すれば、対応可能な流れは生じるため、当該の資源に△をついている。緊急一時宿泊事業／一時生活支援事業がなく、宿泊所などもない場合では、○で示した中間ハウジングを介さない流れのみが、地域でのアパート生活を実現する手立てとなる。アンケート調査でも明らかになったように、大部分の自治体においてこの流れしかない状況である。また図表の右のほうにある、生活保護施設の役割についても、地方では特に利用者の回転がたいへん緩慢なために、利用することは困難なものとなっているために△をついている。

このように○の流れしかない自治体が多く、こうした事例で自立度が弱い場合には、この生活を維持することは困難が予想され、こうした状況を克服するためにも、当該地域の脆弱なセーフティーネットの補強が求められ

る。その方策としてIV章で述べた広域支援の導入の重要性を改めて指摘しておきたい。

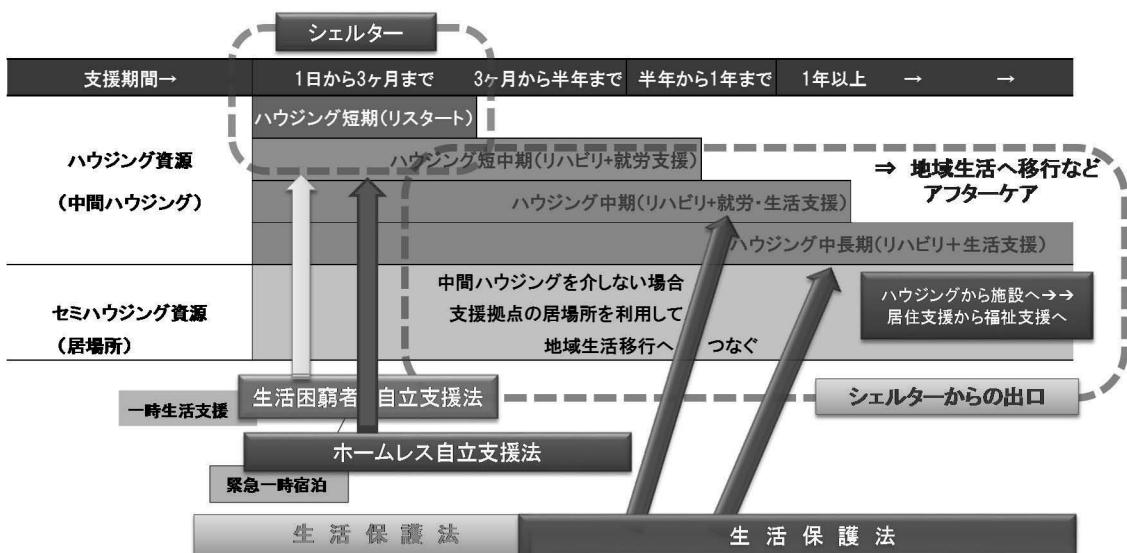
3. 新法で漏れ落ちている中間ハウジング施策の今後のあり方

IV章で示したように、大都市モデルは、自立支援センターのカバー領域までは、新法でもカバーしてゆける体制が用意された。そして大都市周辺・地方都市においては、新法ではなかなかカバーできず、都道府県単位の広域支援のシステムの導入が必要とされていることを述べてきた。加えて、新法ではカバーされておらず、ホームレス支援が深く連携している中間ハウジングの利用に関わる生活保護法との関わりについては、今後の制度設計が新たに必要であることを示唆してきた。

新法は、原則的には継続的な生活支援を前提としている。これは新法の対象者が経済的困窮の手前の状態にある者とされている故である。新法においては、生活保護受給が必要な者は対象とならず、速やかに生活保護へつなぐことを前提としている。また自立後の地域生活定着支援や施設等からの移行支援事業なども、新法では想定されていない。

議論を整理する上で、図V-6で、3法によるカバー領域を、対象者の利用期間にあわせて描いてみたものである。

図V-6 3法によるカバー領域と、シェルターの出口ともなる中間ハウジングの役割



利用期間＝支援期間を、3ヶ月、半年、1年、1年以上とわけているが、新法での一時生活支援事業は、3ヶ月が上限となり、新法によるハウジングの支援は3ヶ月までカバーされている。またホームレス自立支援については、半年までがおおむねの利用期限であるが、大都市においては、新法において、ホームレス自立支援制度を動かすことが決定しており、大都市周辺や地方都市において、3ヶ月から6ヶ月＝半年を期限とする利用期間が、新法において支援対象とされていない問題点を有する。図V-6では、3ヶ月までを新法、半年までをホームレス自立支援法がカバーする書き方をしているが、後者は、生活困窮者自立支援法が大都市において新法がカバーすることになったことは付記しておきたい。

そして半年以上になると、ここは現実的に生活保護法がカバーしているのであるが、新法では扱わないエリアである。まとめると、次のように整理できる。

- ・ 短期：自立支援センター、生活保護等までのつなぎ居住支援
- ・ 中期：新法の想定する、就労に近いケース。住み込み就労や、シェルターで就労して貯金して自立するケース
- ・ 中長期：就労に向けての生活支援を一定実施しながら、将来的な就労にむすびつけるか、うまくいかない場合には、生活保護受給の居宅生活移行をスムーズにはかるケース
- ・ 長期：無料低額宿泊所、救護施設のように、生活支援を一定実施しながら、居宅保護がむずかしいケースの長期居住、もしくは将来的な居宅保護をめざす

大都市の事例では既に明らかになっていたことであるが、大都市周辺や地方都市においても、ホームレス支援を必要とする人々は、以下のような形で、潜在的存在していたのである。「ハウジング短期(リスタート)」、「ハウジング短中期(リハビリ+就労支援)」、「ハウジング中期(リハビリ+就労・生活支援)」「ハウジング中長期(リハビリ+生活支援)」の人々が、SOS を発するに最も近い人たちとして潜在していたのである。

大都市周辺や地方都市で近年登場したシェルター事業は、図V-6 の最上段の「ハウジング短期(リスタート)」の層を引き受け、あるいはしばらく生活保護を利用しながら就労復帰に向かう 2 段目の「ハウジング短中期(リハビリ+就労支援)」層を支援対象として掘り起こしたといえる。しかしそうにはシェルターからの出口の見えない、あるいは出口が見えない層に関しては、このシェルター事業では対応しがたいところがあり、シェルターからの出口には図V-6 にも示しているが、どうしてもより中・長期の利用に対応できる中間ハウジング、あるいは強力なアフターケアが必要になってくるのである。

今のところ、生活保護法を利用した中間ハウジング支援に対して、生活保護法そのものが、現状のような支援を行うハウジングとして想定した制度を用意していない。特に大部分は支援の対価を生活保護費の住宅扶助や生活扶助の部分を家賃や食費や光熱費、管理費として利用者から徴収している形をとっている。この領域においての課題は、生活保護法の住宅扶助基準の見直しによる住宅扶助費の減額がもたらす、中間ハウジング経営基盤への打撃を与える点であろう。

この点については、さらなる調査が必要であり、本報告書ではこれ以上は触れ得ないが、優良無料低額宿泊所や優良ケア付き支援住宅制度の導入の可能性を探っておきたい。図V-7 で示しているように、上のはうに記している課題は今までの議論の再確認となっているが、生活支援の充実度をみた縦軸と、利用期間の長短をみた横軸の引かれる中で、右上の象限は、充実した生活支援(含 就労支援)と、中長期の利用期間を要する象限においては、生活保護を利用する部分に当たる。この部分の経営を、生活保護費をベースにしつつ、どのように適正に効率的に運用させていくかが問われている。加算も含め制度設計が早急に求められる。

図V-7 無料低額宿泊所、ケア付き支援住宅の今後のあり方

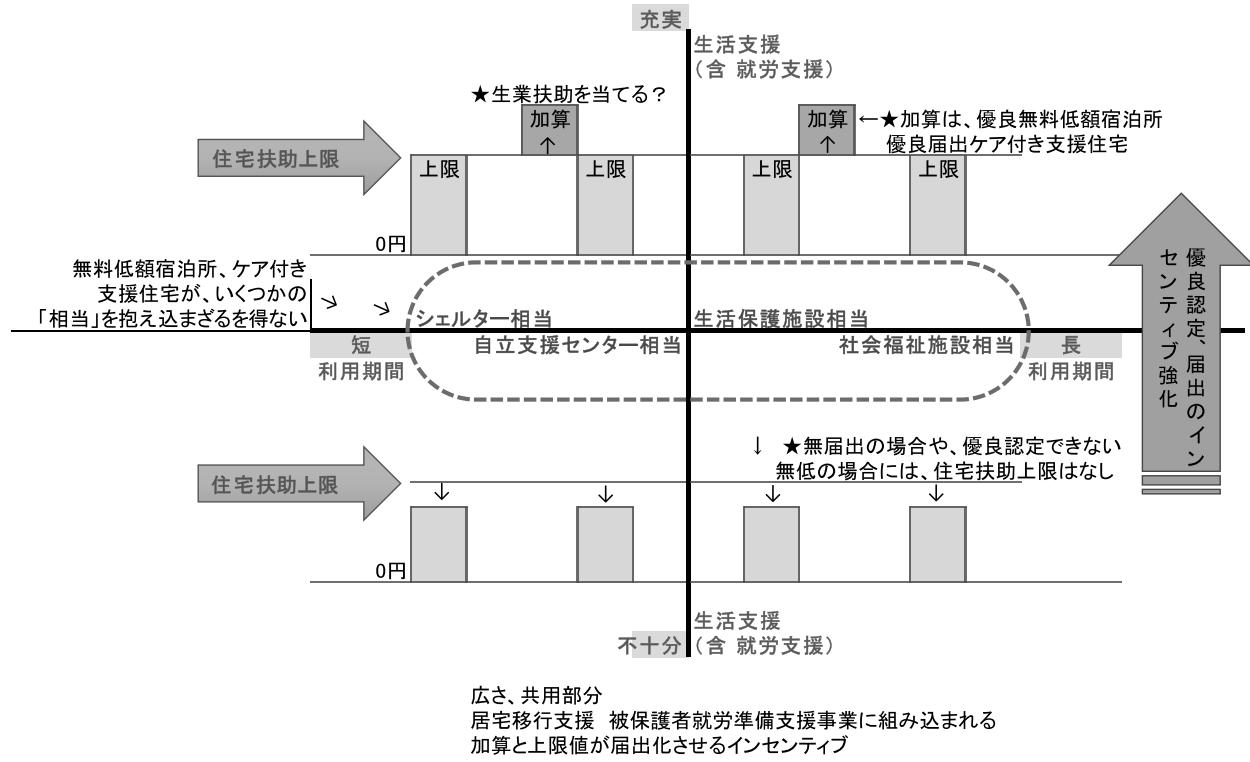
無料低額宿泊所、ケア付き支援住宅の今後

課題：地域の社会資源が不足しているところでは、下記の青字の4つ相当の多機能な役割が、無料低額宿泊所や届出なしケア付き支援住宅に凝縮されてしまう

生活保護利用が前提となっているので、新法から抜け落ちている領域となる

↓

- 1: 多機能な役割を良質に果たす事業体に、住宅補助上限額の維持や加算が必要
- 2: 同時に良質な役割を果たせない場合には、住宅扶助費の減額
- 3: 良質を担保するケア面での基準の必要性
- 4: 競合する中間ハウジングとの役割の峻別と居住面積とケアの関係の整理



付録

1. 調査票

生活困窮者支援における「一時生活支援事業」の在り方に関するアンケート調査 調査票

平成 26 年度 厚生労働省社会福祉推進事業

生活困窮者支援における「一時生活支援事業」の在り方に関するアンケート調査

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 自治体名 | | | |
| 担当部署 | | 担当者 | |
| 電話番号 | | FAX 番号 | |
| E-mail | | | |

I 生活困窮者自立支援法事業および今年度のモデル事業について

問 1 下記すべての事業について、今年度に実施または実施予定の有無、その開始（予定）の年月、来年度の予定、および担当部署をお答えください。

| | 今年度実施（予定） | 開始（予定）年月 | 来年度予算計上予定 | 来年度実施を部局内で検討 | 担当部署 |
|---------------|-----------|----------|-----------|--------------|------|
| 自立相談支援事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| 就労準備支援事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| 就労訓練事業（中間的就労） | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| 一時生活支援事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| 家計相談支援事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| 学習支援事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |
| その他の事業 | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | |

問 2 「その他の事業」を実施中・実施予定の自治体はその内容を具体的に記入してください。

問 3 今年度、一時生活支援事業を実施中・実施予定の自治体は以下の設問にお答えください。

(1) 貴自治体の今年度の一時生活支援事業の予算額を記入してください。

今年度予算額（ 千円 ）

(2) 貴自治体の一時生活支援事業の運営方式を以下から選択してください。

1. 自治体直営 2. 外部委託 3. 直営+委託 4. その他（ ）

(3) 外部委託の場合（上記（2）で2. もしくは3.と回答された場合）は委託先と予算額をお答えください。未定の場合は「未定」とご記入ください。委託先が複数ある場合は2つ目以降を欄外に記入してください。

| | |
|---------|----|
| 委託先法人格 | |
| 委託先事業者名 | |
| 委託（予定）額 | 千円 |

II ホームレス対策事業について

問4 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、今年度、実施しているホームレス対策事業はありますか。それぞれの事業について実施の有無を選択し、その予算額を記入してください。

| 実施 | 事業名 | 予算額（千円） |
|-----|---------------------------|---------|
| 有・無 | ホームレス総合相談推進事業（巡回、アフターケア等） | 千円 |
| 有・無 | ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業） | 千円 |
| 有・無 | ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） | 千円 |
| 有・無 | ホームレス能力活用推進事業 | 千円 |
| 有・無 | NPO等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業 | 千円 |

→ ホームレス総合相談推進事業（巡回相談事業、アフターケア事業等）を実施している場合

(1) その具体的な内容（事業名、実施形態、委託先、事業内容）を記入してください。

→ ホームレス能力活用推進事業を実施している場合

(2) その具体的な内容（事業名、実施形態、委託先、事業内容）を記入してください。

→ NPO等民間支援団体が行う生活困窮者支援事業を実施している場合

(3) その具体的な内容（事業名、実施形態、委託先、事業内容）を記入してください。

問5 その他、自治体独自予算で行っているホームレス支援施策があれば記入してください。

III. ホームレス緊急一時宿泊事業について (実施自治体のみお答えください)

問6 貴自治体のホームレス緊急一時宿泊事業の運営方式を下記からひとつ選択してください。また、委託の場合には委託先事業者について記入してください。

1. 自治体直営 2. 外部委託 3. 直営+委託 4. その他 ()

→委託の場合、委託先

| | | | |
|-----|--|---------|--|
| 法人格 | | 委託先事業者名 | |

※委託先が6つ以上の場合には主要な5つを記入してください。

問7 上記委託先に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づくホームレス緊急一時宿泊事業以外の事業もしくは生活困窮者自立支援モデル事業を委託していますか。

1. 委託している 2. 委託していない

→委託している場合、それぞれ事業の内容について具体的に記載してください。

ホームレス自立支援法に基づく事業 ()

生活困窮者自立支援モデル事業 ()

問8 宿泊場所の設置について、各種別の設置の有無を選択し、施設数、部屋数、定員を記入してください。女性・家族が利用できるかどうか（可否）について、当てはまるものを選択してください。

| 種別 | 設置の有無 | 施設数 | 部屋数 | 定員合計(人) | 女性 | 家族 |
|----------------|-------|-----|-----|---------|-----|-----|
| ホテル | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| 簡易宿泊所 | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| 民間賃貸住宅 | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| 公営賃貸住宅 | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| 無料低額宿泊所 | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| 専用シェルター（プレハブ等） | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |
| その他 () | 有・無 | | | | 可・否 | 可・否 |

問9 各年度に受け入れた利用者数（男性、女性、家族）および、1ケースあたりの平均入所日数を記入してください。また、法定入所期間（90日）を超えたケースがあれば、人数を記入してください。

| | 男性（人） | 女性（人） | うち家族（世帯） | 平均入所日数 | 90日超入所（人） |
|--------|-------|-------|----------|--------|-----------|
| 2013年度 | | | | | |
| 2014年度 | | | | | |

問10 緊急一時宿泊事業に従事している職員（常勤・非常勤）の人数を記入してください。

常勤 () 人 非常勤 () 人

問11 利用（入所）者に対する面接・相談等は主にどのように行いますか。1つ選択してください。

1. 自治体の窓口で実施 2. 委託先の相談室で実施 3. 緊急一時宿泊所へ自治体職員が訪問
4. 緊急一時宿泊所へ委託先職員が訪問 5. その他 ()

問12 支援開始（宿所入所）後の1ヶ月間における平均的な相談頻度を、1つ選択してください。

1. 毎日 2. 週4-6回 3. 週2-3回 4. 週1回 5. 月2-3回 6. 月1回

問13 委託先や自治体が、利用者に宿泊以外に提供している以下のサービス（独自サービス、緊急一時宿泊事業以外の予算事業含む）について提供の有無を選択してください。

実際に支援している方の所属について、当てはまるすべての欄に○をつけてください。

| 支援内容(サービス) | 提供の有無 | 実際に支援している方 | | |
|--------------------------------|-------|-------------|-------|------------|
| | | 緊急一時宿泊事業委託先 | | 他事業の委託先の職員 |
| | | 施設常駐職員 | 非常駐職員 | |
| 1 安否確認 | 有・無 | | | |
| 2 健康診断・医療相談 | 有・無 | | | |
| 3 アルコール依存対策 | 有・無 | | | |
| 4 ギャンブル依存対策 | 有・無 | | | |
| 5 薬物依存対策 | 有・無 | | | |
| 6 生活用品提供 | 有・無 | | | |
| 7 食事提供 | 有・無 | | | |
| 8 金銭管理 | 有・無 | | | |
| 9 服薬管理 | 有・無 | | | |
| 10 債務処理 | 有・無 | | | |
| 11 法律相談 | 有・無 | | | |
| 12 生活相談 | 有・無 | | | |
| 13 生活保護申請支援 | 有・無 | | | |
| 14 行政窓口への付添 | 有・無 | | | |
| 15 住民票回復支援 | 有・無 | | | |
| 16 介護保険申請支援 | 有・無 | | | |
| 17 年金受給支援 | 有・無 | | | |
| 18 障害者・療育手帳取得支援 | 有・無 | | | |
| 19 家族との調整 | 有・無 | | | |
| 20 身辺支援 (入浴・排泄・着替え・衛生管理等) | 有・無 | | | |
| 21 日常生活支援 (掃除・洗濯・調理・代読・代筆等) | 有・無 | | | |
| 22 生活資金貸付 | 有・無 | | | |
| 23 話し相手 | 有・無 | | | |
| 24 入所者との定期的な対面・訪問 | 有・無 | | | |
| 25 相談記録の作成、生活状況を把握 | 有・無 | | | |
| 26 自立までの個人支援プラン作成 | 有・無 | | | |
| 27 就労先の情報提供 | 有・無 | | | |
| 28 資格取得支援 | 有・無 | | | |
| 29 就業訓練（無償） | 有・無 | | | |
| 30 仕事の提供（時給が最低賃金未満） | 有・無 | | | |
| 31 仕事の提供（時給が最低賃金以上） | 有・無 | | | |
| 32 就業の保証人提供 | 有・無 | | | |
| 33 他の支援団体・施設へ紹介 | 有・無 | | | |
| 34 居宅探し支援 | 有・無 | | | |
| 35 就労後の継続支援 | 有・無 | | | |
| 36 通院付添 | 有・無 | | | |
| 37 入退院時の支援 | 有・無 | | | |
| 38 入院見舞 | 有・無 | | | |
| 39 交流会・食事会等の開催 | 有・無 | | | |
| 40 支援対象者間の交流の場所・仕組み | 有・無 | | | |
| 41 地域住民との交流の場所・仕組み | 有・無 | | | |
| 42 その他 () | 有・無 | | | |

問14 緊急一時宿泊事業が連携している機関で、該当するすべてに○をつけてください。

(1) 入所経路となる機関等（紹介、問い合わせ先）

1. 自立相談支援事業の窓口
2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体
3. ホームレス総合相談推進事業の窓口
4. 福祉事務所
5. 保健所
6. 不動産業者
7. 社会福祉協議会
8. 地域包括支援センター
9. 地域・若者サポートステーション
10. 精神保健福祉センター
11. 民生委員
12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体
13. 更生保護施設
14. 弁護士（法テラス）
15. 年金事務所（社会保険事務所）
16. 医療機関
17. ハローワーク
18. 家族・親族
19. 本人
20. その他（ ）

(2) 入所後の連携先（紹介、問い合わせ先）

1. 自立相談支援事業の窓口
2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体
3. ホームレス総合相談推進事業の窓口
4. 福祉事務所
5. 保健所
6. 不動産業者
7. 社会福祉協議会
8. 地域包括支援センター
9. 地域・若者サポートステーション
10. 精神保健福祉センター
11. 民生委員
12. 1, 2, 3, 9以外の民間支援団体
13. 更生保護施設
14. 弁護士（法テラス）
15. 年金事務所（社会保険事務所）
16. 老人福祉施設（特養・老健施設等）
17. 無料低額宿泊所
18. 簡易宿泊所
19. ホームレス自立支援センター
20. 救護・更生施設
21. 医療機関
22. ハローワーク
23. 家族・親族
24. その他（ ）

問15 どのような方に宿所提供的をしましたか。該当するすべてに○をつけてください。

1. 病気
2. けが
3. 障害（手帳有）
4. 障害（疑い）
5. 自死企図
6. その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）
7. 住まい不安定
8. ホームレス
9. 経済的困窮
10. （多重・過重）債務
11. 家計管理の課題
12. 就職活動困難
13. 就職定着困難
14. 生活習慣の乱れ
15. 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）
16. 家族関係・家族の問題
17. 不登校
18. 非行
19. 中卒・高校中退
20. ひとり親
21. DV・虐待
22. 外国籍
23. 刑余者
24. コミュニケーションが苦手
25. 本人の能力の課題（識字・言語・理解等）
26. その他（ ）

問16 近隣の自治体から緊急一時宿泊事業への受け入れ要請があった場合に受け入れますか。

1. 無条件で受入れる
2. 条件付で受入れる
3. 受け入れない
4. その他（ ）

→「2. 条件付で受入れる」を選択された方にお聞きします。

近隣自治体から受け入れる場合の条件を記入してください。

問17 緊急一時宿泊事業の現在の実施状況に関して、下記項目について有無を選択してください。

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 無断退所者が多い | 有・無 |
| 2. 入退所を繰り返す人が多い | 有・無 |
| 3. シェルターだけでは包括的な支援ができない。 | 有・無 |
| 4. 宿泊場所に職員配置をしていないので利用者のケアが困難 | 有・無 |
| 5. 現状ではニーズがない・少ない | 有・無 |
| 6. 入所期間が短すぎ、困難ケースに対応ができない | 有・無 |
| 7. 女性や未成年には対応できない | 有・無 |
| 8. 住居喪失不安定就労者および路上生活者等に適切な支援ができている | 有・無 |
| 9. 地域の受け入れ先との連携が進んでいる | 有・無 |
| 10. その他（ ） | 有・無 |

問18 2013年度に緊急一時宿泊を利用された方について、退所後の居住場所として該当するすべてに○をつけてください。

- 1. 貸貸住宅
- 2. ケア付貸貸住宅
- 3. 救護・更生施設
- 4. 無料低額宿泊所
- 5. 高齢者向け施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・サービス付き高齢者向け住宅等）
- 6. ホームレス自立支援センター
- 7. 医療機関
- 8. 住込み・社員寮（飯場等）
- 9. その他（ ）

問19 2013年度に退所された方について、生活保護を受給した人の割合、就労した人の割合、住宅支援給付（住居確保給付金含む）を受けた人の割合について記入してください。（いずれも重複可）

| 生活保護を受給した人の割合 | % | 就労した人の割合 | % | 住宅支援給付を受けた人の割合 | % |
|---------------|---|----------|---|----------------|---|
|---------------|---|----------|---|----------------|---|

問20 2015年度以降もホームレス緊急一時宿泊事業を実施予定ですか。当てはまるものを1つ選択してください。

- 1. 国庫補助率が10分の10ならば実施予定
- 2. 国庫補助率に関わらず実施予定
- 3. 国庫補助に関わらず実施しない予定
- 4. 未定

IV 住宅支援給付・住居確保給付金について

問21 2013年度に住宅支援給付、住居確保給付金を適用したことがある場合、そのケース数、適用した方の状況についてご記入してください。

- (1) 適用の有無 1. あり 2. なし
- (2) 2013年度に適用したケース数（ ）ケース
- (3) 適用した方の属性として当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）
 - 1. 路上生活者
 - 2. ネットカフェ・友人宅等に寝泊まりする者
 - 3. 自宅はあるが家賃を滞納している者
 - 4. 自宅はあるが家賃を継続して払える見込みのない者（滞納なし）
 - 5. 家族宅、親族宅に居住しているが、なんらかの事情で転居が必要な者
 - 6. 社宅、社員寮等に居住しているが、退職等で住居喪失のおそれのある者
 - 7. その他（ ）

V ホームレス自立支援法以外の一時宿泊施設について

問22 貴自治体が把握している一時宿泊施設について、①～③の内容にお答えください。また、貴自治体にもともと施設がない場合には、施設数に「0」と記入してください。

(1) 婦人保護施設

①定員等

| | 施設数 | 定員合計(人) | 利用者数(人) | 平均入所期間(日) |
|--------|-----|---------|---------|-----------|
| 2013年度 | | | | |

②利用対象者（問15の選択肢から数字を選んですべて列挙してください。複数回答）

()

③退所後の対象者への支援、かかわり方について、わかる範囲で記入してください。

()

(2) 更生保護施設

①定員等

| | 施設数 | 定員合計(人) | 利用者数(人) | 平均入所期間(日) | 女性の受け入れ |
|--------|-----|---------|---------|-----------|---------|
| 2013年度 | | | | | 可・否 |

②利用対象者（問15の選択肢から数字を選んですべて列挙してください。複数回答）

()

③退所後の対象者への支援、かかわり方について、わかる範囲で記入してください。

()

(3) 救護施設

①定員等

| | 施設数 | 定員合計(人) | 利用者数(人) | 平均入所期間(日) | 女性の受け入れ |
|--------|-----|---------|---------|-----------|---------|
| 2013年度 | | | | | 可・否 |

②利用対象者（問15の選択肢から数字を選んですべて列挙してください。複数回答）

()

③退所後の対象者への支援、かかわり方について、わかる範囲で記入してください。

()

(4) 更生施設

①定員等

| | 施設数 | 定員合計(人) | 利用者数(人) | 平均入所期間(日) | 女性の受け入れ |
|--------|-----|---------|---------|-----------|---------|
| 2013年度 | | | | | 可・否 |

②利用対象者（問15の選択肢から数字を選んですべて列挙してください。複数回答）

()

③退所後の対象者への支援、かかわり方について、わかる範囲で記入してください。

()

広義のホームレス支援(アウトリーチ、居住支援、アフターケア)の実態に関するアンケート調査 調査票

平成 26 年度 厚生労働省社会福祉推進事業

広義のホームレス支援（アウトリーチ、居住支援、アフターケア）の実態に関するアンケート調査

NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 奥田知志
一般社団法人 インクルーシブ・シティネット 代表理事 奥村 健
大阪市立大学都市研究プラザ 教授 水内俊雄

調査趣旨：

今年度、厚生労働省社会福祉推進事業として、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークでは「一時生活支援およびその後のケア付きハウジングリソースの活用実態にかかる調査研究事業」、一般社団法人インクルーシブ・シティネットにおいては「生活困窮者の早期把握に関するアウトリーチ型総合相談事業へのアクションリサーチ」および「生活困窮者像の変容と地域が一体となったアフターケアのあり方に関する調査研究」を実施しております。

平成 27 年 4 月より生活困窮者支援法が施行されますが、アウトリーチに関しては、従来のホームレス支援として行われてきた巡回相談（夜回り等）、炊き出しといった形ではなく、困窮者の早期把握として民生委員等の地域資源のネットワークづくりが中心となっています。一時生活支援（シェルター）事業に関しては人件費のつかないために生活支援が抜け落ちる可能性があります。またアフターケアについては就職した者への定着支援は位置付けられていますが、その後の生活支援、他機関連携、生活保護の活用といった部分は非常に弱くなっているのが実態であろうかと思われます。すなわち、路上生活者を中心とした広義のホームレス支援における困難事例に対応できない部分が数多く出てくるのではないかと想定されます。

そこで、路上生活者をはじめ困難な事例に対応してきたホームレス支援団体、パーソナルサポート事業から続く困窮者支援の枠組みで支援を行ってきた団体を対象として、新法の枠組みでカバーできない恐れのある部分を明らかにするため、改めてアウトリーチから居住支援、アフターケアに至るまでの流れを総合的にとらえ、先行する困窮者支援モデル事業実施自治体との比較を行うために、ホームレス支援全国ネットワーク、インクルーシブ・シティネットの 2 つの調査実施組織で、3 本の調査の共同で本アンケート調査を実施することといたしました。

新法施行にむけて、いくつもの調査が行われており、お忙しいかとは存じますが、何卒、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

締 切： 平成 26 年 9 月 22 日（月）（同封の返信用封筒にてご返信をお願いいたします。）

○アンケートの内容に関する問い合わせ先：

有限会社地域・研究アシスト事務所（略称：CR - ASSIST） 受付時間：10 時～18 時

担当 西井恵介・稻垣吉裕 TEL: 06-6624-1127 E-mail: research@cr-assist.co.jp

○事業に関する問い合わせ先：

NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク 担当 江川初穂 TEL: 093-651-7557

一般社団法人 インクルーシブ・シティネット 担当 山田理絵子 TEL: 06-6645-8131

当アンケート業務は、有限会社地域・研究アシスト事務所が、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク、一般社団法人インクルーシブ・シティネットより受託して実施しています。

※設問については特に指定がない限り、2013年度もしくは2014年3月末時点の状況をご記入ください。

I 貴団体について

問1 基本情報

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 団体名 | | | |
| 住所 | | | |
| 記入担当者名 | | 電話番号 | |
| E-mail | | FAX 番号 | |

問2 代表者について

| | | | |
|------|--------|----|-------|
| 氏名 | | 年齢 | |
| 勤務形態 | 常勤・非常勤 | 報酬 | あり・なし |

問3 設立年

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 団体設立年月日 | | 法人設立年月日 | |
|---------|--|---------|--|

問4 代表者を除く職員数（2013年度）（表中語句の定義については下記注をお読みください）

| 種別 | 職員数 | うち直接支援 | 直接支援の業務時間配分 | | | | 計 |
|--------|-----|--------|-------------|---------|--------|------|---|
| | | | 相談・アウトリーチ | 居住・生活支援 | アフターケア | 計 | |
| 常勤職員 | 人 | 人 | % | % | % | 100% | |
| 非常勤職員 | 人 | 人 | % | % | % | 100% | |
| ボランティア | 人 | 人 | % | % | % | 100% | |

注1 職員、ボランティアとは、有給・無給に問わらず、貴団体の活動へ月1回以上、恒常に参加している者を指し、理事も含みます。

注2 常勤職員とは、週30時間以上勤務している者とします。

注3 非常勤職員とは、週30時間未満勤務している者とします。

注4 ボランティアとは、無償・有償に関係なく、雇用契約を結ばないスタッフ全般を指します。

注5 直接支援とは、管理職、事務職等を除く人員を指します。相談や支援業務等と兼務している職員は直接支援としてください。

注6 直接支援の業務配分は、全員の業務時間をもとに、各行合計が100%になるようにご記入ください。

★ 以下の項目、本調査票全体にかかわりますので必ずお読みいただき、ご留意の上ご回答ください。

注7 相談・アウトリーチとは、路上生活者に対する炊き出し、巡回相談等の支援だけでなく居住不安定、生活困窮者への相談活動、拠点支援、早期把握のための取組みを含みます。

注8 居住・生活支援とは、一時的居住場所（無償シェルター、ホテル等）、中間的居住施設、（無料低額宿泊所含む）における支援を指します。

注9 アフターケアとは、一定の支援を卒業して、期間を定めない住居に移行した対象者への支援とします。中間的居住施設に入居している者に対する支援は含みません。一部アウトリーチにおける相談、拠点支援と重なる場合は対象者の割合で按分してください。

問5 職員の取得資格（該当するものをすべて選択）

1. 医師
2. 保健師
3. 看護師
4. 社会福祉士
5. 精神保健福祉士
6. 臨床心理士
7. 社会福祉主事
8. 訪問介護員（ホームヘルパー）
9. 介護福祉士（ケアワーカー）
10. 介護支援専門員（ケアマネジャー）
11. 社会保険労務士
12. 弁護士
13. 司法書士
14. 調理師
15. 栄養士
16. 管理栄養士
18. 伴走型支援士1級
19. 伴走型支援士2級
20. キャリアコンサルタント等の資格
21. その他（ ）

問6 財務状況（法人全体、2013年度決算） ※記入が難しい場合は決算書を添付してください

| 収入 | 会費 | 千円 | 支出 | 直接支援の人件費 | 千円 |
|----|--------|----|----|----------|----|
| | 寄付金 | 千円 | | その他の人件費 | 千円 |
| | 民間助成金 | 千円 | | 事業費 | 千円 |
| | 公的補助金 | 千円 | | その他支出 | 千円 |
| | 自主事業収入 | 千円 | | 支出合計 | 千円 |
| | 委託事業収入 | 千円 | | | |
| | その他収入 | 千円 | | | |
| | 収入合計 | 千円 | | | |

問7 2013年度に実施した事業について、事業内容ごとに、実施の有無および事業区分であてまるものすべてに○をつけてください。

| 事業内容 | 実施有無 | 自主事業 | 民間助成金 | 行政委託等 | 外部連携 |
|---------------------------|------|------|-------|-------|------|
| 1. アウトリーチ（巡回支援・拠点相談支援等） | 有・無 | | | | |
| 2. 一時の居住場所提供的（無償シェルター等） | 有・無 | | | | |
| 3. 中間の居住施設提供（無料低額宿泊所等） | 有・無 | | | | |
| 4. 就労準備支援（就労に向けての支援） | 有・無 | | | | |
| 5. 就労訓練、中間的就労事業（就労の場の提供） | 有・無 | | | | |
| 6. アフターケア事業（個別訪問、居場所づくり等） | 有・無 | | | | |
| 7. その他事業 | 有・無 | | | | |

※支援対象者の生活保護等を財源とする場合は自主事業にチェックを入れてください。

→ その他の事業を行っている場合、具体的な内容をご記入ください。

問8 相談記録はどのように記録していますか。（複数回答）

1. 無し
2. 手書き（ノート）
3. 手書き（ケースファイル）
4. ワード
5. エクセル
6. データベース（アクセス等）
7. クラウドデータベース（Salesforce等）

問9 支援対象者個人への支援計画（サポートプラン、ケアプラン等）の策定状況をご記入ください。

1. 全員に策定（100%）
2. （ %）に策定
3. 策定していない（0%）

II アウトリーチ(巡回支援、事務所・サロン等での拠点相談支援、早期把握の取組み等)

問 10 2013 年度における支援対象者との直前のコンタクト（接触）経路で該当するすべてに○をつけてください。

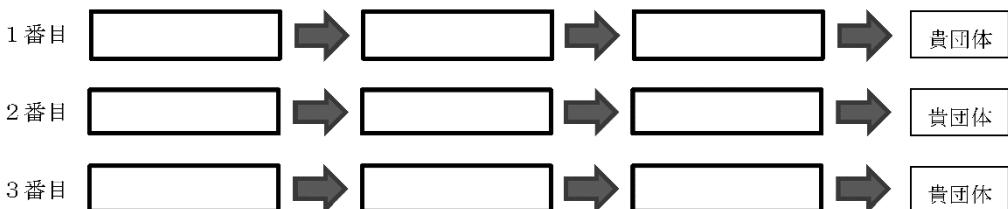
- 1. 自立相談支援事業の窓口
- 2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体
- 3. ホームレス総合相談推進事業の窓口
- 4. 行政・福祉事務所
- 5. 保健所
- 6. 不動産業者
- 7. 社会福祉協議会
- 8. 地域包括支援センター
- 9. 地域・若者サポートステーション
- 10. 精神保健福祉センター
- 11. 民生・児童委員
- 12. 1, 2, 3, 9 以外の民間支援団体
- 13. 更生保護施設
- 14. 保護観察所・保護司
- 15. 地域定着支援センター
- 16. 弁護士(法テラス)
- 17. 年金事務所(社会保険事務所)
- 18. 医療機関(病気・けが)
- 19. 医療機関(精神)
- 20. ハローワーク
- 21. 警察
- 22. 家族・親族
- 23. 本人
- 24. その他 ()

問 11 支援対象者とのコンタクト経路として、主要なものを多い順に 3 パターン書きください。

枠が多すぎる場合は、空欄には斜線を入れてください。

例 1) 「周辺住民」 → 「警察」 → 「行政・福祉事務所」 → 貴団体

例 2) 「□」 → 「□」 → 「本人から問い合わせ」 → 貴団体



問 12 最近 3 年間における、コンタクトの経路の傾向があれば、お答えください。

問 13 2013 年度に支援を開始した支援対象者の直前の居住場所として、最も多いものから順に 3 つ記入してください。

- 1. 路上
- 2. 医療施設
- 3. 本人・家族名義の住宅(持家・賃貸)
- 4. 社宅・社員寮・飯場等
- 5. ホテル
- 6. 簡易宿所(ドヤ)
- 7. ネットカフェ・サウナ等
- 8. 雇用促進住宅等
- 9. 他の支援団体提供の居住場所
- 10. 知人・親族宅(居候)
- 11. 刑務所等
- 12. その他 ()

1番目

2番目

3番目

問 14 以下のアウトリーチ活動について、2013 年度に実施した活動の有無に○をつけてください。

また、対象者および頻度について、当てはまるものすべてにチェックを入れてください。

※ ここでのアウトリーチ活動には、路上生活者に対するものだけでなく、生活困窮者全般への支援も含めてください。

① 炊き出し 【有・無】

対象：路上生活者 生活保護受給者 生活困窮者（生活保護受給者除く）

頻度：月に 1 度未満 月に 1 度～ 週 1 度 週 2、3 度 ほぼ毎日

② 昼回り（路上訪問相談、弁当配布を含む）【有・無】

対象：路上生活者 生活保護受給者 生活困窮者（生活保護受給者除く）

頻度：月に 1 度未満 月に 1 度～ 週 1 度 週 2、3 度 ほぼ毎日

③ 夜（早朝）回り（路上訪問、巡回相談、弁当配布を含む）【有・無】

対象：路上生活者 生活保護受給者 生活困窮者（生活保護受給者除く）

頻度：月に 1 度未満 月に 1 度～ 週 1 度 週 2、3 度 ほぼ毎日

④ 相談窓口（事務所など支援拠点での相談、公園等での出張相談会含む）【有・無】

対象：路上生活者 生活保護受給者 生活困窮者（生活保護受給者除く）

頻度：月に 1 度未満 月に 1 度～ 週 1 度 週 2、3 度 ほぼ毎日

⑤ 自由に来訪できる場所（サロン的な交流場所）【有・無】

対象：路上生活者 生活保護受給者 生活困窮者（生活保護受給者除く）

頻度：月に 1 度未満 月に 1 度～ 週 1 度 週 2、3 度 ほぼ毎日

⑥ その他、実施しているアウトリーチ活動があれば、対象と頻度をご記入ください

問 15 従来から実施されている炊き出し、夜回りなどの巡回相談事業は、路上生活者および居住不安定層の者を早期把握する手段として機能していますか。

1. 機能している 2. やや機能している 3. それほど機能していない 4. 機能していない

問 16 生活困窮者自立支援法（新法）で想定している地域資源連携型施策による生活困窮者の早期把握は、路上生活者および居住不安定層の者への支援としても機能すると思いますか。

1. 機能する 2. やや機能する 3. それほど機能しない 4. 機能しない

問 17 新法におけるアウトリーチ（早期把握）についてご意見があればお書きください。

問 18 2013 年度において、具体的にどのような方を支援しましたか。（複数回答）

1. 病気
2. けが
3. 障害（手帳有）
4. 障害（疑い）
5. 自死企図
6. その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）
7. 住まい不安定
8. ホームレス
9. 経済的困窮
- 10.（多重・過重）債務
11. 家計管理の課題
12. 就職活動困難
13. 就職定着困難
14. 生活習慣の乱れ
15. 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）
16. 家族関係・家族の問題
17. 不登校
18. 非行
19. 中卒・高校中退
20. ひとり親
21. DV・虐待
22. 外国籍
23. 刑余者
24. コミュニケーションが苦手
25. 本人の能力の課題（識字・言語・理解等）
26. その他（ ）

問 19 最近 3 年間における、支援開始後の連携先（紹介、問い合わせ先）（複数回答）

1. 自立相談支援事業の窓口
2. 自立相談支援以外の生活困窮者自立支援事業の実施団体
3. ホームレス総合相談推進事業の窓口
4. 行政・福祉事務所
5. 保健所
6. 不動産業者
7. 社会福祉協議会
8. 地域包括支援センター
9. 地域・若者サポートステーション
10. 精神保健福祉センター
11. 民生・児童委員
12. 上記（1, 2, 3, 9）以外の民間支援団体（生活支援）
13. 上記以外の民間支援団体（就労支援）
14. 更生保護施設
15. 保護観察所・保護司
16. 地域定着支援センター
17. 弁護士（法テラス）
18. 自立準備ホーム
19. 年金事務所（社会保険事務所）
20. 医療機関（病気・けが）
21. 医療機関（精神）
22. ハローワーク
23. 警察
24. 高齢者福祉施設（特養・老健施設等）
25. 無料低額宿泊所
26. ホームレス自立支援センター
27. 家族・親族
28. その他（ ）

III 貴団体が緊急時に無償で提供、利用できる一時的居住施設について（シェルター）

問 20 貴団体が緊急時に無償で提供可能、利用できる一時的居住施設の有無に○をつけ、施設数、部屋数、定員をご記入ください。また常駐職員（24 時間）の有無、女性利用の可否に○をつけてください。

| 種別 | 有無 | 施設数 | 部屋数 | 定員 | 常駐職員 | 女性利用 |
|---------------------------|-----|-----|-----|----|------|------|
| A. ホテル・旅館 | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| B. 簡宿・日払いアパート等 | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| C. 白団体運営の居住施設（D、E、F、G 除く） | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| D. 生活保護施設（救護・更生） | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| E. 緊急一時宿泊所（HL 支援法） | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| F. 自立支援センター（HL 支援法） | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |
| G. 一時生活支援（生活困窮者自立支援法） | 有・無 | | | 人 | 有・無 | 可・否 |

→ 全て「無」の場合は、問 22 以降の設問にお答えください。

問 21 A、B、C を選択された場合、その費用、財源（持ち出し含む）、1 人 1 部屋あたりの予算、補助金等を利用している場合はその事業名をご記入ください。また 2013 年度における、のべ利用者数、合計宿泊日数についてもご記入ください。

| | | | |
|------------------|-----|----------------|---|
| 財源 | | | |
| 財源が補助金等の場合、その事業名 | | | |
| 1 人、1 部屋あたりの予算 | 円／日 | | |
| 2013 年度のべ利用者数 | 人 | 2013 年度の合計宿泊日数 | 日 |

IV 貴団体の提供する中間的居住施設について(借上アパート、無料低額宿泊所等)

問 22 貴団体の提供する中間的居住施設（入居者が利用料を支払うもの）の有無に○をつけ、施設数、部屋数、平均的な家賃をご記入ください。また、常駐職員（24 時間）の有無、女性用の可否に○をつけてください。

| 種別 | 有無 | 施設数 | 部屋数 | 平均家賃 | 常駐職員 | 女性利用 |
|-------------------|-----|-----|-----|------|------|------|
| A. 借り上げ賃貸住宅（建物全体） | 有・無 | | | 円／月 | 有・無 | 可・否 |
| B. 借り上げ賃貸住宅（部屋単位） | 有・無 | | | 円／月 | 有・無 | 可・否 |
| C. 無料低額宿泊所（建物全体） | 有・無 | | | 円／月 | 有・無 | 可・否 |
| D. 無料低額宿泊所（部屋単位） | 有・無 | | | 円／月 | 有・無 | 可・否 |
| その他 | 有・無 | | | 円／月 | 有・無 | 可・否 |

→ 全て「無」の場合は、問 28 にお答えください。

問 23 上記施設について、定員、2014 年 4 月 1 日時点、2012 年 4 月 2 日以降の入居者数、平均入所日数をご記入ください。

| タイプ | 定員 (団体合計) | 2014 年 4 月 1 日時点 入居者数 | 内、2012 年 4 月 2 日以降の 入居者数 | 平均 入所日数 |
|------|--------------|-----------------------------|--------------------------------|------------|
| 職員常駐 | 人 | 人 | 人 | 日 |
| 職員訪問 | 人 | 人 | 人 | 日 |

問 24 2014 年 4 月 1 日時点において入居している方の就労、生活保護受給、年金受給それぞれの割合をお答えください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|---|---------|---|
| 就労した者の割合 | % | 生活保護受給者割合 | % | 年金受給者割合 | % |
|----------|---|-----------|---|---------|---|

問 25 上記施設を退所された支援対象者数をご記入ください。（団体合計）

| | 2012 年度 | 2013 年度 | | 2012 年度 | 2013 年度 |
|-------------|---------|---------|---------------|---------|---------|
| (a)居宅・施設移行者 | 人 | 人 | (c)支援中の死亡者 | 人 | 人 |
| (b)支援中の失踪者 | 人 | 人 | 支援対象者 (a+b+c) | 人 | 人 |

※ 居宅・施設移行者とは一定の支援を卒業して、期間を定めない住居に移行した者です。

問 26 2013 年度に居宅・施設移行された方（問 25 の a）の移行先をお答えください。（複数回答）

1. 賃貸住宅
2. ケア付賃貸住宅
3. 高齢者向け賃貸住宅（サ高住等）
4. 救護・更生施設
5. 高齢者福祉施設（老人ホーム、グループホーム等）
6. ホームレス自立支援センター
7. 医療機関（病気・けが）
8. 医療機関（精神）
9. 住込み・社員寮・飯場等
10. その他（ ）

問 27 2013 年度に支援して、居宅・施設移行された方（問 25 の a に相当）の移行時点での就労、生活保護受給、年金受給それぞれの割合をお答えください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|---|---------|---|
| 就労した者の割合 | % | 生活保護受給者割合 | % | 年金受給者割合 | % |
|----------|---|-----------|---|---------|---|

V 貴団体が提供している支援内容について(すべての団体がお答えください)

問 28 貴団体では、これまでの 3 つのステージ（アウトリーチ、一時的居住、中間的居住）およびアフターケアそれぞれの段階で、どのような支援をおこなっていますか。以下の一覧で提供しているもの有無について○をつけ、その支援実施のタイミングについてあてはまる欄に○をつけてください。

| | 支援内容(サービス) | 提供の有無 | 支援実施のタイミング | | | |
|----|-----------------------------|-------|------------|---------|---------|--------|
| | | | アウトリーチ | 一時的居住場所 | 中間的居住施設 | アフターケア |
| 1 | 安否確認 | 有・無 | | | | |
| 2 | 健康診断・医療相談 | 有・無 | | | | |
| 3 | アルコール依存対策 | 有・無 | | | | |
| 4 | ギャンブル依存対策 | 有・無 | | | | |
| 5 | 薬物依存対策 | 有・無 | | | | |
| 6 | 生活用品提供 | 有・無 | | | | |
| 7 | 食事提供 | 有・無 | | | | |
| 8 | 金銭管理 | 有・無 | | | | |
| 9 | 服薬管理 | 有・無 | | | | |
| 10 | 債務処理 | 有・無 | | | | |
| 11 | 法律相談 | 有・無 | | | | |
| 12 | 生活相談 | 有・無 | | | | |
| 13 | 生活保護申請支援 | 有・無 | | | | |
| 14 | 行政窓口への付添 | 有・無 | | | | |
| 15 | 住民票回復支援 | 有・無 | | | | |
| 16 | 介護保険申請支援 | 有・無 | | | | |
| 17 | 年金受給支援 | 有・無 | | | | |
| 18 | 障害者・療育手帳取得支援 | 有・無 | | | | |
| 19 | 家族との調整 | 有・無 | | | | |
| 20 | 身辺支援 (入浴・排泄・着替え・衛生管理等) | 有・無 | | | | |
| 21 | 日常生活支援 (掃除・洗濯・調理・代読・代筆等) | 有・無 | | | | |
| 22 | 生活資金貸付 | 有・無 | | | | |
| 23 | 話し相手 | 有・無 | | | | |
| 24 | 入所者との定期的な対面・訪問 | 有・無 | | | | |
| 25 | 相談記録の作成、生活状況を把握 | 有・無 | | | | |
| 26 | 自立までの個人支援プラン作成 | 有・無 | | | | |
| 27 | 就労先の情報提供 | 有・無 | | | | |
| 28 | 資格取得支援 | 有・無 | | | | |
| 29 | 就業訓練(無償) | 有・無 | | | | |
| 30 | 仕事の提供(時給が最低賃金未満) | 有・無 | | | | |
| 31 | 仕事の提供(時給が最低賃金以上) | 有・無 | | | | |
| 32 | 就業の保証人提供 | 有・無 | | | | |
| 33 | 他の支援団体・施設へ紹介 | 有・無 | | | | |
| 34 | 居宅探し支援 | 有・無 | | | | |
| 35 | 住居の保証人提供 | 有・無 | | | | |
| 36 | 就労後の継続支援 | 有・無 | | | | |
| 37 | 通院付添 | 有・無 | | | | |
| 38 | 入退院時の支援 | 有・無 | | | | |
| 39 | 入院見舞 | 有・無 | | | | |
| 40 | 交流会・食事会等の開催 | 有・無 | | | | |
| 41 | 支援対象者間の交流の場所・仕組み | 有・無 | | | | |
| 42 | 地域住民との交流の場所・仕組み | 有・無 | | | | |
| 43 | その他 () | 有・無 | | | | |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

2. 調査検討委員会メンバー

| | | |
|-----|--------|---|
| 委員長 | 奥田 知志 | 特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 特定非営利活動法人 抱樸 理事長 |
| 委員長 | 水内 俊雄 | 大阪市立大学 都市研究プラザ 教授 |
| 委 員 | 小林 秀彦 | 横浜市健康福祉局生活福祉部保護課 援護対策担当課長 |
| 委 員 | 藏野 和男 | 大阪市 福祉局 ホームレス自立支援担当課長 |
| 委 員 | 西岡 正次 | 豊中市市民協働部理事、豊中市パーソナルサポートセンター所長 |
| 委 員 | 山田 實 | 特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 理事長 |
| 委 員 | 古木 大介 | 特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 事務局長 |
| 委 員 | 立岡 学 | 特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長 |
| 委 員 | 阪東 美智子 | 国立保健医療科学院 主任研究官 |
| 委 員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部 教授 |
| 委 員 | 藤森 克彦 | みずほ情報総研 主席研究員 |
| 委 員 | 山本 美香 | 東洋大学ライフデザイン学部 准教授 |

3. 執筆者

水内俊雄
四井恵介
垣田裕介

平成 26 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

一時生活支援およびその後のケア付きハウジングリソースの
活用実態にかかる調査研究事業報告書
平成 27 年 3 月

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田 2 丁目 1 番 32 号